

# 阿見町議会会議録

平成20年第3回定例会

(平成20年9月9日～9月26日)

阿見町議会

## 平成20年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(9月9日)	5
○出席, 欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	10
・ 会議録署名議員の指名	10
・ 会期の決定	10
・ 諸般の報告	11
・ 常任委員会所管事務調査報告	12
・ 議案第49号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	16
・ 議案第50号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	17
・ 議案第51号から議案第57号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	18
・ 議案第58号から議案第63号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	23
・ 議案第64号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	30
・ 議案第65号から議案第71号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	43
・ 議案第72号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	48
・ 議案第73号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	49
・ 議案第74号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	52
・ 議案第75号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	53
・ 議案第76号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	54
・ 議案第77号から議案第78号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	56
・ 議案第79号から議案第84号(上程, 説明, 採決)	56
・ 議案第85号(上程, 説明, 採決)	58
・ 請願第1号から請願第4号(上程, 委員会付託)	59
○散 会	59
◎第2号(9月10日)	61
○出席, 欠席議員	61

○出席説明員及び会議書記	6 1
○議事日程第 2 号	6 3
○一般質問通告事項一覧	6 4
○開 議	6 5
・一般質問	6 5
柴原 成一	6 5
紙井 和美	7 3
藤井 孝幸	7 9
細田 正幸	8 7
浅野 栄子	9 3
○散 会	1 0 5
◎第 3 号（9 月 1 1 日）	1 0 7
○出席，欠席議員	1 0 7
○出席説明員及び会議書記	1 0 7
○議事日程第 3 号	1 0 9
○一般質問通告事項一覧	1 1 0
○開 議	1 1 1
・一般質問	1 1 1
難波 千香子	1 1 1
川畑 秀慈	1 1 8
吉田 憲市	1 2 6
・休会の件	1 3 6
○散 会	1 3 7
◎第 4 号（9 月 2 6 日）	1 3 9
○出席，欠席議員	1 3 9
○出席説明員及び会議書記	1 3 9
○議事日程第 4 号	1 4 1
○開 議	1 4 3
・議員提出議案第 3 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	1 4 3
・議員提出議案第 4 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	1 4 4

・議員提出議案第5号（上程，説明，質疑，討論，採決）	145
・阿見町行政改革特別委員会の委員の指名について	147
・阿見町行政改革特別委員会	147
・議案第51号から議案第57号（委員長報告，討論，採決）	148
・議案第58号から議案第63号（委員長報告，討論，採決）	153
・議案第64号（委員長報告，討論，採決）	157
・議案第65号から議案第71号（委員長報告，討論，採決）	166
・議案第72号（委員長報告，討論，採決）	171
・議案第73号（委員長報告，討論，採決）	172
・議案第74号（委員長報告，討論，採決）	174
・議案第75号（委員長報告，討論，採決）	175
・議案第76号（委員長報告，討論，採決）	176
・議案第77号から議案第78号（委員長報告，討論，採決）	177
・請願第1号から請願第4号（委員長報告，討論，採決）	178
・意見書案第2号から意見書案第5号（上程，説明，質疑，討論，採決）	180
・議会運営委員会及び常任委員会並びに行政改革特別委員会の閉会中における 所管事務調査について	186
○閉会	187

## 第 3 回 定例会

阿見町告示第102号

平成20年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年9月2日

阿見町長 川 田 弘 二

- 1 期 日 平成20年9月9日
- 2 場 所 阿見町議会議場

## 平成20年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	9月9日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	9月10日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>
第3日	9月11日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>
第4日	9月12日	(金)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務（議案審査）</li> </ul>
第5日	9月13日	(土)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第6日	9月14日	(日)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第7日	9月15日	(月)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第8日	9月16日	(火)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生教育（議案審査）</li> </ul>
第9日	9月17日	(水)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業建設（議案審査）</li> </ul>
第10日	9月18日	(木)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第11日	9月19日	(金)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>

第12日	9月20日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	9月21日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	9月22日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	9月23日	(火)	休	会	・議案調査
第16日	9月24日	(水)	休	会	・議案調査
第17日	9月25日	(木)	休	会	・議案調査
第18日	9月26日	(金)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[ 9 月 9 日 ]

## 平成20年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成20年9月9日（第1日）

### ○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	久保谷	実	君
11番	吉田	憲市	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
15番	大野	孝志	君
16番	櫛田	豊	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田弘二	君		
副町	長	大崎誠	君		
教	育	長	大崎治美	君	
監	査	委	員	橋本英之	君

総務部長	渡辺清一君
民生部長	横田健一君
生活産業部長	坪田匡弘君
都市整備部長	桑田康司君
教育次長	川村忠男君
消防長	瀬尾房雄君
消防次長兼総務課長	大津力君
参事兼消防署長	田仲安夫君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
税務課長	野口静男君
町民課長兼 うずら出張所長	松本道雄君
都市計画課長	菊池彰君
下水道課長	古徳真二君
水道課長	横田充新君
建設課長	浅野耕一君
予科練平和記念館 整備推進室室長	湯原幸徳君
学校教育課長	黒井寛君
会計管理者兼課長	宮崎茂夫君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	山崎貴之

## 平成20年第3回阿見町議会定例会

### 議事日程第1号

平成20年9月9日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 議案第50号 阿見町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第51号 阿見町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 議案第52号 財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 議案第53号 阿見町税条例の一部改正について
- 議案第54号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第55号 阿見町印鑑条例の一部改正について
- 議案第56号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第57号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第58号 平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第59号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第60号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第64号 平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第65号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第66号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 平成19年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 平成19年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第71号 平成19年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議案第72号 20国補下1-1荒川本郷地区調整池築造工事請負契約について
- 日程第12 議案第73号 H20町単予第1号予科練平和記念館新築工事（建築工事）請負契約について
- 日程第13 議案第74号 平成20年度霞ヶ浦飛行場周辺消防施設設置助成事業水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）購入について
- 日程第14 議案第75号 戸籍電動回転保管庫購入（撤去及び搬入）について
- 日程第15 議案第76号 阿見町土地開発公社定款の一部改正について
- 日程第16 議案第77号 町道路線の廃止について
- 議案第78号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第79号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第80号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第81号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第82号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第83号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第84号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第85号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 請願第1号 燃料，肥料，飼料，農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求

める請願

請願第2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願

請願第3号 アウトレットモール開業に伴う交通安全対策及び防犯対策を茨城県等に求める意見書の提出を求める請願

請願第4号 農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する請願

午前10時00分開会

○議長（諏訪原実君） 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、平成20年第3回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

○議長（諏訪原実君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 藤井孝幸君

9番 千葉繁君

を指名いたします。

---

会期の決定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る9月2日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長小松沢秀幸君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長小松沢秀幸君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小松沢秀幸君） 会期の決定の件について御報告を申し上げます。

平成20年第3回定例会につきまして、去る9月2日、議会運営委員会を開催をいたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は、本日から26日までの18日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、9月10日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

3日目、9月11日は同じく10時から本会議で一般質問、3名。

4日目、9月の12日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。

5日目から7日目までは休会で議案調査。

8日目、9月の16日は委員会で、午前10時から民生教育常任委員会。

9日目、9月17日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

10日目から17日目までは、休会で議案調査。

18日目、9月の26日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

以上、議会運営委員会といたしまして、会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いをいたしまして、御報告といたします。

○議長（諏訪原実君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から9月26日までの18日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月26日までの18日間と決定しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（諏訪原実君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 本日は平成20年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私とも御多用の折にもかかわらず、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成20年4月に一部施行されたことに伴い、地方公共団体の財政の健全性に関する比率について、監査委員の審査に付し、議会に報告し、公表することとなりました。

同法の施行以前、地方公共団体の財政状況については、その悪化を早期に防止するための是正機能がないことが指摘されておりました。今回の新しい再生法制については、地方公共団体の財政状況を健全化段階、早期健全化段階、再生段階の3つの段階としてとらえることにより、

財政破綻に至る以前の早期健全化の段階で、自主的な財政健全化を義務づける内容となっており、財政状況を判断する財政指標として、健全化判断比率並びに資金不足比率が整備されたものであります。

当町における平成19年度決算に基づく各比率につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりとなっております。

なお、財政状況の黄色信号とも言える早期健全化段階にあると判断される早期健全化基準は、お手元の報告書に括弧書きで記載した比率であり、その上段に記載しております平成19年度決算に基づく当町の各比率はすべて基準以下となっております、健全段階にあると判断されるものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 議長より報告いたします。今定例会に提出された案件は、町長提出議案第49号から議案第85号のほか、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願、アウトレットモール開業に伴う交通安全対策及び防犯対策を茨城県等に求める意見書の提出を求める請願、農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する請願、以上41件です。

次に、本日までに受理した陳情等は、「地域の県立高校の存続と30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書提出」に関する陳情、農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する要請の2件です。内容は、お手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成20年5月分から7月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成20年度普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について、8月29日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 常任委員会所管事務調査報告

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。

ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） 皆様、おはようございます。

それでは、命によりまして産業建設常任委員会所管事務調査について、御報告申し上げます。

当委員会では去る8月7日、午前10時から午後2時10分まで笠間市の市民農園はなさかと笠間クラインガルテンの2カ所を視察・研修してまいりました。出席委員は全員の6名に、議長も参加いただきました。議会事務局からは小口事務局長・山崎係長、執行部からは大塚農業推進課課長に御出席いただきました。

今回の視察先は、阿見町農業の活性化と町への集客力、耕作放棄地の対策等、我が町が抱えているこれらの課題をテーマに、近隣で先進的に推進しているところはないかとの観点から、場所を選定いたしました。

そこで、町の集客と市民の農業に対する意識づけに、アイデアを生かして成功している笠間市にスポットを当て、1カ所目の笠間市クラインガルテン、2カ所目の笠間市市民農園はなさかを視察してまいりました。

笠間市の議会事務局鈴木様と高野様、そして説明員として産業経済部農政課グリーンツーリズム推進室主幹の森様に出席いただきました。主幹の森様に関しましては、茨城大学農学部出身で、阿見町に何年か住んでおられたという親近感から、ぜひとも自身が説明員をと買って出てくださいったようであります。関係者の皆様から、心から感謝申し上げる次第であります。

まず、御説明いただいた概要ですが、笠間市は平成18年3月に、旧笠間市と友部町、岩間町が合併し、現在8万500人、2万7,900世帯であります。みんなで作る文化交流都市を目指し、今回我々に視察目的であるグリーンツーリズムの計画も掲げ、その拠点として笠間クラインガルテンの整備、取り組みをいたしております。

クラインガルテンとは、ドイツ語で「小さな庭」。19世紀半ば、ドイツを初めヨーロッパ諸国で、庭を持たない都市生活者のために郊外に市民農園をつくる運動が始まり、これがクラインガルテンと呼ばれるようになりました。本場ヨーロッパのクラインガルテンは、単なる菜園にとどまらず、コミュニティ形成の場として、また重要な緑地空間として都市計画の中に位置づけられており、市民生活の向上や健康増進に大きな役割を担ってきました。

日本ではまだ歴史が浅いクラインガルテンではありますが、近年になって全国各地に開設されています。クラインガルテンが一般の市民農園と異なるのは、ラウベという簡易宿泊施設が併設されていること。ラウベに滞在しながら自分の菜園づくりを楽しみ、地域住民とも交流できる、いわば滞在型市民農園のことです。

笠間市の主産業である農業も、我が阿見町と同じく就農者の減少、高齢化が進み、農地は年々荒廃しているのが現状でありました。こうした背景のもと、笠間市の多様な資源を生かして、都市住民に特色あるサービスを提供するとともに、地域の活性化を図るべく平成8年にクライנגルテン構想ができ、総合計画の中に盛り込み、平成10年、農業構造改善事業の国の認可があり、2年間で整備。平成13年4月、関東地区初の本格的な滞在型市民農園、笠間クライングルテンがオープンいたしました。

それから6年間、市の直営でやっていましたが、18年3月に指定管理者制度で農産物直売所とそば処をJA茨城中央で、19年4月には農協としてもグリーンツーリズムに力を入れていきたいということで、滞在型市民農園も全面的に農協に運営を移管いたしました。

都市に暮らす人々の生活の第2の拠点として、地域住民と交流しながら草花や野菜を栽培し、心身ともにリフレッシュできる施設となっております。施設内には宿泊つき市民農園と日帰り市民農園があります。全50区画で1区画300平米の土地に、30平米の簡易宿泊施設と100平米の菜園・芝生があります。利用期間は1年単位で、最長5年間の更新ができます。

宿泊施設つき市民農園は、年間利用料は1区画40万円、日帰り市民農園は年間1万円であります。簡易宿泊施設には、お風呂・トイレそしてロフトがついております。どちらも農機具等は無料で貸し出されております。また、両者とも有機無農薬栽培というのを原則にしており、利用者は毎週日曜日に地元の農家を先生としてお願いし、無料栽培講習会を開いております。

講習会が終われば、個別指導と巡回指導をしております。季節のイベントとして、イチゴ摘みやブルーベリー摘み、タケノコ掘り、蛍の里観賞、ジャムづくり、田植えと稲刈り体験、栗拾い、リンゴ狩りなど多彩に四季にわたって行われております。

毎年多くの応募者の中から面接をし、きちんと管理してくれる方、またイベントなどにも参加して地域の方々と交流してくれる方ということを対象に契約をしております。利用者の質を高めるといえるのでしょうか。

クライングルテンの理念は、1番目に市民住民との交流により地域活性化と農業の振興を図る。2番目に多様な農村空間の利活用を図る、3番目に農ですとか土を介して地産地消・安全安心・食の展開を図るなどです。

利用者内訳は、県内2組以外は東京42%で、あとはその近郊の方々であります。年齢は30代から50代。50区画の募集に78世帯の応募がありました。テレビの取材等もあり、19年度にはかなりの倍率になりました。

利用者の方々の声を聞くと、年間40万円の利用料は支払っているものの、税金を納めているわけではなく、そんな中でいろいろな施設を使わせていただいていることに感謝し、なるべく多くの友人を呼んで、市内で買い物や食事をしてお返ししようと思っているとのこと。

第2の人生を田舎でとの考え方も少しずつ増え、今までの流れから見て、都市部の方は農村部に何を求めているかということをもとめたところ、1に健康、2に知的観賞、3に自然といやしがキーワードと考えているとのことでした。

次に、市民農園はなさかに関しての概略であります。

設置目的として、農業振興策の観点から、遊休農地の活用と非農業者への自家用野菜の栽培・高齢者の生きがいをづくり、これを市で取り組むことにより市民への食の安全安心といった意識づけの部分が目的とのことでありました。

全体面積が0.5ヘクタール84区画で、利用料年間1万円。附帯設備は農機具、水道、トイレ、休憩室は無料。これもやはり必ず無農薬栽培で行う。

事業は農村振興総合整備事業で国庫事業で、県が主体ですが、市の単独事業では用地費や農園整備費として4,243万円の事業費です。と、ここまでが概要の説明でありました。

ここで質疑応答に入り、指定管理者制度に関して年間委託料についての質問に対し、直売所・そば処に関しては全く支払っていない、もうかつたら農協のもうけですよという形です。

農園に関しての委託料は、日帰りも含め年間2,200万円。また、補助率の制度と最初の総面積3.5ヘクタールの借地は、だれがどこから借りているのかとの問いに対し、補助率は農水省の補助事業ですが、今は経営構造対策事業という名前が変わり、費用対効果を必ず出すようになりました。今はこのような規模の補助事業はなかなかないと思われませんが、また国が4割、県が2割あとは市の持ち出しです。

あと借地に関しては、25名の地権者に対し市が借地契約をしています。1反歩3万円です。はなさかの市民農園は1反歩7,000円です。これは農業委員会の基準に基づいたものです。

また、PRの仕方はどのようにしているのかとの問いに対し、オープンの際に東京駅八重洲口の中で、1日パンフレットを配ったり、NHKの朝のニュースの間にログハウス特集で取り上げられまして、1週間に300件の問い合わせがありました。珍しい施設ということで、雑誌や新聞、テレビ、ラジオで報道してくれたり、ホームページを見て問い合わせが来たりと。ですから、特にこちらからの大きなPRはほとんどありませんでしたとのことでありました。

上下水道はどのようになっているのかとの問いに対し、上水はすべて水道、下水は合併浄化槽ですとの答えでした。

また、滞在型の人で、多くてどのぐらいの利用日数かとの問いに対し、月25日ぐらいですとありました。

耕作放棄地の対策について質問があり、農政課でやっています。菜種をまいてバイオ燃料や転作農作物、いろいろありますが、なかなかいい手はありませんとのことでした。これは全国的な課題のようであります。

また、特産品について質問があり、ここようやく地元の素材を生かしたジャムが特産品の一つに挙げられるようになりました。イチゴやブルーベリーはもちろんのこと、ピーナッツバターのような栗ジャム、練乳のようなジャージー牛乳のジャム、あとはそばですとのお答えでした。簡単に特産品を世に出すのは、苦勞が大きいということでしょう。

この後も、現地を見ながら和やかに質疑応答があり、午前午後にわたる研修が終了いたしました。

今回視察をして感じたことは、やはりより多くのアイデアを募り、価値観に対応できる柔軟性が必要であること。当町として取り入れたいことは、笠間市のクラインガルテンの理念として挙げていた1、都市住民との交流により地域活性化と農業の振興を図る。2、多様な農村空間の利活用を図る。3、農ですとか土を介して地産地消・安全安心・食の展開を図るという部分であります。

当町でも、農業・商業・工業・観光と、今から発展させるべき課題は多岐にわたり、しかもその可能性は広がるチャンスが目の前に大きく迫ってきています。

まずはアウトレットモールの阿見町進出による発展性。300万人から400万人を見込むこのチャンスをいかにして抱き合わせるか。そうなれば阿見ならではの特色を生かし、阿見に滞在してもらう1つとして、農業の活性化を図り、都会では味わえない食の魅力を存分に出し、必ず町の中に足を運ぶ方策を今日、明日にでも早急に取り組みねばならないと再認識いたしました。

以上が、産業建設常任委員会の視察研修、所管事務調査であります。

改めて、関係者各位に御礼申し上げ、御報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

---

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第5、議案第49号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） まず、議案第49号、専決処分について申し上げます。

本案は、平成20年6月27日午後11時30分ごろ、阿見町大字大形1番地18地先町道第5314号線を走行中、猫が飛び出してきたために避けようとしてハンドルを左に切ったところ、雑草が生えているためにふたなしの側溝に気づかず、脱輪した際に走行中の車両に損害を与えたので、

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第49号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号については、原案どおり承認することに決しました。

---

議案第50号 阿見町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第6、議案第50号、阿見町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 次に、議案第50号、阿見町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により、「報酬」を「議員報酬」に改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第50号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号については、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第51号 阿見町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

議案第52号 財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例の一部改正について

議案第53号 阿見町税条例の一部改正について

議案第54号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第55号 阿見町印鑑条例の一部改正について

議案第56号 阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第57号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第7，議案第51号，阿見町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について，議案第52号，財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例の一部改正について，議案第53号，阿見町税条例の一部改正について，議案第54号，阿見町手数料徴収条例の一部改正について，議案第55号，阿見町印鑑条例の一部改正について，議案第56号，阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に

ついて、議案第57号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、以上7件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第51号から議案第57号までの条例の一部改正7件について、申し上げます。

まず、議案第51号、阿見町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正により、「公益法人等」を「公益的法人等」に名称を改正するものであります。

次に、議案第52号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、平成18年度の地方自治法の改正により、国、他の地方公共団体または政令で定める法人など、一定の場合において行政財産の貸し付けや私権を設定することはできる場合が拡大されました。この改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第53号、阿見町税条例の一部改正についてであります。

本条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成20年4月30日に公布、施行されたことに伴い、関係条文等の整理を行うものであります。

主な改正につきましては、まず市町村等に対する寄附金、いわゆるふるさと納税の導入に伴い、税額軽減効果を高めるため、寄附金控除を所得控除方式から税額控除方式に変更するものであります。

次に、公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、平成21年10月から個人町民税の公的年金からの特別徴収——いわゆる天引きです——が実施されるに伴い、町においても所要の改正を行うものであります。

内容としましては、65歳以上の年金受給者で、当該年度の老齢基礎年金が18万円以上の方を対象に町民税を特別徴収、いわゆる天引きの方法で徴収するものであります。ただし、介護保険の特別徴収対象者でない方については、今までどおり普通徴収となり、納付書で納めていただくこととなります。

次に、議案第54号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本条例は、地方自治法第227条に基づき、町が徴収する手数料の額について定めたもので、今回の改正の対象である住民基本台帳カードにつきましては、現在、交付手数料として1件につき500円を徴収しております。

本年1月、総務省から、住民基本台帳カードの普及促進対策のため、平成20年度から平成22

年度の3カ年に限り財政措置をするので、交付手数料の無料化についての検討を依頼する旨の通知がありました。

住民基本台帳カードは、氏名・生年月日・性別・住所の基本情報の記載があり、公的な身分証明書として、本人確認手段となるほか、別途、電子証明書の情報を取り込むことで、インターネットを通しての確定申告ができるなどの拡張機能があり、将来的にも多目的利用のサービス提供が可能となることから、町としても普及促進を図るものであります。

このようなことから、住民基本台帳カード交付手数料について、国の財政措置に合わせ、平成20年11月1日から平成23年3月31日までの期間、交付手数料を無料とするために、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号、阿見町印鑑条例の一部改正についてであります。

本案は、住民基本台帳カードの多目的利用サービスの一環として、印鑑証明の請求に当たって、写真付住民基本台帳カードを本人が提示した場合に限り、印鑑登録証の提示にかえることができるよう所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号、阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、まちづくり交付金評価委員会の設置に伴い、当該委員会の委員の報酬及び費用弁償を定めることが必要となったため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、荒川本郷地区等で採択を受けているまちづくり交付金事業の事後評価の実施に当たり、まちづくり交付金事後評価実施要領に基づく「まちづくり交付金評価委員会」の設置が必要となったため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案7件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議案第52号の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてで、これは準用規定が追加されて、第4条に前条の規定は行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合及び普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用するつつうふう追加されてるわけですが、これを読んでもぴんと来ないので、例えば阿見町で例をとればどういう事項が該当するのか、説明をお願いしたい。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） お答えします。

第4条で普通財産の貸し付け、これが規定されてるわけですが、これに対して行政財産についての規定が特にありません。したがって行政財産の貸し付けについて準用規定をつくったということで、行政財産については、今まで使用許可という形でやっていましたが、今回法律改正によって、貸し付けまたはいわゆる私権、これは地上権とか地役権を言いますけども、いわゆる私権は私法に基づくもの、いわゆるこれは民法ですけれども、そういうことにあわせて普通財産についても、同じように私権、私権というのはいわゆる権利、いわゆる地上権と地役権になりますけども、そういうことが設定できるということにしたものであります。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 阿見町に例をとれば何があるかと聞いているのに、ただ条文読んだんではだめでしょうよ。説明をしてくれつつうことを言ってるんだから、議長注意してくださいよ。説明になんないでしょう。それじゃ。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） 行政財産についての私権の設定というのは、現在ございません。普通財産についても、賃貸借はありますが、それ以外の権利の設定は例としてはございません。今後できるようにということで、これが法律改正があったということで、今回条例も改正するということです。

○議長（諏訪原実君） いいですか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 聞いててもぴんと来ないんですけども、例えば普通財産と行政財産の差はどうか。それから、この前全協で、例えば曙の保育所が別の法人に無償賃貸するとか、そういう説明があったわけですけども、そういう場合を例にとると、この条文では、例えば曙町の保育所の貸し付けは何に当たるのかというのを、ちょっと説明してもらいたい。

具体的に言ってもらわないと、ちょっとぴんと来ないつつうのが正直な話なんです。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） 曙保育所の例が出てまいりましたので、これは現時点では行政財産。それを貸し付けということになるかと思えます。普通財産も出てくるかもしれませんが、現在のところはっきりしておりません。でも、そういう場合に、この条例の適用によって貸し付けることになるということになります。

○議長（諏訪原実君） いいですか。

○18番（細田正幸君） はい、わかりました。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 議案56号，57号なんですけど，この補正にもまちづくり交付金1億5,700万ということで入っております。非常にまちづくり交付金の使い道というんで，こないだ随分テレビのほうでもいろんな問題が起きております。建物を建て過ぎちゃってるとか，そういうものもありますんで，この評価委員に対しての選出方法，これ，どのような考えを持って評価委員を選出するのか。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） お答えいたします。

評価委員の選出でございますが，評価委員といたしましては外部有識者，これは大学教授等を含む3名以上の委員で構成するというのが国の方針となっております。

阿見町におきましては，都市計画審議会の委員である筑波大学教授の小場瀬令二さんですね，それと荒川本郷地区在住で建築士の赤木裕子さん，それからまた議会から議長，産業建設委員長の4名を，現在のところ案として考えてございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 今回はもう吉原のほうの区画整理事業の道路ということで，1億2,000万出てますけど，やはり評価委員，外部から招聘してですね，またその地域の人を入れたりして，やはりきちんとした評価システムをつくっていくことが大事だと思うので，そういう点も考慮して，4名じゃなく，あと3名ぐらい入れてもいいのじゃないかなという気がしますので，どうかその点も考慮して今後決めていっていただきたい。このことを要望しておきます。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号から議案第57号については，会議規則第39条第1項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

各常任委員会では，付託案件を審査の上，来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

- 
- 議案第58号 平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号）  
議案第59号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第60号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第61号 平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）  
議案第62号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第63号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第8、議案第58号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第59号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第60号、平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第61号、平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第62号、平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第63号、平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上6件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第58号から第63号の補正予算について、提案理由を申し上げます。まず、議案第58号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億8,310万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ134億9,851万5,000円とするものであります。

まず、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第10款地方特例交付金では、減収補てん特例交付金分を増額。

第15款国庫支出金では、国庫補助金交付予定額の増に伴い、まちづくり交付金を増額。

第16款県支出金では、設置予定基数の増に伴い、浄化槽設置事業補助金を増額。

第19款繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額。

第21款諸収入では、荒川本郷地区都市再生機構負担金を増額する一方、阿見吉原地区道路整備負担金を減額。

第22款町債では、臨時財政対策債を増額するものであります。

次に、3ページの歳出について、主なものを申し上げます。

第2款総務費では、企画費で高速バス運行事業補助金を新規計上。

第4款衛生費では、環境衛生費で浄化槽設置事業補助金を増額。

第5款農林水産業費では、農業振興費でいばらき農業元気アップチャレンジ事業補助金を新

規計上。農地費では、吉原土地改良区土地改良事業補助金を新規計上するほか、農業集落排水事業特別会計繰り出し金を増額するものであります。

第7款土木費では、開発費で圏央道から阿見吉原東土地区画整理事業地内に進出予定のアウトレットモールにアクセスするための道路整備に、地盤改良が必要となったため、吉原地区道路整備委託料を増額。

第9款教育費では、小学校及び中学校の学校管理費で小・中学校の耐震化を推進するため、阿見小学校と阿見中学校の耐震診断に要する経費を計上するものであります。

次に、4ページの第2表、債務負担行為補正については、アウトレットモール内阿見町コーナー設計業務について期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、第3表、地方債補正については、臨時財政対策債の起債限度額を変更するものであります。

次に、議案第59号、国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額に938万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ47億3,077万6,000円とするものであります。

その内容としましては、後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金等の納付額確定に伴い、各拠出金等の額を補正するほか、指定公費負担医療支出金を新規計上するものであり、その財源としては、前年度繰越金を増額するほか、指定公費負担医療負担金を新規計上するものであります。

次に、議案第60号、公共下水道事業特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額に5,559万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億8,065万7,000円とするものであります。

その主な内容としましては、阿見吉原東土地区画整理事業地内の雨水管渠整備箇所が増に伴い、吉原地区下水道工事委託料を増額するほか、落雷に伴い破損した流量計の補修工事を計上するもので、その財源としては地域住宅交付金を新規計上するほか、前年度繰越金を増額するものであります。

次に、議案第61号、老人保健特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額に24万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億9,824万6,000円とするものであります。

その内容としましては、老人保健医療給付費等実績精算に伴い、事務費交付金に返還が生じたため、国庫支出金等返還金を増額するものであり、その財源としては前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第62号、農業集落排水事業特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額に3,400万円を追加し、歳入歳出それぞれ6億5,047万1,000円とするものであります。

その主な内容としましては、実穀上長地区汚水処理施設の実施設計並びに管路施設工事を増額するものであり、その財源としては一般会計繰入金及び農業集落排水事業債を増額、4ページの地方債補正についても限度額を変更するものであります。

次に、議案第63号、介護保険特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額に235万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ18億7,755万7,000円とするものであります。

その内容としましては、地域支援事業支援交付金の実績精算に伴い、交付金に返還が生じたため、国庫支出金等返還金を増額するものであり、その財源としては前年度繰越金を充てるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案6件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議案第58号の一般会計補正予算、そのうち農林予算関係で6ページ、いばらき農業元気アップチャレンジ事業補助金144万3,000円。2分の1って新たに計上されておりますけれども、この内容の説明をお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） お答えをいたします。

いばらき農業元気アップチャレンジ事業は、茨城県のほうで農業改革を推進しておりまして、この事業は消費者ニーズに合わせて農業者がみずから創意工夫して行う新たな取り組みについて、県のほうで補助を出して支援する事業でございます。

今回阿見町のほうでは、たばこ耕作振興会のほうで、たばこからですね、そばに転換していくための機械の助成、それと産直センターですね、県南阿見産直センターの直販部会で加工所を建設するというこの補助、それと島津果菜組合でビニールハウスを建設するというこの補助ということで、3点で申請をしまして補助金を受けているということでございます。

で、茨城県の補助は2分の1になっております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） 議案第58号，一般会計補正予算の中で，土木費，阿見吉原土地区画整理事業内の業務委託料が1億2,000万出ておりますが，その内容について説明していただきたいと思ひます。

先ほどの説明ですと，アウトレットモールに，開業に伴うその道路整備等が発生したためということなんです，具体的にひとつお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） お答えいたします。

この事業につきましては，あの地区，御存じのように茨城県のほうに委託しておりまして，県のほうで現在工事をしているということでございます。で，アウトレットモールが進出することに伴いまして，オープンすることに伴いまして，いろいろと内容等については県のほうで調整しまして，事業量につきましてもそういった中で増加している部分があるということで，県のほうのこれは見積もりというか，県のほうの積算でございますが，そういった中で増が，工事料の増が生じたということでございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） そうすると，阿見町としてはこの1億2,000……，県のほうの見積もりということですね，予算つけてるんですが，補正予算組んでるんですが，その内容的なものというのは把握はしていないということなんですか。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 内容といたしましては，地盤調査の結果でございますけれども，ダイレクトアクセスの道路の地盤が軟弱であったということが判明いたしまして，地盤改良，これはセメント系の地盤改良ということでございますが，それが必要になったということと，あとは道路構造について経済性を考慮してということなんですけれども，PC壁体で計画しましたが地盤が軟弱であったということで，構造をU型擁壁構造に変えた。そういったことに伴う経費の増でございます。

○議長（諏訪原実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） 軟弱地盤が判明したということですね，これから工事が発注されると思うんですが，この工事に対してですね，発注というか業者……。発注されるんですか，それとも大体業者は決まってるんでしょうか。その工事に対する。

これから発注されるんでしょうか。この工事をですね，委託工事しますね。道路ね。これは，これからの発注になるんでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） はい。ダイレクトアクセスの工事につきましては、現場のほうごらんになって御存じのことかと思えますけれども、既に工事が取りかかっておりますので、県のほうでは既に発注されておるのではないかと思います。

○議長（諏訪原実君） いいですか。

9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 議案第58号、平成20年度阿見町一般会計の補正予算ですけど、ページ、議案書11ページですね、教育費。先ほど町長からの説明ありましたけれども、耐震の調査の費用ということで計上されております。

この中でですね、大変金額が1,556万4,000円、これは阿見小学校。阿見中学校で1,634万9,000円というようなお話がありました。この調査委託なんですけれども、委託先、わかっていれば、業者さん教えていただきたい。

それからですね、この経費がかなりかかっていますので、かかる経費の内容ですね、詳細を伺いたいと思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長川村忠男君。

○教育次長（川村忠男君） では、質問にお答えします。

まずですね、その教育費の学校施設整備事業の委託の件でありますけども、今回補正で上げさせていただきましたのは、設計業者の見積もり3社からとりまして、その中で一番低い数字を計上をしております。これは阿見小学校、中学校同様であります。

それからですね、今回の耐震診断の内容と手順ということでもありますけども、まずですね、診断の内容としましては、まず予備調査というのを実施します。予備調査というのはですね、設計どおりにですね、建設されているかどうか。まずそれを設計書と照らし合わせて、それで確認をいたします。内容としては建物の概要とか建物の履歴、それから耐震診断の可否ということでもあります。

その予備調査の後にですね、現地建物の調査ということで、1次調査を実施します。それは図面、それから構造計算書ですか、それをもとにしまして履歴の調査、先ほど言いました設計図とそれから相違箇所の確認、それから外観調査ということで、変形がどうなっているのかとか、それからひび割れ等があるのかどうかという建物の形状の検査、調査ですね。それからコンクリートの強度がどのようになっているのか。さらには鉄筋がどのような形で配置されているのかどうか。そういった1次調査を実施します。

その建物調査に基づきまして、その後ですね、耐震診断、分析というような形で2次診断を実施します。その内容としましては、柱とか壁の部材の強度、それから破壊形式、どのようにこうですね、シミュレーションをかけて、例えば阿見小・阿見中の場合に壊れるかどうか。

そういったシミュレーションをコンピューターであらわすということでもあります。それからじん性っていう、専門用語なんですけども、これはあくまでも粘り・強度ということで、そういった診断も行います。

それら予備調査から始まりまして、1次調査・2次診断を経まして、その診断の結果が報告されるということでもあります。その診断結果によりまして、これまで46年以前の建物につきましては、もうすべて改築ということで決められておりましたが、今度の法改正によりましては、46年以前の建物につきましても、この耐震診断をやった結果によっては改築あるいは補強でもオーケーというような法改正がありました。

そういった形から、そういったことからしてですね、今回補正を計上させていただきまして、早急にですね、耐震化のほうをですね、進めていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 詳細な説明をいただきましたけれども、金額的なことをちょっと……。まあ阿見小だったら何棟で大体どのぐらいなんだというような、そういった金額が知りたかったということなので、もう一度回答いただきたいと思っておりますけれど、それからこの2つのね、調査が終わるのが大体どのぐらいになるのか、どのぐらいでまとめようとしているのか、その時期的なことを伺いたいと思っております。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長川村忠男君。

○教育次長（川村忠男君） お答えします。9月の全協のときにも一番最後のページにですか、今後の耐震化計画ということでお示ししたところでありましてけれども、今回阿見小学校・阿見中学校については、全校舎、それと体育館を診断をいたします。

今後のスケジュールですけれども、今回議決いただきますと、10月早々にはもう発注をしたいということで考えております。で、早ければ年内あるいは年度内になるかと思うんですけれども、その結果に基づいて、この21年度には実施設計に入る。そして、22年度補強の工事に入ること、年度内には結果が出るものと、委員会のほうでは予定をしております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 今日は傍聴者大勢いるのでですね、今回、今の話なんですけど、この話もやっぱりほら、阿見小学校が何年にできて、こういう状況なので耐震が必要なんですよという、その年度等もね、言ってあげると非常に皆さんわかりやすいと思うんですね。そういうことも答えていただきたい。

あと、私のほうの所管なんですけど、高速バスの運行事業、これに対しても、やはり詳細な説明をしていただきたい。私たちは知ってるけど、傍聴者の人たちは知らないわけですから、そういう面で詳細な説明をしていただきたいと、この2点お願いします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長川村忠男君。

○教育次長（川村忠男君） 傍聴者がですね、今日ふれあい地区という形なので。

阿見中学校につきましては40から42年の建築になります。それから阿見小学校については43年から45年ということで、46年以前の建物ということで、もうどっかに危険性があるというようなことで言われていますけど。

〔「向こう向いて言ってください、おれはわかっている」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（川村忠男君） ああ、そうですね。はい。

〔「傍聴者もわかったようです」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（川村忠男君） そうですね。それから、阿見小学校につきましては、先ほど申し上げましたけども、平成22年度。同じく阿見中学校についても22年度に補強工事を実施するという計画で、今のところおります。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） 傍聴者の方がいるから、高速バスについて詳細ちょっと説明してほしいということなんですけど、議案の中身じゃなくて……。

〔「だからほら、中身になるでしょ」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（渡辺清一君） 中身になりますか。で、もうその中身も含めてまた詳細にということですね。

皆さん御存じのように、高速バス、これは江戸崎から東京間を走ってるバスですね。これについて。この路線は、JRとそれから関東鉄道、この2社が運行していたわけですが、本年の6月、5月ごろですか。6月で2社のほうからこの路線を廃止したいという話がありました。

JRのほうは、この廃止からは考え方は変えられないという、そういう強いものでした。ところが関東鉄道では、赤字の補てんをしてくれれば運行を継続してもよろしいですよということから、稲敷市と美浦村と阿見町、この3市町村が関係していますので、いろいろと協議をしました。

補てんのことで、実際今回補正予算に計上してありますけれども、既に稲敷市と美浦村では、この補てんの部分の、つまり負担金ですか……、補助金ですね、補助金として計上してありますが、阿見町は今回この9月定例会で534万、3市町村ですからトータルしますと1,602万となりますけども、これが年間赤字の中での9カ月、つまり7月から3月までの赤字補てん分とし

て今回補正するものであります。

今後どうなるのかということにつきましては、今まで16便、2社で16便運行していましたが、それが今度は半分の8便。時間は、従来と余り変わりありませんけれども、関東鉄道1社ですから、行って帰ってくるという、そういったものを考えて、一応時間は多少調整はしたようですけれども、基本的には余り変わってないという。それは、行けば帰りは時間に合わせてJRの帰りのバスを使うということもできましたが、それが1社でするのでできないということから、そういうことも踏まえた中で、運行時刻は設定したようであります。

さらにまた詳しくちょっと説明しますと、これは去年の、つまり平成19年の7月と8月、それから20年の7月と8月、この2カ月でちょっと利用者の状況はどうなんだろうかということ、ちょっと調べたのがありますけれども、これについて稲敷から美浦、阿見、全体で言いますと、上りでやっぱり20%、阿見地内でも30%と減になっていると。ただ下りについては、全体では2%ですが増、阿見地内では44%の減になっているということで、従来よりは、この2カ月に限っては利用者が減っているという状況があります。

以上くらいでよろしいでしょうか。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号から議案第63号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第64号 平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第9、議案第64号、平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第64号，平成19年度一般会計歳入歳出の決算につきまして，地方自治法第233条の第2項及び第3項の規定により監査委員の意見を付して，ここに提案いたします。

なお，議案の詳細な内容等につきましては，総務部長に説明させますので，慎重審議の上，認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き，監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） 決算に関する審査の報告をいたします。

平成19年度阿見町一般会計歳入歳出につきまして，地方自治法第233条第2項の規定に基づき，8月4日から8月20日までの間の延べ6日間審査を行いました。

審査に当たりましては，町長から提出されました各会計決算書・附属書類・健全化判断比率・資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について，法定様式に従ってされているかを確認するとともに，計数についても，関係帳簿，証拠書類などの提出を求め，予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら，必要に応じ，関係者の説明を聴取して審査いたしました。

審査の結果，平成19年度一般会計歳入歳出決算について，関係帳簿及び証拠書類と照合した結果，すべて正当なるものと認めました。

以上報告いたします。阿見町監査委員橋本英之。同じく久保谷実。

○議長（諏訪原実君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き，担当部長から，議案に対する詳細な説明を求めます。総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） それでは，議案第64号，平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の1ページからになりますので，御参照いただきたいと思います。なお，括弧書きですけれども，これは省略させていただきます。

平成19年度一般会計の決算額は，歳入総額130億5,036万9,000円，歳出総額120億9,852万2,000円となり，前年度と比較し歳入については1億4,142万9,000円の減，歳出については2億8,384万9,000円の減となりました。その結果，歳入歳出差し引き額は9億5,184万7,000円で，翌年度に繰り越すべき財源として1億429万2,000円を充てますと，実質収支額は8億4,755万5,000円となり，前年度と比較し1億2,993万円の増となりました。

初めに歳入の増額の主なものについては，町税が決算額84億3,165万6,000円で7億5,067万4,000円の増。県支出金が決算額5億2,893万6,000円で5,676万8,000円の増，繰越金が決算額

8億942万7,000円で9,161万4,000円の増となりました。

減額の主なものについては、地方譲与税が決算額2億3,073万3,000円で3億4,906万3,000円の減。地方特例交付金が決算額6,133万円で1億8,568万8,000円の減。国庫支出金が決算額5億4,177万6,000円で2億592万円の減。町債が決算額6億1,390万円で1億5,220万円の減となりました。

次に、歳入の増減の主な内容につきましては、まず、町税では町民税が税源移譲に伴う個人町民税4億6,242万2,000円の増。大規模法人の業績好調等に伴う法人町民税2億3,374万9,000円の増により、決算額43億4,686万円で6億9,617万1,000円の増となりました。

また、固定資産税が大規模施設の新築増に伴う家屋5,373万8,000円の増などにより、決算額32億7,365万5,000円で4,152万7,000円の増となりました。地方譲与税では、税源移譲としての所得譲与税3億5,118万円の皆減などにより減額となりました。地方特例交付金では、減税補てん特例交付金分の廃止等により減額となりました。

国庫支出金では、町づくり交付金1億3,682万1,000円の減、近隣公園整備事業補助金1億4,047万8,000円の皆減などにより減額となりました。県支出金では、個人県民税徴収取り扱い委託金4,019万1,000円の増などにより増額となりました。諸収入では、高額療養費返納金2,137万2,000円及び荒川本郷地区都市再生機構負担金1億440万円の減などにより、減額となりました。町債では、都市計画街路整備事業債1億350万円の減、減税補てん債8,970万円の皆減などにより減額となりました。

次に、歳出の目的別決算額について。まず議会費では、議員報酬関係経費298万6,000円の増などにより、議会費全体の決算額は1億4,514万2,000円で、226万4,000円の増となりました。

総務費では、一般管理費職員給与関係経費7,823万円、9,000円の増、行政情報ネットワーク運営事業1,194万1,000円の減、総合計画策定事業1,015万円の皆増、参議院議員通常選挙事業1,387万円の皆増、町議会議員一般選挙事業1,319万9,000円の皆増などにより、総務費全体の決算額は14億4,764万5,000円で1億1,344万5,000円の増となりました。

民生費では、障害者介護給付事業1億1,321万5,000円の増、障害者施設訓練等支援費事業1億26万2,000円の減、老人保健特別会計繰出金7,594万円の減、児童手当支給事業5,666万9,000円の増などにより、民生費全体の決算額は28億6,993万2,000円で590万8,000円の減となりました。

衛生費では、保健衛生総務費職員給与関係経費828万3,000円の減、環境総務費職員給与関係経費881万6,000円の減、牛久市阿見町斎場組合負担金1,909万6,000円の減などにより、衛生費全体の決算額は9億5,555万4,000円で4,269万8,000円の減となりました。

農林水産業費では、農業委員会費職員給与関係経費976万3,000円の減、農業総務費職員給与

関係経費1,582万円の減、水田農業構造改革対策事業620万3,000円の減などにより、農林水産業費全体の決算額は1億8,123万2,000円で2,426万8,000円の減となりました。

商工費では、商工振興費職員給与関係経費1,610万5,000円の増、阿見東部工業団地企業誘致事業1,234万1,000円の増などにより、商工費全体の決算額は1億6,031万9,000円で3,182万8,000円の増となりました。

土木費では、荒川本郷地区都市計画街路整備事業3億6,437万5,000円の減、公共下水道事業特別会計繰出金1億4,424万5,000円の増、廻戸地区近隣公園整備事業1億9,145万7,000円の皆減、岡崎土地区画整理事業特別会計繰出金8,343万9,000円の減などにより、土木費全体の決算額は22億1,651万3,000円で5億1,322万4,000円の減となりました。

消防費では、常備消防費職員給与関係経費624万8,000円の増、団員報酬福利厚生費524万7,000円の増などにより、消防費全体の決算額は6億292万4,000円で819万9,000円の増となりました。

教育費では、中央公民館維持管理費1,680万円の減、予科練平和記念館整備事業2億7,261万3,000円の皆増などにより、教育費全体の決算額は16億4,643万6,000円で2億3,712万7,000円の増となりました。

公債費では、元金償還費3,173万4,000円の減、利子償還費3,713万8,000円の減により、公債費全体の決算額は18億4,931万3,000円で6,887万7,000円の減となりました。

諸支出金では、予科練平和記念館整備管理基金費2,221万7,000円の減などにより、諸支出金全体の決算額は2,351万2,000円で2,173万7,000円の減となりました。

次に、性質別決算額では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が57億8,294万9,000円で4,992万3,000円の増となり、歳出総額の47.8%を占め、その内訳については、人件費が一般職退職手当負担金の増などにより5,812万9,000円の増、扶助費が児童手当支給事業の増などにより6,066万6,000円の増、公債費が利子償還費の減などにより6,887万2,000円の減となりました。

物件費については、臨時職員雇用費923万1,000円の増、総合計画策定事業1,015万円の増、町議会議員一般選挙事業783万9,000円の増、放課後児童健全育成事業924万8,000円の増などにより3,761万7,000円の増となりました。

普通建設事業費については、荒川本郷地区都市計画街路整備事業3億6,339万7,000円の減、廻戸地区近隣公園整備事業1億9,145万7,000円の皆減、予科練平和記念館整備事業2億6,948万7,000円の皆増などにより、3億7,951万8,000円の減となりました。

維持補修費については、霞クリーンセンター維持管理費1,547万7,000円の増、中学校学校施設整備事業631万円の増などにより、1,978万円の増となりました。

補助費等については、人事給与事務費915万5,000円の増、阿見東部工業団地企業誘致事業

1,233万1,000円の増などにより、2,007万2,000円の増となりました。

積立金については、予科練平和記念館整備管理基金費2,221万7,000円の減などにより、2,173万7,000円の減となりました。

繰出金については、老人保健特別会計繰出金7,594万円の減、公共下水道事業特別会計繰出金1億4,424万5,000円の増、岡崎土地区画整理事業特別会計繰出金8,343万9,000円の減などにより、656万7,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては別記歳入歳出の状況、概要を御参照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） それでは、これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） それでは、決算に対して質問させていただきます。

阿見町の決算審査意見書の中から10ページ、お聞きください。13、14の指名競争入札の落札率の推移ということで、過去5年間の指名競争入札の落札率というのがあります。そしてまた14では入札及び随意契約の年度別発注割合、こういうことになっておりますが、まず13のですね、この15年から19年度まで出てますけど、平均のパーセンテージ、建設工事・建設コンサル・業務・印刷・物品購入・賃貸借、それぞれ落札率が出てますが、これに対して平均のね、このパーセンテージをこういう形で出してくること自体がね、この数字が全然おかしいのではないかと、だれもが疑問視するような数字だと思うんですね。

これは、なぜこういう出し方をしたのか、お尋ねをいたします。

あと、今年度から4,000万ということで、副町長初め入札問題で皆さん努力されたと思うんですけど、それでは19年度のね、建設工事、まあ90件とありますけど、これに照らし合わせると一般競争入札は何件ぐらい、もしも今年であるならばできるのか、この90件のうち何件ぐらい4,000万以上の建設工事があるのか、この点、2点ほどお願いします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。監査委員。

○監査委員（橋本英之君） まず、平均値が余り意味ないという御指摘でございますけれども、これは財政課のほうで出していただいた数字をそのまま記載されているわけですが、余り意味ないって言われれば、それも1つの考え方かなと思いますけれども、平均ということで出したということですが、

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） これ財政課で出したってということですが、これ19年度にしても

何にしても建設工事が96.38、建設コンサル94.9、業務が93.93、印刷が87.93、物品購入が95.56、賃貸借が74.67、これを足して6で割っている。それで件数は、建設工事は90件、建設コンサル9件、業務107件、そういう中でこういうずぼらな出し方で平均が出るわけがないでしょう。

こういう、これに合わせてやっぱり建設工事90件の価格幾ら幾ら、そうすれば、その金額が出れば96.38で割れば分母が出るわけだから、100%っていうのは。そうするとこの金額に対して96.38%だなんていうのが出るわけですよ。そういう面で、やはりこれを出すのであるならば、きちんと金額も出してやるべきだと思うんだよね。これじゃ、わからない。

全然、これではやっぱり数字は、今後きちんと出していかないと、やっぱり総合計画でも人口動態でも私言いましたけど、やっぱり数字をきちんと予測して出していかないとまずいと思うんですよ。

ああ、これ、ああ、ほんで90.56なんだな、平均すると……。とんでもないおかしな数字になると思うんですね。これで来られれば金額をど一つと出していったら、相当高い入札率になっていくと思うんです。こういう点、やっぱりきちんと気をつけていかないとまずいと思うのね。

○議長（諏訪原実君） 監査委員橋本英之君。

○監査委員（橋本英之君） お答えいたします。天田議員の御指摘のとおりだと思いますので、単純に6で割っていけば余り意味がないと言われればそのとおりだと思いますので、今後改めて再度提出……。

〔「いや、次回以降に」と呼ぶ者あり〕

○監査委員（橋本英之君） 次回訂正したいと思います。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「まだ、全部言ってないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 答弁漏れ。

○12番（天田富司男君） 19年度、今年度4,000万として……。今年度ほら、こちらの、こないだの行革のほうで入札制度に対してね、平成20年度から改革したわけですよ。4,000万ということで。そしたら建設としてこれが90件あるわけね、19年度。この4,000万に照らしました場合ね、一般競争入札はどうなるのか、どのくらいの件数になるのかっていうことを聞いているわけです。

だから4,000万以上の契約っていうのは何件ぐらいあるんですかって話を聞いている。

○議長（諏訪原実君） 総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） 19年度の工事、工事ばかりじゃなくて業務も含めてそう書いたわ

けですが、4000万以上ということの。

で、これはちょっとそういう視点で19年度の部分は把握しておりませんので、その改善する前の19年度の一般競争入札の件数は把握してますので、よろしければその辺だけ。これは5件です。17年度が1件、18年度が1件、19年度が5件。で、改善後20年度、20年度は既に9件に達しております。

以上です。ぐらいでよろしいでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 今日の東京新聞にもですね、入札率の問題が出てます。茨城は本当に県庁所在地で一番悪い。水戸が落札率が98%だそうですよ。95%以上が3市あるんですけど、これがワースト3、富山、甲府、で、阿見町はどうなんだと。ずっと見ていくともう96%台ですね。ずっと、これね。建設工事においてもね。

やはりこのような状況だと、やはりこれは談合っていう形のものがね、やはり言われてもしようがない。そういう問題を含んでいるので、やはり今後ともね、ほんとに入札制度は、やっぱり議会も本腰を入れてやらなきゃいけないっていう感じがします。

また、議案何号でした、これは。議案73号においてもね、平和記念館においても、これももう98%弱、3億8,000万のやつが3億7,200万というこのような落札率になると、やはり町民のね、寄附をいただいて、この建物をやろうとするときに、大きな問題になってくるんじゃないかな。まあ、これはここで問題視するわけじゃないけども、そういう問題を含んでいるので、やはり役場のほう、執行部のほうもきちんとした考えを持って、やっぱりこの入札制度をやっていたきたいと、このことをお願いしておきます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 一般会計の人件費のことで伺います。

人件費が微増になってまして、前年度比2.1%、5,800万ということですね。毎年私思うんですけども、職員を減らしている割にはなかなか人件費が落ちないと。これは何だろうかということ、今回も予算執行の実績報告書などを見さしてもらいましたが、今回も職員給料は0.3%下がっている。619万ですかね。大幅に増加しているのは、退職手当の負担金だと思うんですよ。予算執行実績報告書の13ページだと思うんですけど、退職手当負担金が昨年度から19.9%、5,663万増加をしています。

これ、さかのぼってみますと、17年度は前年比44.2%の増、9,798万。18年度は11.1%これは減です。3,545万減。これは年度ごとにかんがりの増減というか変動があるんですけども、この変動の理由を伺いたいと思います。

それから、あと1点ですね、物件費の賃金なんですけれども、これは次のページにあります

けれども、19年度決算額で1億3,517万6,000円。前年比17.2%増の1,900万。840万増ですかね。これはまあ臨時職員の増加ということとされますけれども、この臨時職員の増ということで、人数的にどのくらい増えたのか、それともどの部署が増えたのか、この物件費については2点お尋ねしたいと思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） まず、職員給与費に係る部分の中で、職員給と退職手当負担金の関係ですが、議員も御承知のように昨年はかなりの退職者が出たと。毎年毎年多少人数、退職者の人数は違います。それに合わせて採用の人員も違ってくるわけですが、昨年は28名ぐらいだったかな、退職が。がいたの。

その退職者の関係での職員給は、20年度の決算にあらわれてくるわけですが。退職手当負担金ってのは、その年に、やめた年に数字としてはあらわれます。が、こう言ったら失礼ですけど、やっぱり高額って言いますかね、新採と比べれば当然高額になるわけで、その効果が出るの、入れかえの成果が出るのは翌年度という形になってくるわけですね。

あと人員削減の絡みも出てきますんで、それは年度別にその辺のところをよく精査してみないと、ここでははっきりとお答えできないかと思いますが、そういう状況にあると。

今年度退職者、現時点では去年より大幅に減ってますんで、その辺では手当負担金は昨年ほどではないということ。まあ、そういうことの関係になってくるわけですが、その辺の年度別の状況をきちんと把握しないと、まだその辺の因果関係というのか、は、きちんと説明はできませんので、そういう関係があるんだということだけの説明をここではさせていただきます。

あと……。いや、でもほら、勸奨退職も増えてきているね。

今の、あと、それと臨時職員の人数とそれから増えた部分の、あと部署というのは、ちょっと私が今答えている間に把握して……。

昨年度と比較しての臨時職員の増数はどのくらいかということ、セクションでどこが増えているのかというデータはまだちょっとそろってませんので、ちょっと待っていただきたいと思いますが……。

〔「あー、決算でしょ、わかんないの。これ。」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（渡辺清一君） まあ、決算……。

〔「どのくらい増えて、どこが一番増えたってわかんないの」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（渡辺清一君） ちょっと町全体という形のやつですので……。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） それでは、調べるということであるならば、もう1つ調べてもらいたいですけれども、この退職手当負担金というのは、どっか共済組合か何かがこう全部、全市町村

のやつをまとめてやっているんだと思うんですけど、その辺ところの仕組みをちょっと教えてもらいたいんです。で、私は何か負担率が変わったとか何かがあんじゃないのかなって、こう思うんですけども、単なるうちが多くなったとか少なくなったとかっていうだけではなくて、その共済組合の退職金の負担率、それから掛け率みたいのが変わってきてんじゃないのかなと、こういうふうに思うんですけども、あわせて調べてください。

○議長（諏訪原実君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。よろしく申し上げます。

午前11時53分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（諏訪原実君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま11番吉田憲市君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

それでは、先ほどの9番千葉繁君の質問に答弁を願います。総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） それでは、午前の部の千葉議員の質問に対してお答えします。

まず1点目の退職手当負担金の、この増というのはどういうものなのかということですが、これは負担先は茨城県市町村総合事務組合負担金。参考までに組合長は、うちの町長川田弘二町長がやっておりますけれども。

この増の要因というのは、負担率、負担率は平成19年までは1,000分の185ですので、これは全く負担率は変わりありません。御参考までに平成20年度は1,000分の220と、ここではちょっと上がっております。

なぜ、この金額が違うかといいますと、平成18年の退職者が8名に対し、この負担するところの平成19年は17名ということで、あくまでも退職者の増がその理由であります。

それと、臨時職員の賃金について、人員についてはどうなのかということですが、18から19にかけては、臨時職員の数に2名増となっております。で、金額が増えた理由ですが、図書館、つまり業務形態も変わってきた、時間数も変わってきたということもあります。保育士賃金、それから放課後児童クラブ、まあ放課後児童指導員の賃金、これが増えた部分の大きな要素として、図書館では400万それから保育所では440万とか、それから放課後児童クラブは800万でなくて80万ですか。

そのほか、いろいろありますけれども、細かくはいっぱいあるわけですが、町民活動センター長の賃金だとか作業療法士賃金だとか調理員賃金。こういったものをすべて合わせてみますと、先ほど言った、ここにあらわれておりますような増額となるものであります。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） そうしますと、退職手当の負担金っていうのは、退職する、例えば20年度であれば19年度の状況で20年度が増えるというようなことで理解していいわけですよね。その中では、こういう勧奨を含めてのこういう状況があるので、いたし方がないというようなことなんでしょうかね。

そうなりますと、この人件費が増えているその理由というのは、何でしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

それからですね、さっきの物件費なんですけれども、臨時職員が2名しか増えていないというようなお話で、あとはもう時間外のことだよというような、基本的にそういうお話でしたけれども、職員給与が619万1,000円削減になってますよね。ですと臨時職員がこれ1,300万ぐらい増になってんですよ。

それは、1,300万増っていうのは増えてないよというお話ですけれども、それが基本的に住民サービスになっているというのであればね、これはいたし方ないことなんですけれども、この状況がずっと続くのであれば、幾ら減らしてもまた人件費は減らないというような状況も出てくると思うんですね。

その辺のところを今後、今は大分職員が退職されて減った分を人も増やせないの、時間外とか何かで賄っていくんだよと、一時的なことであればいいんですけれども、将来に向かってはどういうふうなお考えをしてるんでしょうか。御見解を伺いたいと思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） まず最初ですね、職員の人件費ということなんですけれども、ちょっと関連では、午前中にもちょっと説明しましたが、19年度には退職者が多かったということで19年度の退職手当負担金というのが増えた。18年度は7名ですから少なかった。だからそれは19年度に限り増えるわけですね。で、20年度は、現在想定されているのは6名程度ということですから、20年度の退職特別負担金も、これは昨年と比べれば減ってまいります。

で、職員給与に関係するのは、ここに退職者に対して採用人員もありますけれども、管理職がおおむね退職するわけですし、その辺、今度は新規採用となるわけですから、その後は当然減るわけですね。その効果が出るのは退職手当負担金は19年度だけれども、そのときには職員給与は減っていません、当然。ですが、やめる、採用になるのは20年度です。したがって20年度に職員給与はこれは増減の部分での結果があらわれてくると。だから、1年おくれるんですと。職員給与の場合にはその結果が出るのが。そういう意味ですということをお話したわけですが、これは御理解いただけたでしょうか。

それと賃金の話ですが、職員が少なかった部分、臨時職員で賄うという考えも、当然従来か

らあったわけですが、それが職員定数削減という目標を行政改革大綱の中で掲げて、実施計画で進めてきました。それは20年4月1日では、その目標は達成したというふうになっていますので、これからは特別そういうことは考えていく必要ないのだろうというふうに思います。

したがって、賃金が、臨時職員が、その部分を臨時職員で補てんするということでの今回の増では実際にはなくて、図書館が開館の時間が増えたことによる臨時職員賃金の増とか、それから放課後児童クラブ、こういうのもどんどんほら、増やしてますよね。この辺による増とか。そのほかもろもろもありますけども、これは今後こういった形で賃金の単価が上がらない限りは、こういう形で推移していくというふうには考えております。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 総括しますと、人件費が上がっているのは、住民サービスが向上しているからだよというようなことで理解していいわけですね。ということになりますと、これからは臨時職員もそんなに増やさないと。人件費も恐らくこれからは下がっていくんではないかと。ただし、いろんなサービスをしていく分では、上がっていくのは仕方がないよと、そういう理解でいいんですね。

○議長（諏訪原実君） 総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） もちろん、全くそのとおりに我々も考えております。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 先ほど天田議員のほうからもありましたが、この決算審査意見書ですね、10ページ。ちょっと角度を変えて質問させていただきます。

落札率はですね、まあ95%以上を超えると談合ではないかという新聞紙上あります。私が問いたいのは、これ以上職員が何ぼ努力しても、この落札率。まあ監査委員は努力お願いしますと書いてますけども、一向に改善されないというのは、職員が何ぼ努力してももうこれが限界ですかという、努力の余地がまだあるのかというのが1つと、それから随意契約。

一般競争入札・指名競争入札・随意契約と、この3つの方法があるんですが、これ15年度から19年度の数値を見ても、パーセンテージ、総件数のパーセンテージがですね、指名競争入札だんだん減ってます。で、随意契約がどんどん増えてます。で、一般競争入札はちょっと、ちょっとちゅうかね、増えてますが、これ我々も行革で入札の、一般競争入札を増やしてくれと、随意契約はなるべく減らして、指名競争も減らしてというお願いはしてたつもりなんですけど、数値から見ると何かそれに逆行しているように思うんですが、これはもう、この傾向が続くのか、歯どめになるのか。いやいや、そんなことないです。まだ我々は努力できますという部分があるのかないのか、それをちょっと、その2点をお伺いします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） まず1点目の、つまり落札比率の関係ですかね、これについて今まで鋭意努力してきた中で、20年度も一般競争入札、これを……。まあ、これも経緯があるわけですが、平成12年度4月1日から一般競争入札は土木工事で3億、建設工事で5億。それから平成14年度からは、それを土木1億、それから建築3億という形で一般競争入札、これを増やしてきたわけですが、平成20年に建築工事も土木も4,000万と。

その結果、天田議員の質問にもお答えしました。平成19年度は一般競争入札は5件。それが平成20年度は既に9件と。

で、先ほどちょっとお答えしてなかったことを、ここでお答えすることになるかと思いますが、平成19年度、これを4,000万ともししていたならば、一般競争入札は何件であったかという分、これは19件になります。

ということで、一般競争入札の対象価格を下げて、個々改善をしているわけですが、この落札比率になかなか結びついていかないという面があるとするならば、今後何の改善もしない、つまり限界なのかということについては、全くそのようには考えておりませんで、これからも、今年度やった結果がいずれ出てくるわけですが、それも踏まえながらさらに郵……。ここでちょっと答えちゃっていいのかわかりませんが、郵便入札だとか電子入札だとか、いろんな方法があると。

これはある意味では競争性という部分もありますけども、高めると。こういったことは、これからも改善の余地として残ってますので、これは努めていくべきだというふうに考えていまして、これは先ほど言われた努力の余地はもうないのかということ、全くそのようには考えておりません。

それと、14番のここの流れですが、20年度は一般競争入札の比率が上がってまいります。それと、ちなみに今年度霞クリーンセンターでは、金額が4,000万に達していないものもありましたけれども、ここでやはり高どまりという部分を十分防ぐための手法として、一般競争入札を導入したのもあります。そういう形ですね、議決案件になってませんけれども、もちろんありますし、そのための方法もこの場合には特別敷いたものもあります。

そういったことで、鋭意改善に向けた、個々の部分でも努力をしておりますので、この流れは当然変わってくるものと。ただ、大きな差で変わってくるという形でとらえ方はできませんけれども、変わってくる、いや変わっていくべきだというふうに考えています。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 言葉の上では確かにそのとおりでしょう。きっとね。だけど、この数

字から見ると逆行してるちゅうことがわかりますよね。まあ、20年は除いてですよ。15年から19年の間ね。

これはもう、ずっと久しく言われてるにもかかわらず、随意契約の率がどんどん上がってるという。この数字を統計をとっていくとまた20年度上がるというような話にもならんとも限らない。そらまた4,000万という額を決めてですね、20年度は一般競争入札が上がりましたと、こういうことは言って、わかることはわかるんですが、要はこの数字を見ると指名競争入札が下がって、随意契約が上がっているという、こういう傾向が続くということは、これは余り努力の余地がないというふうに私はとるんですが。

まあ霞クリーンセンターはですね、ここにも改善の余地が、改善した跡が見られますのでね、こういうことができると思いますので、今部長がお答えになったように、ぜひこの競争入札という数をですね、どんどん……。まあ安かろう悪かろうではまずいんですけども、そういうふうに努力をしていただきたいということを、総務部長の決意、努力する余地はあるということでしたので、ぜひそれは20年度以降見守らしていただきます。

頑張ってください。お願いします。

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるよう、お願いいたします。

---

議案第65号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成19年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成19年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成19年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第10、議案第65号、平成19年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号、平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号、平成19年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号、平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号、平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号、平成19年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号、平成19年度阿見町水道事業会計決算認定について、以上7件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第65号から第70号までの平成19年度国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

また、議案第71号、水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項及び第4項の規定により提案するものであります。

なお、各議案の詳細な内容等につきましては、各担当部長から説明させますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） 平成19年度阿見町特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

7月24日及び8月4日から8月20日までの延べ7日間、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算並びに法令で定められている附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類については、いずれも関係法令に従い作成されており、決算計数についても関係帳簿及び照合書類と照合した結果、すべて正当なるものと認めました。なお、審査の結果につきましては、一般会計も含め、久保谷監査委員とともに決算審査意見書を町長に提出しておりますので、申し添えます。

阿見町監査委員橋本英之、同じく久保谷実。

○議長（諏訪原実君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第65号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） それでは、議案第65号、平成19年度国民健康保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の39ページから42ページを御参照、お願いいたします。

平成19年度国民健康保険特別会計の決算は、歳入総額48億830万5,000円、歳出総額45億285万1,000円となり、前年度と比較し歳入については2億8,734万8,000円の増、歳出については2億3,998万4,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は3億545万4,000円となり、翌年度への繰り越しは皆減のため実質収支額は同額で、前年度と比較し5,002万1,000円の増となりました。

初めに歳入の主なものについては、国保税が収納対策の効果に伴う過年度分国保税収入額の増などにより、決算額15億3,265万7,000円で、前年度と比較し4,746万2,000円の増、国庫支出金が決算額10億8,256万2,000円で6,362万2,000円の減、療養給付費等交付金が決算額8億9,833万円で1億5,195万9,000円の増、共同事業交付金が保険財政共同安定化事業により、決算額4億2,944万8,000円で1億7,203万9,000円の増、繰入金が決算額3億9,004万5,000円で137万2,000円の増となりました。

次に歳出の主なものについては、保険給付費が29億6,232万1,000円で1億8,464万9,000円の増となりました。また、老人保健拠出金が老人保健制度の年齢引き上げにより対象者が減少しているため、決算額7億563万9,000円で3,201万6,000円の減、共同事業拠出金が歳入同様保険財政共同安定化事業により、決算額4億2,272万7,000円で1億8,840万1,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては決算書の369ページから403ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（諏訪原実君） 次に、議案第66号について説明を求めます。都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 平成19年度公共下水道事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

平成19年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額30億8,041万8,000円と、歳出総額29億8,972万8,000円となり、前年度と比較し歳入については13億4,129万9,000円、77.1%の増、歳出については13億1,454万2,000円、78.5%の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は9,069万円で、翌年度へ繰り越すべき財源として6,138万8,000円を充てると、実質収支額

は2,930万2,000円となり、前年度と比較し769万7,000円の増となりました。

初めに歳入の主なものについては、分担金及び負担金が、決算額901万8,000円で4,215万2,000円、82.4%の減、使用料及び手数料が決算額4億1,713万4,000円で165万3,000円、0.4%の増、国庫支出金が決算額8億917万円で5億9,391万円、275.9%の増、繰入金が決算額9億438万円で1億1,994万5,000円、15.3%の増、町債が決算額8億6,110万円で6億3,750万円、285.1%の増となりました。

次に歳出の主なものについては、下水道費が霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金3,364万2,000円、14.2%の減、公共下水道整備事業12億4,917万2,000円、264.7%の増などにより、決算額21億2,959万3,000円で12億1,844万円、133.7%の増となりました。また公債費については、決算額8億6,013万5,000円で9,610万2,000円、12.6%の増となりました。

なお、詳細につきましては決算書の404ページから428ページをごらんください。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 次に、議案第67号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 続きまして議案第67号、平成19年度老人保健特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の47ページから49ページになりますので、御参照いただきたいと思えます。

平成19年度老人保健特別会計の決算額は、歳入総額28億9,566万円、歳出総額27億9,456万円となり、前年度と比較し歳入については9,754万8,000円の減、歳出については8,323万7,000円の減となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は1億110万円となり、前年度と比較し1,431万1,000円の減となりました。

歳入の主なものについては、支払基金交付金が決算額14億5,631万5,000円で1億309万4,000円の減、国庫支出金が決算額8億9,769万6,000円で2,026万2,000円の増、支出金額が決算額2億2,164万1,000円で620万6,000円の増、繰入金が決算額2億119万5,000円で7,594万円の減となりました。

また歳出については、医療諸費が決算額27億9,445万2,000円で7,972万7,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては決算書の431ページから443ページを御参照いただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。

○議長（諏訪原実君） 次に、議案第68号について説明を求めます。都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 議案第68号について御説明いたします。

平成19年度土地区画整理事業特別会計の決算額は、歳入総額14億8,506万3,000円、歳出総額10億1,932万6,000円となり、前年度と比較し、歳入については7,062万8,000円、5%の増。歳出については933万7,000円、0.9%の増となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は4億6,573万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として2,659万7,000円を充てると、実質収支額は4億3,914万円となり、前年度と比較し8,413万円の増となりました。

歳入の主なものについては、国庫支出金が、決算額1億142万4,000円で4,842万5,000円、32.3%の減、財産収入が決算額6億1,074万円で2億4,518万1,000円、28.6%の減、繰入金が決算額1億2,964万円で9,039万7,000円、41.1%の減となりました。

歳出の主なものについては、事業費が、岡崎土地区画整理事業の工事収束に伴う3,167万2,000円、56.0%の減により、決算額6億5,078万2,000円で1,910万6,000円、2.9%の減、公債費が決算額3億6,854万4,000円で2,844万3,000円、8.4%の増となりました。

以上、御説明いたしました。決算書の444ページから461ページに詳細につきましては記載されております。

以上で説明を終わります。

○議長（諏訪原実君） 次に、議案第69号について説明を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田正弘君） 議案第69号、平成19年度農業集落排水事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の55ページから57ページを御参照いただきたいと思います。

平成19年度農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額6億5,652万6,000円、歳出総額6億4,946万8,000円となり、前年度と比較し歳入については4億2,437万3,000円の増、歳出については4億2,381万7,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は705万8,000円となり、翌年度への繰り越しは皆減のため、実質収支額は同額の705万8,000円で、前年度と比較し597万6,000円の増となりました。

歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額2,218万9,000円で964万2,000円の増、国庫支出金が決算額2億4,240万円の皆増、県支出金が決算額7,041万6,000円で1,694万4,000円の減、町債が決算額2億4,080万円で1億7,530万円の増となりました。

歳出の主なものについては、事業費が福田地区事業における汚水処理施設建設工事等の増、及び実穀上長地区事業における管路築造工事の増などにより、決算額5億9,326万円で4億1,824万3,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明しましたが、詳細につきましては決算書の462ページから

483ページを御参照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 次に議案第70号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 続きまして、議案第70号、平成19年度介護保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の59ページから63ページを御参照いただきたいと思います。

まず、制度施行から8年を迎えた平成19年度の施行状況についてであります。要介護認定者は、制度施行直後の平成2年4月末の491人から、平成19年3月末では1,108人と125%の伸びとなっております。これに伴いサービス利用者数も増加し、保険給付費は前年に比べて5.3%の増となっております。

このような状況を反映しまして、平成19年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額18億5,218万1,000円、歳出総額18億1,659万9,000円となり、前年度と比較し歳入については1億529万6,000円の増、歳出については8,579万8,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は3,558万2,000円となり、翌年度への繰り越しは皆減のため実質収支額は同額で、前年度と比較し1,964万円の増となりました。

初めに歳入の主なものについては、保険料が65歳以上の第1号被保険者数の増加及び介護保険料額の改定に伴い、決算額3億4,115万3,000円で2,091万8,000円の増、国庫支出金が決算額3億9,381万4,000円で5,467万5,000円の増、支払基金交付金が決算額5億3,050万2,000円で1,580万2,000円の増、県支出金が決算額2億6,418万9,000円で1,402万3,000円の増、繰入金が決算額3億481万円で1,499万5,000円の減となりました。

次に、歳出の主なものについては、総務費が一般管理費などの減に伴い決算額6,631万8,000円で458万5,000円の減、保険給付費が要介護認定者数の増加などにより決算額17億2,355万6,000円で8,735万7,000円の増、また諸支出金が償還金の発生により決算額312万2,000円で286万1,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては決算書485ページから523ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（諏訪原実君） 次に、議案第71号について説明を求めます。都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 議案第71号、平成19年度阿見町水道事業会計決算の概要について御説明いたします。

阿見町歳入歳出決算書の539ページをお開き願います。

平成19年度水道事業の概況について申し上げます。給水件数でございますが、前年度1万2,764件から174件、1.4%増の1万2,938件。給水人口は3万5,981人から631人、1.8%の増の3万6,612人となりました。それから、年間総配水量は384万103立方メートルで前年度より10万4,362立方メートル、2.7%増加いたしました。また、普及率ですが、前年度より1.1ポイント増えて76.9%になりました。

続きまして、収益的収入及び支出であります。水道事業収益8億8,836万4,929円に対し水道事業費用8億1,440万5,736円となり、6,530万7,838円の純利益となりました。

事業収益の主なものは、給水収益の8億5,950万6,210円で全体の96.7%を占めております。事業費用で主なものは、受水費の3億5,947万435円であります。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入は2億8,730万200円で吉原区画整理地内の配水管布設受託工事の県負担金1億1,469万2,200円、加入分担金3,040万8,000円と、過去高金利で借り入れた起業債の繰り上げ償還が承認されたことによる借りかえの起業債1億4,220万円でございます。

それから、資本的支出ですが5億2,834万2,107円で、その主なものは設計委託料4,341万7,500円、工事請負費2億8,312万6,200円。繰り上げ償還分を含む起業債償還金2億75万9,227円であります。

詳細につきましては、決算書の532ページから549ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（諏訪原実君） これより質疑を行います。なお、本案7件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号から議案第71号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会、産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるよう、お願いいたします。

---

議案第72号 20国補下1-1 荒川本郷地区調整池築造工事請負契約について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第11、議案第72号、20国補下1－1荒川本郷地区調整池築造工事請負契約についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 次に、議案第72号、20国補下1－1荒川本郷地区調整池築造工事請負契約について申し上げます。

荒川本郷地区の調整池築造工事は、平成17年度から着手し、今年度末の暫定供用開始に向けて整備を進めております。本工事はその一環で、調整池の掘削を行う工事ではありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付いたしました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔に願います。質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるよう、願います。

---

議案第73号 H20町単予第1号予科練平和記念館新築工事（建築工事）請負契約  
について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第12、議案第73号、H20町単予第1号予科練平和記念館新築工事（建築工事）請負契約についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めま

す。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 次に、議案第73号、H20町単予第1号予科練平和記念館新築工事（建築工事）請負契約について申し上げます。

本工事は、予科練を主体とした戦史の記録を、後世に正確に伝承する施設として、予科練平和記念館を整備するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、本年の9月から平成21年9月30日までですが、展示工事、外構工事の竣工後の平成22年2月には開館予定であります。

工事の概要につきましては、お手元に配付いたしました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

質疑はありませんか。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 73号の、この一番最後に建築工事と括弧して書いてありますが、そのほかあと何と何があるんですか、これ。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。予科練平和記念館整備推進室室長湯原幸徳君。

○予科練平和記念館整備推進室室長（湯原幸徳君） お答えいたします。

今回の工事につきましては、建築工事と電気設備工事、さらに機械設備工事の3本になっておりまして、建築工事が議会の議決事項の案件となっております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 建築工事だけが先行してしまっ、ほかの工事に影響はないんですか、これ。一緒にやらなくて。

○議長（諏訪原実君） 推進室長湯原幸徳君。

○予科練平和記念館整備推進室室長（湯原幸徳君） お答えいたします。

入札自体は既に電気工事も機械設備工事も完了しておりまして、議会の議決後に工事が正式な契約になるというふうなことになっております。既に入札は完了しております。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） これは私の所管なんで、本当はやりたかないんですけど、委員長ということで。

やっぱり入札のね、余りにも高い入札率っていうかね、これ97.89、まあ98%の入札なんですよね。先ほども言いましたけど、町民の浄財を集めて物つくるのに、こういうことで本当に町民からどうなんだっていうね、思いになると思うんですよね。こんだけの……。これは入札だから皆さんはどうしようもない、治外法権の中にいるわけだから、それはわかるんですけど、やっぱり業者としてもそういう考えをもって、やっぱりこれ入札をしていくということは、これは大事だと思うんだけどね。

非常に不満だね。ほんとに胸くそ悪いっていう、企業倫理っていうことを考えても本当に不満。

私たちは、ほら、予科練平和記念館はね、やっぱりつくっていただきたいし、やはり阿見町として象徴的な建物もないからね、阿見町としては、ああ、阿見町にはこういうものがあるっていうね、1つの象徴的な建物としてね、積極的に推進してきたわけですよ。それで、浄財を集める。集めても、これは1万でも2万でも集めた人に対してね、余りにもこのような高い入札率のものにすると、何だこれはっていう思いは、やっぱりだれでも起きると思うんですよ。

これは、だから、先ほども言ったけど、治外法権の中でやるほかないんだからしょうがないけど、やはり入札という問題、先ほども藤井議員も言ったけど、もう少し入札っていうものに対して、やはりきちんとした精査をしていく、あとまた、本当にやっぱり変えていくっていうような、やっぱり努力をしていく。

まあほら、宮崎県ではいろんな不祥事ができて一般競争入札250万からだなんていう話ありましたけど、やっぱり阿見にしても4,000万では高過ぎるんじゃないかと。ほかのところで、やっぱりほかのとこと、ただ単に4,000万にしてしまったというような感じを受けるんでね、もう少しやはり入札問題に対しては、積極的な形でやっぱり改正していくっていうことを、やっぱり考えていかないといけないんじゃないかなと思います。

本当にもう胸くそ悪いし、気持ちも悪いし、こういうことではやっぱり町民に説明できないんだよね。一生懸命、何、金使ってそんなことやんなくなっただけでいいべって言う人が結構来るわけだから、そのときに、いや、阿見町にとってね、こういうものはやっぱり必要だよと、そう言えるだけの材料をなくしてしまうんですよ。

だから、そういう面でもね、やはり考えていってもらいたかったなあと。まあ自分の所管の委員長としてね、そういう思いで、この入札は非常に残念だと、そう思ってます。まあ、これは感想になっちゃったね。質問にもならないですけど。

○議長（諏訪原実君） 6番柴原成一君。

○6番（柴原成一君） 最低入札価格を設定してあると思うんですが、今回お幾らだったかをちょっと参考までにお聞かせ願いたいと思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。予科練平和記念館整備推進室室長湯原幸徳君。

○予科練平和記念館整備推進室室長（湯原幸徳君） お答えいたします。

最低制限価格制度を設定はいたしましたけれども、これは公表はできませんので、差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第74号 平成20年度霞ヶ浦飛行場周辺消防施設設置助成事業水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）購入について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第13、議案第74号、平成20年度霞ヶ浦飛行場周辺消防施設設置助成事業水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）購入についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇を願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第74号、平成20年度霞ヶ浦飛行場周辺消防施設設置助成事業水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）購入について申し上げます。

本案は、消防水利の充足率が低い地域の用水を確保するため、かねてから8,000リットル水

槽付消防ポンプ自動車の国庫補助を要望しておりましたところ、今般、補助が採択されましたので購入し、消防署に配置するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるところであります。

概要につきましては、お手元に配付いたしました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） はい、18番。補助が決定したということですが、補助の金額は幾らなのですか。お聞きいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） お答えいたします。

基準額がですね、1,649万6,000円であります。その補助率3分の2で1,099万7,000円になります。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第75号 戸籍電動回転保管庫購入（撤去及び搬入）について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第14、議案第75号、戸籍電動回転保管庫購入（撤去及び搬入）についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登

壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 次に、議案第75号、戸籍電動回転保管庫購入について申し上げます。

現在の戸籍電動回転保管庫は、平成3年9月に戸籍簿・外国人登録原票等重要帳簿書類保管のために購入したものであり、17年経過し、老朽化による故障等が顕著になってきておりますが、現在では修理部品の製造が打ち切れ、在庫の部品もない状況となっております。このため、既存の戸籍電動回転保管庫を撤去し、新たに購入するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、お手元に配付いたしました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

---

#### 議案第76号 阿見町土地開発公社定款の一部改正について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第15、議案第76号、阿見町土地開発公社定款の一部改正についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 次に、議案第76号、阿見町土地開発公社定款の一部改正について申し

上げます。

本案は、公有地の拡大の推進に関する法律の改正に伴うもので、監事の職務規定の引用法律を「民法」から「公有地の拡大の推進に関する法律」へと変更するとともに、あわせて文言の整理を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

質疑はありませんか。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 下から3行目なんですけれども、「理事の過半数を」って書いてあるんですが、「理事の総数の過半数」と改めるとあるんですが、理事の過半数と総数の過半数って数が違っていたんですか、今までは。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） お答えします。

今回の箇所の「理事の過半数」と「理事の総数の過半数」の内容の違いでございますが、これは特に内容の違いはございません。土地開発公社につきましては、例えば県とか、それからよその市町村とかにある土地開発公社の定款の内容とすり合わせると。それから、法制のほうとの協議の中で、こういった言い方に改めましょうということになりましたものですから、内容については何ら変更は、実質的な内容については何ら変更はありません。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第77号 町道路線の廃止について

議案第78号 町道路線の認定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第16、議案第77号、町道路線の廃止について、議案第78号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 次に議案第77号及び議案第78号について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第77号、町道路線の廃止につきましては、中郷土地区画整理地内の供用開始に伴う路線の廃止であります。

次に、議案第78号、町道路線の認定につきましては、主に、予科練平和記念館から霞ヶ浦護岸敷きまでの舗装整備に伴う道路の認定であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重に審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案2件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号から議案第78号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第79号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第80号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第81号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第82号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第83号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第84号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第17、議案第79号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第80号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第81号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第82号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第83号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第84号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、以上6件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第79号から議案第84号までの阿見町政治倫理審査会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

今回の人事案件は、阿見町政治倫理審査会の委員の任期満了に伴うものであります。

阿見町政治倫理審査会の委員は、阿見町政治倫理条例第6条の規定により、地方自治の本旨に理解があり、かつ、政治倫理等の審査に関し専門的知識を有する者並びに地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民で、公募に応じた者のうちから、いずれも議会の同意を得て町長が委嘱することになっており、委員の任期は2年となっております。

川村氏、黒田氏、戸ノ岡氏、今田氏は、平成18年10月に就任、1期2年の間、委員として熱心に取り組み、本年9月30日に任期が満了となるものであります。各氏は、専門的知識を有し、人格・識見ともにすぐれており、最適任であることから引き続き選任したいと考えております。

また、緒方氏、田中氏は、一般公募の応募者の中から選考した結果、人格・識見ともにすぐれており、最適任であると考えております。

つきましては、以上6名を阿見町政治倫理審査会の委員として委嘱いたしたく本日提案する次第であります。

慎重審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案6件については、質疑、委員会への付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案6件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認めます。よって議案第79号から議案第84号については、原案どおり同意することに決しました。

---

#### 議案第85号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第18、議案第85号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第85号の阿見町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

今回の人事案件は、教育委員会の委員であります米倉政実氏の任期満了に伴うものであります。

教育委員会の委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が任命することになっており、委員の任期は4年で、任期満了後にも再選されることができることになっております。

米倉氏は平成12年10月に就任、2期8年の間、阿見町の教育行政に熱心に取り組み、本年9月30日に任期が満了するものであります。

米倉氏は、人格・識見ともにすぐれており、社会的にも地域住民からも信頼が深く、教育委員としては最適任であると考えております。

つきましては、米倉氏を引き続き選任したいと考えており、提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認めます。よって議案第85号については、原案どおり同意することに決しました。

---

請願第1号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願

請願第2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願

請願第3号 アウトレットモール開業に伴う交通安全対策及び防犯対策を茨城県等に求める意見書の提出を求める請願

請願第4号 農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する請願

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第19、請願第1号、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願、請願第2号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願、請願第3号、アウトレットモール開業に伴う交通安全対策及び防犯対策を茨城県等に求める意見書の提出を求める請願、請願第4号、農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する請願、以上4件を一括議題といたします。

本案4件については、会議規則第92条第1項の規定により提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（諏訪原実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでございました。

午後 2時21分散会

第 2 号

[ 9 月 10 日 ]

## 平成20年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成20年9月10日（第2日）

### ○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	久保谷	実	君
11番	吉田	憲市	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
15番	大野	孝志	君
16番	櫛田	豊	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田弘二	君		
副町	長	大崎誠	君		
教	育	長	大崎治美	君	
総	務	部	長	渡辺清一	君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	坪 田 匡 弘 君
都 市 整 備 部 長	桑 田 康 司 君
教 育 次 長	川 村 忠 男 君
消 防 長	瀬 尾 房 雄 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
社 会 福 祉 課 長 兼 福 祉 セ ン タ ー 所 長	岡 田 稔 君
障 害 福 祉 課 長	大 塚 康 夫 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 芳 夫 君
環 境 課 長	大 野 利 明 君
商 工 観 光 課 長	木 内 良 夫 君
町 民 活 動 推 進 課 長	飯 野 利 明 君
下 水 道 課 長	古 德 真 二 君
学 校 教 育 課 長	黒 井 寛 君
生 涯 学 習 課 長	宮 本 寛 則 君
指 導 室 長	石 井 直 人 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	山 崎 貴 之

平成20年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成20年9月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成20年第3回定例会

一般質問1日目（平成20年9月10日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 柴原 成一	1. 荒川本郷地区の下水処理について 2. 米粉による町おこし，産業おこしへの支援策について	町 長
2. 紙井 和美	1. コミュニティバスの導入等，町民の快適な移動手段について	町 長
3. 藤井 孝幸	1. 非常勤特別職の採用基準について	教 育 長
4. 細田 正幸	1. 阿見町に於けるごみ分別，リサイクル方式は環境保護に役立っているのか	町 長
5. 浅野 栄子	1. 阿見町の農業振興対策について	町 長

## 午前10時00分開議

○議長（諏訪原実君） 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

### 一般質問

○議長（諏訪原実君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間、再質問の回数を2回といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、6番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

#### 〔6番柴原成一君登壇〕

○6番（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。通告に基づき2点の質問をいたします。

まず1つ目、荒川本郷地区の下水道処理についてであります。

御存じのように、当地区では町の区画整理事業が中止になっておりますが、都市計画上は市街化区域に編入され、住民は相応の固定資産税・都市計画税を払っており、市街化促進の意向が潜在的に高まっていると思われます。しかし、現状では開発行為すら起こせません。汚水処理、雨水処理等施設まで接続されていないためです。

現在は雨水処理のための調整池の工事が行われています。ただし、区画整理が中止になったとはいえ、地区内の都市計画街路事業は進行しており、3本の道路がつくられています。そして、この道路の下には管渠が入っています。雨水管と污水管です。後から掘り起こして布設するのではなく、あらかじめ準備しておこうということだと思います。ただし、上水管は布設していないようです。

道路に降る雨を側溝からこの管渠に入れ、調整池へと流すと思いますので、道路完成と同時に住宅等の雨水も処理できるとは想定できます。がしかし、汚水処理をすることと上水道が使えることが開発行為の絶対条件です。今後のこの地域の開発は、民間業者に頼らざるを得ません。市街化区域に指定した以上、土地の有効利用を促すためにも、これを何とかしなければならぬというのが質問の趣旨です。

下水管というのは、布設しているだけでは、使わないでいると、傷みやすく老朽化が早いと

聞きます。整備費をかけているのに、もったいない話です。

この下水管の供用を阻んでいる障害は何なんですか。どうしたら使えるようになるのでしょうか。町主導によって進めてきた区画整備事業を放棄した以上、市街化促進のための基盤整備ぐらいは、最後まで町が面倒を見るべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、2つ目の質問です。米粉による町おこし、産業おこしへの支援策についてであります。

この件については、私は6月議会でも米粉パンについて質問したのですが、その後も米粉パンに興味を持ちましていろいろ調べてみました。最近では、農水省が来年度予算の概算要求で、食料自給率に向けた総合施策の一環として、米粉を含む新規需要米の作付には10アール当たり、1反ですね、5万円の助成金を交付する方針という報道がありました。ただ、これは生産調整が前提のようなので、私には合点がいかないところです。4割減反を達成した残りの田んぼで新規需要米をつくれ、そしたら5万円の助成金をくれてやるというのか、4割減反の中で新規需要米の補助なのかは、新聞では判読できませんでした。

どちらにしても、補助金漬けの農業から脱却することはできません。米づくりはもう農業、農政の枠内にとどまっていたらだめだということを、私は農家の立場から申し上げたい。農業にとどまらない地域づくり、産業おこしに結びつける方策が必要で、米粉はそのための絶対の素材となるはずで。

町長のおっしゃる地産地消の考え方にも合致する方策になるんじゃないかと、こう考えたわけです。ですから、この質問は町にあれをやってくれ、これをどうしてくれという注文ではなく、例えば私がこれから述べる取り組みをするとしたら、町としてはどういう支援や助成策が可能なのか、そのケーススタディーをしてみようというわけです。

実際「米粉の町・阿見」と言っても、町には米粉パンどころか米粉をつくっているところすらないわけですから、まずそこから始めなければなりません。とりあえず米はある。町長は中米って御存じかと思います。真ん中の中、米、中米。選別で規格外になった米のことです。米粉の原料にすることができます。栽培法や加工法で茨城大学農学部、あるいは発酵食品ということで、協和発酵フーズの御協力などいただけたら、産・学・官・民共同のプロジェクトとして阿見町の地域特性も生かせます。

これは、今注目されているソーシャルベンチャー——社会的企業と訳すそうですけれども——になるのではないかと。米の消費拡大、あるいは食料自給率の向上、そして地域産業の創出という社会的な要請や課題に対して、コミュニティビジネスとして立ち上げる事業です。米粉という地域の特産品づくりをほかにやる人がいなかったら、私がNPO法人で事業化するとします。NPO法人の設立には、町民活動課あたりの御指導がいただけるものとして、以下にケーススタディーとして述べます。

米粉による新産業の創出は、まさに阿見という地域にマッチした農・商・工連携の取り組みであります。実は、今年7月21日は、中小企業と農林漁業者とのつながりを支援し、それぞれの強みを発揮した事業活動を促進するための、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、いわゆる農商工等連携促進法が施行されています。中小企業と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発、販売、促進等への取り組みを支援するもので、両者が共同で申請した事業計画が経済産業省と農林水産省により認定された場合、両者による支援を受けることができるそうです。支援内容は、新商品開発、マーケティング等の補助金や、政府系金融機関による低利融資、信用保証の特例、設備投資減税等を受けられるとあります。

米粉の生産・製造・販売に使えるような枠組みかとは思いますが、具体的にはどうなのか。ネットで調べた限りでは、よくわかりません。そもそも、どのように申請していいかわかりません。ここで言う中小企業は、米粉の製造・販売をするNPO法人を想定していたのですが、それでいいのでしょうか。それとも、既存のパン屋さんあたりと具体的に話をつけなくてはいけないのでしょうか。

私どものような一農家が取り組むには情報不足です。何より事業計画をつくって申請しても、支援の見込みがどれだけあるのか検討が付きません。申請に費やす時間と労力が徒労に終わるだけだとしたら、リスクが大きいのです。どういう事業計画にしていけば認定が受けやすいのか、全くもって見通しが立たない。この辺の判断を含めて、町は支援をしていただけるのか、その辺を伺いたいと思います。

農商工連携では、このほかにも農村コミュニティ再生・活性化支援事業というNPO法人向けの補助事業もあります。新商品開発、新事業開発等に向けて産・学・官連携の共同研究グループによる実業化研究開発の支援といった制度もあるそうです。いつが申請時期で、どこにどのような形で申請をしたらいいか、町が積極的な情報収集をして、私たちに情報を提供してくれるような仕組みがあればいいと思うんです。

そうして事業計画ができたならば、次は資金調達です。私にところにある製粉機では、上新粉より微細な米粉をひくことは難しいようです。いずれにしても初期投資が必要となります。実績のないNPO法人でも自治金融などの制度融資が使えるのでしょうか。この辺が事業の成否を分けるところですので、お知恵を拝借したいと思います。

最近の日本農業新聞によりますと、栃木県佐野市の製粉メーカーの販売価格は、強力米粉500グラムが360円、薄力米粉が同じく300円ということで、この値段で売れば農家としてはまんざらでもない気がします。しかしながら、問題はこの価格でパンや製麺業者が買ってくれるのかどうかです。小麦粉に比べたら、まだ高い値段だからです。

そもそも、地域のこれらの業者には米粉のPRから始めなければなりません。ですから、特

に地域のパン屋さんや麺類販売の皆さんを流通に巻き込んで、地産地消の実を取っていくために、町の施策レベルでの支援が必要になってくるはずですが。

茨城大学や協和発酵さんも訪ねてみたいし、パン職人さんとも交流したい。もちろん体当たりでぶつかっていく覚悟で事業化するわけですが、なにせ一稲作農家が始める取り組みです。水先案内人というか、情報の提供という形で「米の町」の新規産業の立ち上げといったものに協力願えるかどうか、その辺の支援策を伺いたいと思います。

私のビジネスプラン発表みたいな形になってしまいましたが、定年退職で地域に戻り、何らかの地域貢献をしたい、サラリーマン時代のビジネスノウハウを生かせるならなおさらいいと考える町民は、少なからずいるはずですが。実は、さまざまなアイデアが埋もれていると考えます。今回のケーススタディは、ほんの一例です。

町民の皆さんの間には、もっとすぐれた地域おこし、産業おこしの計画があるかもしれません。それを掘り出し、できる範囲でサポートしていくというのも、これからの地方自治体の大きな役割になると思います。

町民の中で、今回のこの質問に目をとめて、私もやりたいと手を挙げてくれるようなことが起こるのを期待して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 柴原成一議員の質問にお答えいたします。

まず、荒川本郷地区の下水処理についてであります。荒川本郷地区は平成8年4月に市街化区域に編入し、土地区画整理事業を行う区域として都市計画決定が行われております。しかし、事業予定者であった都市基盤整備公団——現在は都市再生機構ということになっておりますが——の撤退によりまして、当地区の土地区画整理事業の実施を断念することになりました。しかし、荒川沖駅に近い位置にあることから、今後は荒川沖市街地の中心地域として、本郷第一土地区画整理事業地区と一体となった市街地の形成を図るべき地域と考えております。

荒川本郷地区の骨格となる主要な都市計画道路の築造、道路事業に合わせた雨水及び汚水の幹線・管渠整備等を先行的に図ってまいりました。当然これは、撤退する都市整備機構から特に道路整備についてはかなりの金が出される、そういう前提もあるわけでありまして。

現在、基幹施設となる雨水管渠は、平成21年度に都市計画道路3路線が完了することにより、本格的な供用を開始することになっております。あわせて本郷第一土地区画整理事業区域の雨水についても流入する計画になっております。

また、荒川本郷区域を中心とする雨水集水区域を持つ荒川本郷地区調整池築造事業を実施しているところであります。当面の事業として、第1期工事が平成23年度に完了する予定となっており、都市計画道路及び本郷第一土地区画整理事業から排出される水量を含め、工事完了までの間は暫定的に処理する計画となっております。

污水管については、本来下流部から整備を図って事業を進めますが、都市計画道路3路線の築造に合わせることによって、事業費を大幅に軽減することを図ったことから、荒川本郷地区内の整備を優先した事業を行ってまいりました。かなりの先行投資になるわけですが、こういうことによって、大幅な事業費の削減が図れる、そういうことがあるわけであります。荒川本郷地区内の污水幹線管渠は既に完了しておりますが、供用を開始するには流域下水道幹線に接続するために、流末幹線の整備を必要とします。流末整備については、荒川本郷地区の宅地化を想定した暫定的な整備、こういうことで対応せざるを得ません。

今後の荒川本郷地区は、土地区画整理事業の都市計画変更、現在、土地区画整理事業を実施すると前提での都市計画になっておりますので、これを廃止しまして、都市計画法第53条の制限を外し、用途地域の変更とあわせ、都市計画道路の荒川沖・寺子線、南大通り線、センター通り線を中心としたまちづくりを誘導する必要があります。さらに、地区計画により計画的に生活道路等の配置を行い、財政状況と整合を図った形で町づくりを進めることにより、町道整備や道路にあわせた雨水・汚水の面整備、さらに末端に近い部分の下水道であります。それを計画的に実施する考え方であります。

したがいまして、基幹的な整備は今のような形で進むわけですが、将来の、あの地域での市街化の進行に合わせた形で、現在具体的に何も無いわけですから、それをできるだけ計画的に誘導しながら、それに合わせた形で末端の整備をして、幹線に結んでいく、そういう形になるわけであります。

次に、米粉による町おこし、産業おこしの支援策についてであります。6月の議会で答弁しましたとおり、農業とりわけ米作を取り巻く環境は年々厳しいものとなっております。日本では、米の消費が1963年度の年間1,341万トンから近年は900万トン台まで落ち込み、1人当たりの消費量は1962年度の118.3キログラムから2005年度には61.4キログラムと激減しております。

このような状況のもと、行政や関係団体は消費拡大を目指した取り組みとして、以前から米粉の研究・開発・普及活動を行ってきましたが、米と小麦粉の価格差の問題や技術的問題等により普及には至っておりませんでした。しかし、最近になって小麦相場が中国やインド等での食糧事情の増大や、世界的なバイオ燃料の原料としての穀物等の需要増大、地球規模の気候変動の影響、米の輸出国における輸出規制等の要因により、大幅に上昇しており、小麦粉の代替品として国産の米粉が注目を浴びているところであります。

こうした中、国では小麦価格の高騰を受け、代替原料として米粉の増産支援に乗り出してきております。その内容については、議員の説明があったとおりであります。

一方、米の生産調整に関しては、茨城県は全国でも達成率がワースト3位に入っておりまして、阿見町でも年々米の生産調整に対する厳しい配分がなされている状況であります。そのため農家はそば、大豆、落花生、レンコン等の転作作物に取り組んでおりますが、やはり米をつくりたいという意欲のほうが多いため、町では加工用米への支援を行っているところであります。そういう状況の中で、米粉需用の拡大は米の生産調整や消費拡大にも貢献できる可能性がありますので、町としても関係機関と連携を図り、引き続き調査研究し、取り組んでまいりたいと考えております。

議員の御質問としては、米粉の製粉業をNPO法人で立ち上げる場合の技術面、資金面、人材、情報について、どんな支援が可能かということですが、この点は既にもうわかっていると思いますけれども、順番としてNPO法人設立に対する支援について、お答えいたします。

町ではマイアミショッピングセンター内にあります町民活動センターにおきまして、「NPO・起業何でも相談室」を設け、各種相談に応じているところであります。この相談室では随時相談受付を受けており、町内のみではなく、近隣市町村からの相談者もあわせて昨年度は31件の相談がありました。内容はまちづくり、環境、福祉、芸術、スポーツ等さまざまな分野の方々が設立に関する相談を含め訪れております。

NPO法人設立に関することや、運営その他、起業に関することなどの相談については、NPO経験者がスタッフとしてアドバイスや情報提供等を行っています。そのほか町民活動センターでは、NPO・ボランティア組織設立に関する運営勉強会や町内のNPO団体の交流会なども行っておりますので、ぜひ御活用いただければと思います。

次に、NPO法人に対する財政的支援についてであります。その支援策としましては、県及び財団法人茨城県中小企業振興公社が「いばらき産業大県創造基金助成金交付事業」として実施する、「いばらき地域資源活用プログラム」が挙げられます。その中の1つである地域資源活用等創業支援事業は、農林水産物や観光資源などの地域産業資源等を活用して創業しようとする個人及びNPO法人などのグループ等の起業者が、製造や販売を行うために必要な事務費や調査研究費等に対して助成するものとなっております。

また、事業資金に対する支援について、今議員から、町が実施する例えば自治金融の活用等ができるか、具体的な資金面での支援ができるかという話もありましたが、この点については、NPO法人は非営利団体でありますことから、営利を目的とした中小企業者を対象にした本制度の活用はできないということになります。

さらに、一般的に中小企業者が受けられるその他の融資制度等についても、営利を目的とした事業に対して行われるものでありますので、NPO法人の活用は難しいものとなっております。その他、県では「まちの創業総合支援事業」としてNPO法人等のコミュニティビジネスへの理解を深め、周知を図るため、創業セミナーや町の創業を目指す人々の意見交換の場である交流会を開催し、人材の育成や情報の提供などの支援を行っております。

しかしながら、具体的にこのNPO法人による事業化ということについては、さきにも説明しましたように、特に財政的支援においてNPO法人が非営利組織であるということで、制限を受ける場合が多く、条件として非常に厳しくなっているということでもあります。そのために、いろいろ具体的な考え方について提示がありましたけれども、そういう内容を詰めて具体的に事業を展開する場合に、NPOという形よりは、はっきり営利目的とする、そういう事業展開に転換することにより、自治金融を初め各種の支援が受けやすくなるのではないかと、今の段階では判断しております。

こういう中で、米粉の起業化を支援する民間団体が発足したとも聞いております。町は、こうした団体の情報を的確に収集、提供するとともに、今後とも国・県・関係機関と連携を図りながら支援体制の充実に努めていきたいと考えております。

かなり具体的ないろいろな話が出ましたけれども、まだまだ今の段階で、具体的にこういう形でやればいいのか、具体的にこういう支援ができるのか、そこまでの詰めというのはできませんので、まず一般質問でそこまでの具体的な形でこちらの考え方を提示するというのは、ちょっとやっぱり無理な……。今の段階でね。そういうことで、そういうことがあれば具体的にいろいろ話し合って、どういう形がいいか、そういう詰めをやるというのがまず先決じゃないかと。

今の段階で、こうやってやればいいのかという形での具体的な形での回答ができないことは残念ですが、そういう形で、問題提起として受けとめまして、今後早急にいろんな形で協議をしたり、先ほど触れましたようにいろいろ支援策について検討していきたい、こう考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（諏訪原実君） 6番柴原成一君。

○6番（柴原成一君） 答弁、ありがとうございました。

まず下水関係、雨水、汚水の件なんですけど、一般質問通告書を出した後に、町の都市整備部から説明会が、荒川本郷地区の住民に対して2日間かけて、説明されました。そのときに大体の構想はわかりました。

前から、今から荒川本郷地区、将来どうするんだという、ビジョンをどうするんだということを常々思ってた中で、町はこう考えますという考え方はね、よくわかったんですが、やりま

す、将来こういうふうにしますということの、いつまでにやるかとかそういう時期的なものがまず……。将来やるっていう中で、2年先3年先なのか、5年先なのか10年先なのか20年先なのかという、そういう観点からすると、将来のビジョンはわかるんですけど、いつまでにこれを完成させよう……。

特に財政的な問題もあるでしょうけども、町のお金の使い方の優先度合いとしては、最重要課題として入れていいんじゃないかと。というのは、前にも言いましたけど、今回は上水道のほうは触れませんでしたけど、硝酸性窒素、要は飲み水が不適な地域がたくさんある。学校も井戸水だと。要は安全の観点、それからこれからの阿見町を発展させる一番の地域があそこ、荒川本郷地区だという観点から、将来のビジョンはわかりましたんですが、早急に取り組んでいただきたいと、そういうふうと思うわけでございます。

それは1つ要望として上げたいと思います。

それから、例の米粉の関係です。NPO法人の立ち上げというところで、私は先週免税軽油の申請に行っていました。農耕用のトラクター、コンバイン等はリッター当たり30円安くなります。

私は十何年間脱サラで農業をやっていますが、そういう記憶はちょっとあったんですけど、この前新聞読んでましたら、あれ、作業受託農やっている人は免税になる、ああ、そうなんだと。で、作業受託をしている人に聞いたら申請してない、やってない。で、どこに聞けばいいかなっていうことで、たまたま農協に行ったら、それ県税事務所だよと。ああ、そう。で、すぐすっ飛んで県税事務所に行った。そしたらリッター当たり30円免税になります。それは、作業受託でなくてもいいんですかって。はい、自分の耕作している田んぼにも適用できますと。

何が言いたいかわちゅうと、こういう燃油が高くなっている折、そういう制度があるっていうのは農業振興課から農協まで、すべてそういうところが農業者に対して説明というか、そういう制度を利用したらいかがですかということの話をしてもらいたいということなんです。

ですから、今言ったNPO法人立ち上げで、細かいことは申し上げられないと町長おっしゃいましたけども、つい最近ですね、私も一般質問通告書出してからもいろいろ勉強すると、いろんな農工商連携についての取り組みがばんばん出てきています。

ですから、私も今後自分なりに研究しますけれども、町の担当部署は一生懸命そういうことも研究し、町民のためになるように頑張っていたきたいと思います。

とりあえず、再質問というよりは要望という形でよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○議長（諏訪原実君） これで6番柴原成一君の質問を終わります。

次に、5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） おはようございます。それでは事前に通告いたしましたコミュニティバスの導入と、町民の快適な移動手段について、御質問いたします。

住民の快適な交通手段を整備することは、町の活性化や福祉の向上、気軽に外出できることによるコミュニティの充実、交通弱者の引きこもりを防ぎ、心身ともに健康でいられること、自家用車の利用を控えることによるCO<sub>2</sub>の削減など、多くのメリットを生み出します。

平成15年12月定例会の一般質問でも、コミュニティバスの必要性をただしました。当時町長は、十分な調査研究ときちんとした計画に基づいて実施しなければならず、組織を設け導入を検討する必要があるので、かなりの時間を要するとしながらも、高齢化社会の到来と既存の路線バスの減少という状況を考え、コミュニティバス等を導入する必要性はあると前向きな答弁があり、その内容は当時の常陽新聞にも掲載されました。

それから4年、町民の皆さまからは、福祉巡回バスからコミュニティバスへというふうにも何度も要望が寄せられていましたが、ようやく平成19年12月定例会にて事業着手。本年5月の全員協議会において、阿見町公共交通総合連携計画策定についてという形で執行部より発表がありました。

国土交通省において、平成19年10月1日に、地域交通の活性化及び再生に関する法律が施行され、地域公共交通活性化再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域のさまざまなニーズにこたえるために、鉄道、コミュニティバス、乗り合いタクシー、客船等の多彩な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取り組みを促進するため、20年度予算に30億を新規計上し、地域公共交通活性化再生総合事業が創設されました。

現在認定のため第3次の募集を行っておりますが、県内でもまだ認定は数少なく、当町がこれに着目し、計画を進めたことはすばらしく、大変評価すべきことであると考えます。他市町村を調査してみましたが、コミュニティバスやデマンドタクシー、無料バス等も、場所によっては利用者のニーズに合わない上に、経費ばかりがかかるなど、好評を博している市町村ばかりではありません。柔軟性を持ちながらも、慎重に推進することが重要であります。

さて、先日8月22日に第1回の阿見町地域交通活性化協議会が発足し、協議が開始されました。詳しい内容は、そこで今後十分協議されることと思いますが、町民のニーズにしっかりと合致したものにするためにも、町民アンケート等でより多角的な意見を取り入れながら、どこの市町村にもまさるとも劣らない利用価値の高いものに仕上げたいと考えます。

そこで、現在までの状況と今後の計画についての概略をお聞かせください。

1. 利便性の向上や利用者の拡大、試行運行の平成22年までにかかる費用と、その後の年間

係費はどのくらい見積もっているのか。

2. 高齢者と障害者の福祉タクシーの取り組みは、どのように今後検討していくのかお尋ねいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君，登壇を願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 紙井議員のコミュニティバスの導入と町民の快適な移動手段に関する質問にお答えいたします。

まず、これまでの経過と現状についてであります。公共交通をめぐる近年の社会状況は、少子高齢化の進展など社会構造の変化や、地球温暖化等、環境問題の深刻化とともに、価値観や生活スタイルも多様化しております。また、モータリゼーションの進展に伴う大型商業施設の郊外への進出とそれに伴う中心市街地の衰退など、自動車に依存した交通体系によってまちづくりにかかわるさまざまな課題が顕在化しております。

交通分野においては、社会潮流の変化に対応した、多様な施策展開が求められておりますが、長期的な経済の停滞による限られた財政事情、バス事業における需給調整規制の廃止等、交通を取り巻く環境も大きく変化しております。

当町におきましても、道路運送車両法の改正以降、交通事業者の新規参入の自由度が増した反面、採算性の悪い需要の小さな路線からの廃止縮小が容易になったことから、平成13年度には土浦一福田間、土浦一若栗間、平成19年度には江戸崎車庫・江戸崎高校から荒川沖東口間、さらに平成20年度に入り江戸崎一東京間の高速バスが不採算を理由に廃止・縮小されるなど、バス事業を取り巻く環境が厳しさを増しております。これに対し、町は補てん措置を行いながらの継続運行や福祉バスの利用拡充を図って、町民の移動手段の確保に努めてまいりました。しかし、一層の利用者の減少や、福祉バスでは必ずしも町民のさまざまな移動ニーズに対応できていない状況にあります。

このような現状を踏まえ、当町では高齢者にとっても、安全で安心な外出を可能とする移動環境の確保、町の活性化を支える地域の人々の交流促進、子孫の代への負担になりかねない地球環境への負荷の軽減、そして新市街地地域への対応や観光振興といった多様な影響を考え、町内の公共交通の総合的な改善を目的として、平成20年1月から阿見町の特色でもある大学連携を活用した、茨城大学との受託研究による実態調査を開始するとともに、公共交通にかかわる関係者に協議し、合意形成を図る場として、平成19年10月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、阿見町地域公共交通活性化協議会を平成20年8月22日に設置し、具体的な協議を開始したところであります。以上、このあたりについては、紙井議員か

らも説明もあったとおりであります。

今年度の作業としましては、町民意向調査や交通事業、施設ニーズの把握など、実態調査並びに現状の分析を行っており、その分析結果をもとに平成21年3月開催予定の協議会において審議をいただき、公共交通の現状と課題を確定させてまいる予定です。

また、平成21年度には、課題を解決するための方策を示した阿見町地域公共交通総合連携計画を策定し、具体的な事業を決定していく考えであります。その後平成22年度から連携計画に基づく試行運行を開始する予定であります。

次に、今後の計画の概略についてであります。地域公共交通総合連携計画の具体的な内容にしましては、これから一連の検討へ協議会において決定してまいります。全体の方向性としては、既存路線バスの路線の変更や新規路線の設定、コミュニティバスの運行、デマンドタクシーの運行など、当町における地域ごとに、その実情に合わせた複合的な交通体系を段階的に導入していきたいと考えます。

また、あわせてバス停・バスターミナルなど交通施設の整備や、案内サイン・時刻表等の利用情報の整備などについて、ハード・ソフトの両面から検討してまいります。さらに、試行運行開始後は、PDCAサイクル、Plan——計画して、Do——実行し、Check——チェックして、次のアクションに結びつけていく。このサイクルと評価の視点を盛り込んだ検証を行いまして、利用実態に合った形態に柔軟に対応できるシステムづくりもあわせて検討し、常に利便性の向上や利用者の拡大を目指した運行に努めていく考えであります。

次に、運行開始までに係る経費と、その後の年間予算についてであります。先ほど申し上げたとおり計画策定を進めている段階でありますので、現時点ではまだ試算することはできないので、この点につきましては御理解いただきたいと思っております。

いずれにしましても、公共交通を将来にわたって持続させるためには、町民の移動手段は行政が確保するという考え方から、町民の移動手段はみんなで作って育てるといった姿勢のもとで取り組んでいくことが、これからの当町の交通体系を整備していく上で、非常に重要なことだと考えております。

次に、町の高齢者及び障害者等の交通弱者に対する取り組みについてお答えします。

まず、高齢者につきましては、外出支援サービス事業があり、65歳以上の高齢者で車いす及びストレッチャーでの移動を必要とする方に対して、利用料金の9割までを助成しております。平成19年度には、5名の方が延べ12回利用されました。

また、重度の身体及び知的障害者につきましては、福祉タクシー利用券助成事業があり、医療機関などへの往復に要するタクシー料金の一部——初乗りの運賃分ではありますが——を助成しております。平成19年度には、88名の方が延べで1,689件の利用がありました。

その他の移動制約者に対するサービスの提供に関しましては、社会福祉協議会において歩行困難な方の社会参加を促す目的のため、車いすの積める低床カーを無償で貸し出す事業を行っております。平成19年度には、75件の利用がありました。

このほかにも、平成18年度から2つの特定非営利活動法人により、福祉有償運送事業が実施されております。福祉有償運送事業は、一定の要件に該当する移動制約者の方が、タクシー料金のおおむね2分の1の料金で移送サービスを受けることが事業であります。

このように、高齢者及び重度の身体及び知的障害者等で移動に制約のある方に、福祉サービスを実施してまいりました。

今後、阿見町地域公共交通活性化協議会において、連携計画が策定され、新たな交通体系が整備されましても、高齢者や障害者等で公共交通機関を利用することが困難な方々も多いと思われましますので、現在実施している事業は継続して実施していきたいと考えております。御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（諏訪原実君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） はい、ありがとうございました。

P D C Aサイクルで、今後、運行後もずっとチェック機能を行っていくという態勢は、大変に重要なことだというふうに思ひます。

先ほどの予算のことなんですけれども、協議会が認定されたら、国からどのくらいの補助があり、どのくらいの、何年間補助を認定されるのか。それによって予算が決まると思ひますが、その部分お聞かせください。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） お答えします。

国の補助ですけれども、今年度、協議会を発足・設立した今年度については、補助はございませんで、来年度、計画を策定する来年度が補助対象になりまして、その後運行、つまりその期間は3年間で、補助率は、計画策定経費については定額で、その後は2分の1という補助率になっております。

先ほど議員も言われました国のほうの予算、20年30億ということになりましたけれども、これから全国的にそういった協議会設立というような形でのものも進んでくると思われます。したがって、補助率は確保できると思ひますが、実際額については、どの程度かというのは、ちょっとこの場でもまだその辺までは、ちょっとお答えできかねると。ただ、補助率は今そういうことであるということです。

○議長（諏訪原実君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） わかりました。ありがとうございます。

認定されて補助を受けることになる。認定されているところは県内でもほんとうに日立とかそういうところ、まだ数件ですけれども、先日、土浦も交通体系構築ということで新聞に載っておりましたが、こういうことを利用しながら交通連携をしていくというのは非常に重要なことだと思うので、今後とも補助をしっかりと申請しながら、有効な予算の中で運行していただきたいというふうに思います。

次に、私もこの内容を調べるに当たりまして、100名近く、98名ぐらいなんですけれども、聞き取り調査をいたしました。10代から20代、30代から40代、50代から60代、70代以上ということで、4年代層に分けて聞き取り調査をしましたところ、10代から20代の方90%これは運行してほしいと。で、30代から40代は85%でした。50代から60代は99%、70代以上の方は100%の方がぜひに運行してほしいというお話でした。

ただし、これは条件付ということも入っております。その条件がなければ必要ないということがありました。

その条件はどういうものかと申しますと、10代から20代の方は、高校生・大学生が多いので、荒川沖まで通学に使いたい。また、雨の日なんか特に荒川沖の駅が混雑します。送り迎えでござった返すので、なおさら遅刻をしてしまう。バスがあれば車の数も少ないのではないかというお話がありました。で、お出かけにも使いたいということで、そういったことから、ぜひ導入してほしいというお話がありました。

30代、40代の方は、お忙しい年代層の方でもありますので、自分の車で行ったほうが早いという方も何人かいらっしゃいましたから、強いて言えば環境のCO<sub>2</sub>削減に貢献するためには必要ではないかということもありました。

また、50代、60代の方は99%ってありますが、これは高齢化した両親の方の病院への送り迎え、これに時間をやはり割かれてしまうので、そういったことを乗り合いタクシーまた福祉タクシー等で補完していただければ非常にありがたいということでありました。

70代以上の方は、とにかく歩いてバス停まで行くとか、長い時間バスに乗っているというのはかなり厳しいので、友人にも家族にも気兼ねしないで、自分で思い立ったらすぐに出られるという、そういうコミュニティバスですとか、そういったデマンドタクシーなんかを導入していただくと引きこもらないで済むと。友達とも会えるということで、ぜひに、ぜひぜひやっていただきたいというふうにお願いがございました。特に離れた団地の皆様は、そういう思いが非常に強く出ておりました。

このような条件の内容でありましたので、以上のことから特に、この中からちょっとお聞きしたいんですけれども、荒川沖までバスを出していくことができるか。これ町外になりますので、出していくことができるのかどうか。まだ協議会始まったばかりなので、この辺はわか

らないかもしれないですけれども、ちなみに河内町は龍ヶ崎駅までバスを出しております。かすみがうら市は、神立駅や土浦協同病院までバスを運行させていて、非常に市内の方から喜ばれているということがありましたので、そういった通勤・通学に使える町外に出ることはできるのかどうか。まず、それを1つお聞きしたいと思います。

また、先ほどのアンケートの件ですけれども、細かな声も反映するために、アンケート調査はぜひ必要だと思っております。今後つくっていくに当たり、またアンケート調査をするに当たって、どのようなところに気を配って、着眼点を持ってアンケート調査をするのか。また、どのような方に何名アンケートを調査するのか。この2点お伺いいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） まず1点目の町外、いわゆる荒川沖とか土浦駅、荒川駅、土浦駅ということかと思いますが、阿見町のこの公共交通の連携計画については、鉄道は荒川沖駅と土浦駅があるということから、ひたち野うしく駅なんかもありますけれども、そちらじゃなくて、この2カ所を中心として考えていくというのが基本にありまして、ですからそちらのほうのバスに乗り入れするのかということかと思いますが、それについては、これから協議会の中で検討していくことになりますので、その辺はここではまだちょっとお答えできません。

で、アンケートについてですが、これは町内の方で、無作為で4,000名を対象としてアンケート調査を考えております。项目的には、大項目としてAからF、つまり6項目ありますから、その中でもさらに詳細にわたって、また、このアンケートを配った当日、それから翌日について、どのような形の行動をしましたかとか、それから買物に行く人もいます。つまり、かなり細かい部分までここでお答えいただくようになっておりますので、先ほど議員が言われました内容も当然この中に網羅されております。さらに、項目を多くしてアンケート調査していくと。それをもとにこれから考えていくことになりますので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

○議長（諏訪原実君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひとも、町外越えて駅まで行けるような形で協議を進めていただきたいと思います。私は、その協議会の中には入っておりませんので、ぜひ声を届けていただきたいと思いますというふうに思っております。

で、デマンドタクシーを運行している市町村の方から声を聞きましたところ、乗り合いタクシーということで、1時間前に予約をしたり、あるいはとまる場所が決まっていたりしまして、好きな時間に好きなところでおることができないというデメリットがあるというふうにお聞きしました。そういったことから、小回りがきいてすぐ近くまで来れるということはありますけれども、先ほど町長が言ってくださった既存の民間のタクシーを福祉タクシーとして使

うという方法で、これからもやっていただけると、大変にありがたいなというふうに思っております。これから高齢化社会にますます突入していったら、なかなか自分の足では病院に行けない方が多くなってくるとお思いますので、その部分どうかよろしくお願いたします。

それでは、最後に要望といたしまして3点ばかりお話しさせていただきますが、まず、広域的な目的施設、いろんな医療施設、先ほどのかすみがうら市から協同病院に行くとかっていう、そういったこと。また、観光地に行く場合とか、そういった場合には複数の市町村で連携をとっていくということも1つ方法もあるのではないかとということが1点。

バリアフリー法の車両やバス停の移動を円滑にしていくということで、高齢者・障害者のニーズを十分に把握していただきたい。特に障害者・高齢者対象にも、またさらに聞き取り調査及びアンケートをとって、深く深くどのようなことを欲しているのかというのを聞いていただきたいということを感じました。

先ほど低床バス・低床タクシーも運用するというをお聞きしましたので、大変うれしく思っていますけれども、さらにそういった移動するための支援をする人、介助する人への支援ですとか、イベントがあるときへの団体の移動ですとか、そういったことなんかも今後検討していただきたいと思いますと思います。

あと、医療施設等を目的とする交通なんかに対しましては、タクシー等の関係を整理して先ほど言ったバリアフリー化によるタクシーとして、利用者の内容に分けた複合的な、先ほど町長がおっしゃった複合的な内容で運用するというのを強く願いたします、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） これで5番紙井和美君の質問を終わります。

次に、8番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔8番藤井孝幸君登壇〕

○8番（藤井孝幸君） おはようございます。では私、通告に従い、質問をいたします。

現在、阿見町全体で非常勤特別職という職員の数がどれだけいるのかというのは、私は正確には把握していませんが、私の今回の質問は、4個の地区公民館長、それから図書館長、社会教育指導員、これは体育協会の事務局長も含むんですが、4個の地区公民館というのは本郷、かすみ、君原、舟島、この4つの地区公民館、これらの皆様方の館長等の配置、それから採用のあり方について質問をいたします。

通常職員の採用というのは、学科試験をやったり、小論文書いたり、面接試験、それから身体検査をしたりというような形で、成績のよいもの、健康なものからというふう採用されているとは思いますが、先に挙げた地区公民館長等ですね、非常勤特別職は、そういうような

採用の仕方ではないようでございます。

で、どのような採用の仕方をしているのかということをお尋ねをいたします。特に、地区公民館長、図書館長については、現在それなりにふさわしい経験の持ち主が配置されていると思いますが、5人の館長、地区公民館長が4つと図書館長ですね、このうちの3人が役場のOB。これ、元部長クラスですね。それから、2人が学校の校長先生のOBですね。

過去ですね、ほぼこのような方々がそれぞれの館長の職についています。今年度は特に職の独占配置の形となっております。要は学校のOB、それと役場の職員のOB。これは、偏り過ぎているのではないかというような感じがいたします。確かに役場の職員、学校の職員のこの方々は、現職時は極めて優秀でそれなりの地位に到達された方々でありましょうが、役場・学校に40年近く勤務して、いきなり地区公民館勤務で、果たして住民サイドに立った対応ができるのかどうかというのが、私にはいささか疑問に思えてなりません。

公の施設であればあるほど、配置採用するに当たっては、特に透明性・公平性が確保されなければならないというふうに思います。過去採用に当たって、面接試験や論文提出等を実施し、採用したことを余り聞いておりませんが、学科試験など、これはやらなくても基準をしっかりと決めて、そして適切な人を選ぶという方法はあると思います。

例えば、地域で幅広く地域のために一生懸命活動している人、もしくはボランティア活動を熱心にやっている方々が地域にたくさんいると思います。そういう方々を地区の公民館長等に配置するということはですね、大変意義あるし、そういう方法もあるのではないかというふうに私は思います。長年の習慣や権限のある職責の者がですね、採用基準もなく、透明性もなく、公共施設の職員を配置採用することがあってはならないというふうに私は思います。現行の採用の方法が、町民の目から見て、公正、透明、適切というふうに言えますでしょうか。

私はもともと公民館または図書館はですね、指定管理者制度の導入、つまり民間活力の導入ということで、指定管理者制度を導入したらどうだというようなことも提案をしてみました。また、その地域の人々がですね、中心となって公民館等を運営をする、そのことが地域が活性化して、より濃密なコミュニティの確立ができるというふうに確信をしている者の1人でございます。

役場や学校のOBの皆さんだけが、その職を占有することが地区公民館等の運営のあるべき姿とは思えません。確かに役場経験者であれば、行政のすべてを理解しており、管理者として重宝がる気持ちは理解できないわけでもありませんが、地区館活動においては、町民ニーズと相反する面も出てくるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。まず1点目。非常勤特別職のうち、本郷ふれあいセンター館長、かすみ公民館長、君原公民館長、舟島公民館長、図書館長または社会教育指導員の採用の手順及

び採用の方法は、どのような基準で行っているのでしょうか。これが第1点目ですね。

第2点目。採用時に広く人材を登用するため、公募できないのでしょうか。これが2点目です。

3番目。過去、公募しなかった理由は何でしょうか。

4番目。地区公民館は、地域の人々が中心となり運営すべきと思いますが、いかがでしょうか。その地域の人々の運営では、どのような支障があるのでしょうか。これが4番目の質問です。

質問の5番目は、館長は原則的に週3日勤務。今これ非常勤だからですね。当然勤務日数は短縮されております。で、館長たる職責は、週3日勤務でその責任は全うできるような職なんのでしょうか。そんな軽い責任なのではないかという質問でございます。

以上、5つの質問をいたしました。これ私くどういようですが、公共施設の職員の採用というのは、透明性・公正性、つまり基準がしっかりあって、そうして職員を確保するということが、地区公民館や図書館が利用者の立場に立って運営が行われるというふうに思いますし、私は切にそれを希望して、この場での質問を終わります。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君、登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） おはようございます。藤井議員の非常勤特別職のうち公民館長、図書館長、社会教育指導員の採用のあり方についての御質問にお答え申し上げます。

お答えする前に、まず当町における各公民館のこれまでの経過と現状を申し上げます。中央公民館は、昭和56年度に開館し、現在に至っております。その後広く地域住民の参加が得られるように4地区館を整備し、生涯学習の拠点として各種講座等を実施し、より多くの町民の方の利用に供されております。

また、当町の特徴であるふれあい地区館は、平成2年度から住民すべてに学習機会を提供し、これは国の、文部科学省の生涯学習のスローガンでございますが、いつでも、どこでも、だれでも参加できる、届ける生涯学習を実践するために、小学校区単位に8館のふれあい地区館を発足しました。そこで、社会教育指導員のもとでさまざまな生涯学習を進めております。

さて1点目の、各館長の採用基準についてであります。採用に当たりましては、社会教育法第28条に市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により当該市町村の教育委員会が任命するとうたわれております。

これまで、本来館長には管理職を配置するところですが、当町としましては、職員定数の適正化や人件費削減のもと、効率的な行政運営を図るために、行政経験の豊かな方、教育関係者

の方などから特に統率力また指導力があり、なおかつ地元に着した人材を採用してまいりました。また、社会教育指導員についても同様であります。

次に、2点目と3点目の各館長の公募採用についてですが、当町においては先ほどお答え申し上げましたような条件に幸い適合した人材が登用できたことから、これまで公募は実施しておりません。しかしながら、今後の状況によりましては、公募も含めて検討してまいりたいと、かように考えております。

次に、4点目の公民館運営を地域の方々にしてはどうかという質問でございますが、公民館の設置及び運営に関する基準の第7条に、公民館の設置者は地域の実情を踏まえ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう務めるものとする、規定されていることから、これまでは公営で運営してまいりました。しかしながら、今後館の運営は、行財政改革大綱の中で、指定管理者制度あるいはNPO等の導入を検討することとなっております。さらに、地域の方々の運営を可能かどうか視野に入れながら、今後前向きに取り組んでまいりたいと、かように思っております。

5点目の、非常勤での館長の責務であります。現在、非常勤館長の勤務態様を申し上げますと、議員質問にありましたように、毎週火曜日、木曜日、土曜・日曜のいずれかの週3日の勤務となっております。ただし、これはあくまでも原則でありまして、事業等に支障を来す場合は必ずしもこの曜日ではなく、出勤日の変更調整を行い、公民館運営に支障のないように配慮しております。

さて、館長の身分取り扱いについては、社会教育法第28条の国の通達で、常勤か非常勤かは個々具体的な館の規模、事情等に即して、その長たる職を遂行するに必要な勤務が常時勤務の対応を必要とするか否かによって決定すべきものと示されております。そのようなことから、中央公民館は別にいたしまして、各地区館、図書館につきましては、現在の事業の内容、また町から係長以上の職員を配置しておりますので、非常勤でも円滑な館運営ができ、館長としての職責を十分に全うしていると確信しております。

以上、御質問の5点についてお答えしましたが、いずれにしても当町の生涯学習は、平成2年に「いきいき学びの町 AMI」を宣言し、「一人いち学習・いちスポーツ・いちボランティア」をモットーに生涯学習によるまちづくりを目指して積極的に取り組んでまいりました。今後も多くの町民の方々に、親しまれ、気楽に利用できるような運営に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞ御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 採用の基準、これは社会教育法28条と言いましたっけ、そういう方法で教育長が任命をすると。それなりにですね、現在も適切な方が配置されているというふうに

私は先ほど述べましたけれども、そのとおりなっていると思います。

ただ、私の言うのは、偏り過ぎてはいないかということですね、言っているわけです。役場の職員と学校の校長先生、OBじゃないとできないのか。特に今年は、3人、2人とも役場の職員だけなんですよね。だけど、学校の職員。

そういう偏りがあっていいのかどうかという。適切な人と言えば適切な人なんですよ。けれども、そういう偏りが地区公民館のあり方としていいのかということの、1つ私が疑問を持っているわけです。

幸いにして、これから公募するとかですね、公募を検討するとかですね、指定管理者制度、地域の人を登用するとかいう前向きな御答弁はいただきました。そこには、社会教育基準法っていうんですか。これのみでなくですね、町で独自でこういう方々を、町のですよ、町の独自でこういう方々を登用する、採用するという基準を設けたらどうかということが1つの、この質問です。

それと、もう1つ。5つの、地区公民館4つと、それから中央公民館先ほど言いましたけれども、中央公民館も常に常勤じゃないんですよね。過去非常勤の方もおられました。今は常勤ですけども。だから、その当時のやり方で中央公民館長も非常勤であったり常勤であったり、責任は変わらないはずなんですよ。だけど、常勤であったり非常勤であったり、私にすればその場の役場の配置の都合でいろいろと職員の配置が変わっているというふうに思うんです。

だから、やはりそこもですね、中央公民館、各地区館を統制するということがあるでしょうから、やはりそれなりの基準を設けて、こういう人間で常勤にするんだというようなことですね、その辺必要かと思しますので、その基準を要は設けてやるべきではないかということが1つです。

それとですね、その基準の中に……。私は試験をしるとか役場の職員が不適切と言っているわけじゃないんですよ。要は偏らないように、半分ぐらいは地域の人を配置、採用したらどうかということが、提案を含めて質問です。半分ぐらいは。公募するとは言っていましたけれどもね。やはり、教育長が推薦するんですから、地域の人、活動している人が推薦できるはずなんですよ。その2点を質問をいたします。

教育長、お願いいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君。

○教育長（大崎治美君） 失礼しました。

幾つか質問ありましたんで、全部がうまく答えられるか何かちょっと不安ですけど。

採用の基準についてはですね、いろいろの情報を私も入れますし、教育委員会全体でもいろいろのところから情報をとります。この社会教育法の、先ほども申し上げましたけど、地域に

密着した方とか統率力があるとかいろいろありますから、そういう方をピックアップしまして、教育委員会の事務局の中で、履歴書を取り寄せたり、いろいろの力量を判断させていただいて1人に絞り、また2人に絞り教育委員会にかけると。

たまたま今年は、今までやってた方が3年以上経過しました。で、我々任期としては、大体3年スパンでお願いしてます。1年契約の3年スパン。で、3年過ぎて4年やった、5年やったという方もいて、後進に道を譲りたいと、そういう話が出ましたので、じゃあそういうことでしたらということで、おやめになった方が大量に出ましたので、4名ということになりましたが、ふだんはない年もありますし、1名のときもあります。

で、今言ったような条件でいろいろ当たりまして、履歴書とかそのほか検討して、採用しますけど、面接等は町の職員を採用するときの面接の要領、そういうものを参考にして、面接を実施しております。これが、採用の方法とか基準です。

それから、偏ったりとか地域の方ということですけど、今4名おりますけど、また、ふれあい地区館の10名おりますけど、一応町内の方が全部です。町外の方はおりません。これも私もいろいろの人材についてのニュースをとるときに、やはり地元の方が一番話が早いと、ニュースがとりやすいと、そういう点では地元の方を採用してます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 地元の方を採用しているということは、全部地元の方じゃないでしょう。元、元阿見町民はおりますけどね。そこは、しっかりと教育長、把握しとかないとだめですよ。対岸から来ておられる方、おられるでしょう。だから、それはね、教育長しっかり把握しとかないと。自分が任命したんだから。ね。

それはそれで、地元の方をね。阿見町生まれですよ、あの方は。立派な方です。それはよくわかっています。ただね、住んでるところは違うんです。

そういうことでね、いいんですが、もう1つね、偏りをなくして半数以上をやるべきではないかということを私問うたんですが、まあ、これからそれを公募するちゅうんだから、そうなるでしょうね。とは思いますが、その質問が1つ抜けております。

もう1つ抜けてるのがですね、地域の人々の運営ではどのような支障がありますかという、私は質問を書いているわけですね。それも通告してるはずですが、支障はあるのかなのか。支障があるから役場の職員と学校の職員になったのかということですが、その点どうなんですか。

これは質問の回数に入れなくてください。これ私が質問してるのに答えてないから。

地域の人々の運営ではどのような支障がありますかという質問にお答えいただくことを願

いします。

教育長。教育長が任命してんだから、教育長お願いします。

○議長（諏訪原実君） 教育長大崎治美君。

○教育長（大崎治美君） 名前申し上げますけど、舟島の公民館長の糸賀富士夫館長はですね、確かに出島のほうから今かすみがうら市ですか、通っておりますけど、あの人は生まれも育ちも舟島でありますし、役場に40年も勤めたということで、これはもう、それをかすみがうら市の人だというのは、あくまでも帳簿上の問題であってですね、常識的に判断すれば、それは考えられないことだと、そういうふうには私は解釈してますんで、御了解願いたいと、かように思います。

それとですね、地域の方でも私は十分……。地域の方ってのは、阿見の住んでる方ということで私は認識してますんでね、公民館、それは運営ができるだけの、先ほど申し上げました統率力があるとか、指導力があるとか、それがあれば、それは私はだれでも構わないんです。ただ、それが足りないからこそ、いろいろの点で苦労して人材を集めていると、そういうことですから、私は別にね、農業をやっている方だって、会社の人だって、それは構わないんです。

偏るなど言いましてもですね、例えば私が見ましたらね、私のほうで任命している体育指導員ですね、24名おりますけど、このうちの3分の1、8名は自衛隊OBなんです。

〔「関係ない」と呼ぶ者あり〕

○教育長（大崎治美君） これもね、多いと思うんですよ、私は。私個人としては。でも、一応ね、それだけの能力あると、指導力があると。これは藤井議員も自衛隊OBですから、十分ね、その辺わかってると思うんですけど。そういうふうにはね、私は偏りがあるとか、学校の先生だからとか何だからというのは一切関係ございません。その点では御了解をいただきたいと。

たまたま今年は役場の方が、部長クラスでですね、阿見の行政を知り尽くしていると。また、先生もですね、稲敷郡の校長会長までやった人が人格高潔と指導力抜群と、そういうことで採用したのであってですね、学校の先生だから無理に引っ張ったとかどうだということは一切ございませんので、御了解願いたいと、かように思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの答弁は、質問漏れの答弁なのであと1回。藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） いや、さっきの質問は入れないちゅって話で、1回質問……。

体育指導員の話は、私は聞いてないんですよ。ね。

〔「いやいや、参考として」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤井孝幸君） いえ参考……。私も体育指導員していましたからよくわかってますよ。

で、要はですね、私何でこんな生々しい質問をするかという、町民の方からですね、2人、私質問受けたんですよ。何で役場の職員だけがあそこに入るんだという。だから、私も町民代

表ですからね、そういう町民の疑問には何とかしてお答えしたいということで、生々しい質問になったわけですよ。

だから、やっぱり疑問に思ってる方おられるんです。教育長は、ほら、いやいや、おれは適切な人を選んでるんだって。なるほど適切な人なんです。ただ、町民感情として役場の職員ばかりでいいのかという疑問があるということ言ってるんです。それを任命する教育長が、いやあ、これでいいんだというふうに言われればね、これは、それは任命するほうの勝ちですから。そこはやっぱり町民感情を配慮したらどうですかということを、私は暗に言っているわけですよ。

だから、今後ね、そういうことも考えながら、どうでしょうかということも言っているわけです。それと、これがどうでしょうかということをお答えくださいね。後で。

それと、もう1つ要望はね、私行革の一環として……。提案ですよ、これ。行革の一環としてですね、今の3日勤務の館長を廃止して、それぞれの地区館には係長が、優秀な係長がおるわけでしょう。役場の正職員がね。その人をちょっと格上げして、格上げして館長にすれば常勤なんですよ。常勤。そうすると、館長職月13万、年間にして4人、図書館長入れて5人ですから、520万か600万近くの金が浮くわけですよ。館長職の。実利的な事務はみんな係長ができるんですからね。できないことはないと思うんですよ。ちょっと格上げしてやればね。

だから、そこを、これは提案ですから、ぜひ考えてください、行革の一環として。そういうことです。

要は、先ほどの質問ね、要は、地域の人でぜひやっていただけるかどうか。もう一度、再度質問します。

○議長（諏訪原実君） 教育長大崎治美君。

○教育長（大崎治美君） 地域の人をですね、活用するという事は当然のことでございますので、これは真摯に受けとめてですね、今後考えていきたいと。

それから、今の要望ですね、係長を館長にしたらどうかというようなことも、今藤井議員からありましたけどですね、そういう考え、私のところにも何人かから入ってるんです。これは検討しなくちゃならないなということでおりましたところ、今いい提案いただきましたんで、これは考えさせていただきたいと、かように思います。

それからですね、一番最初に申されました町民の方がね、不審に思ってるとか、何で偏ったというようなことは、私この場で申し上げたとおりでございますので、ぜひぜひいろいろのところ藤井議員も町政についての報告をすることがあるかと思うんですけど、決して偏ったとか偏見だとか、そういう独断だとかと、そういうことはないということを、ぜひ町民の方にもお伝えいただいて、今後とも先ほど私が申し上げましたように、場合によっては公募も考

えなくちゃならないということで進めたいと思いますので、どうぞ御支援と御理解をいただきたいとかように思います。

○8番（藤井孝幸君） 了解。

○議長（諏訪原実君） これで8番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に、18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 私は通告いたしました1点について、質問したいと思います。

阿見町におけるごみ分別リサイクル方式は、環境保護に役立っているのかという質問でございます。

最近、古紙100%の再生紙が、実際は50%。再生年賀はがき古紙40%が、実際は1から5%しか古紙が入ってないという偽装事件が表ざたになりました。ペットボトルもリサイクルされて、再生ペットボトルや衣服になると言われておりますが、実際はどうか。

1997年に容器包装リサイクル法が施行されてから、回収が本格的に始まりましたが、1993年から2004年までのペットボトルの消費量は12万トンから50万トンを越えるまでに膨れ上がっております。分別回収量が24万トンで、再利用が3万トンという数字もございます。1キロのペットボトルをつくるのに、2キロの石油を使用し、リサイクルのペットボトルは3.5キロの石油を使い、1.75倍余計に石油を使うということになり、資源のむだ使いになるのではないかなという資料もございます。牛乳パックのリサイクルも問題があると言われております。

阿見町のゴミリサイクル方式を再点検する必要があるのではないかと思います。阿見町では、毎年2,000万以上経費をかけて分別リサイクルを行っておりますが、地球温暖化CO<sub>2</sub>削減にどれだけ役に立っているのか、質問したいと思います。

また、阿見町の資源ごみの収集量とその収集に対するリサイクル関係はどうなっているのか。町のごみの出し方で、資源ごみの分別は新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、布類、缶、瓶、ペットボトルと分類されておりますが、それぞれの回収量はどうか。また、回収した先のリサイクルはどうなっているのか質問いたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 細田議員の、阿見町におけるごみ分別、リサイクル方式は環境保護に役立っているのか、という質問にお答えいたします。

1点目の、リサイクルされたペットボトルはどのようなものになるのかについてであります。環境省やペットボトルリサイクル推進協議会の資料により、全国的な数値で見ますと、平成18

年度のペットボトルの生産量は54万4,000トンあり、そのうちの66.3%に当たる36万トンが分別収集により回収されております。また、回収された36万トンのうち25万6,000トン——約71%であります——が、再商品化されております。再商品化製品量の内訳については、約52%が繊維として衣料品等に、38%がシートとして卵などのパック類などに、6%がペットボトル、3%が各種成形品としてリサイクルされております。

次に、2点目の阿見町のごみリサイクル方式を再点検する必要があるのではないか、という点についてであります。

廃棄物のリサイクルについては、平成7年に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律——いわゆる容器包装リサイクル法であります——が制定され、消費者においては資源ごみの分離排出、地方自治体においては分別収集の促進、事業者においてはリサイクルの義務が明文化されております。また、平成12年度には、循環型社会形成推進基本法が制定され、第1に発生抑制、横文字で言うとリデュース、第2に再使用——リユース、第3に再生利用——リサイクル、第4に熱回収、最後に適正処分という優先順位で取り組むべきこととされております。

当町としましては、循環型社会形成推進基本法や容器包装リサイクル法の基本理念に基づきまして、平成13年度から各集積所に瓶、缶、ペットボトル専用のコンテナを設置し回収するステーション方式により、容器包装廃棄物の分別収集を実施しており、また、平成17年度には、阿見町分別収集計画を策定しております。

回収された資源物は、容器包装リサイクル法に基づきそれぞれの回収業者に引き渡すことで、リサイクルを促進し、ごみの減量化と廃棄物処理施設の延命化を図っております。当町における平成19年度の資源化量は、アルミが約69トン、瓶類が約284トン、ペットボトルが約109トンとなっております。さらに、平成18年度に容器包装リサイクル法が改正され、分別収集の対象となる容器包装廃棄物の品目を増やすなど、社会の変動に合わせた分別収集計画の見直しを行い、容器包装廃棄物の排出抑制の促進及び分別収集に努めてまいります。

3点目の、町で行っているリサイクルが地球温暖化防止のためにCO<sub>2</sub>削減にどれだけ役に立っているのか、という点についてであります。

ステーション方式による分別したペットボトルは、平成13年度から平成19年度までに約663トンを回収しております。これをCO<sub>2</sub>に換算しますと、7年間で1,787トンのCO<sub>2</sub>が削減できたこととなります。その他新聞紙、ダンボールなどの紙類をあわせますと約4,229トンのCO<sub>2</sub>を削減したことになります。この量は、霞クリーンセンターが年間に排出するCO<sub>2</sub>の約36%に相当します。

このように、分別収集によりCO<sub>2</sub>削減の効果があり、地球温暖化防止に貢献していると思

われます。したがって、ある程度の費用を負担しても循環型社会形成推進基本法や容器包装リサイクル法など、国の方針に基づいて、分別収集によるごみの減量化を進めなければならないと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今の町長の答弁で、ペットボトルもありましたけども、聞いた中で、牛乳のシートですか、その答弁がありませんので、牛乳紙パックについてはどのぐらいになっているのか、どんなふうに再生利用されていくのかもあわせて答弁願いたいと思います。

あと、私も今回の質問をするために、環境問題等リサイクルの本、本屋で買って実際五、六冊読みましたけども、町長の答弁のペットボトル、阿見町で7年間で663トンで、CO<sub>2</sub>が1,787トン削減されたっていうのは、要するに、新しいペットボトルをつくるためにはこれだけ必要だっつう観点で数字出してると思うんですよね。逆に、ペットボトルを例えば布にする場合には、ただではできないわけですよね。ちゃんと工場で人件費をかけて洗浄し、それからそれぞれの薬品を使って、石油も使うと思うんですが、その再生に、実際に新しいものをつくるよりも、例えば1.75倍エネルギーが必要だっつう数字もあるわけですよね。そうすると逆に再生することによって、地球環境から見ればエネルギーを余計使うわけですから、CO<sub>2</sub>を余計出すっつう結果になるわけですよね。

あと、それから新聞紙とか再生紙についても、要するに100%の再生紙の中に50%しか入ってなかったというのは、100%の再生紙を使うと、いわゆる経費が余分にかかって市場価値がなくなると。経費が余分にかかってるってことは、新しく物をつくるよりももっとエネルギーが使うってことで、結果的にはCO<sub>2</sub>を余計に使ってしまうと。そういう指摘もあるわけですよね。

私は、環境問題の本を読むことによって、そういう指摘がある。それから、買物袋についても新しいのをつくる場合、それからリサイクルする場合はどうなのかっていう数字もあるわけですけども、今の町長の答弁は、リサイクルに必要なエネルギーは引かないで、これだけ例えばCO<sub>2</sub>が1,787トン削減されたと、私は言ってるんじゃないかと思うんですよね。

私の質問は、そういう点で、いわゆる片方だけの評価ではなくて、リサイクルするためにはまたエネルギーが使うわけですよね。そうすれば、リサイクルすることによってエネルギーを余計使った場合には、地球全体のCO<sub>2</sub>については余計出すっつうことになるわけですから、そういう点もきちんと考慮しながらリサイクルをやらないと、ただかけ声だけで、リサイクルしてるから地球環境がよくなるというふうには言えないんじゃないかなと。そういう意味で質問したわけなんですけども、その辺の研究はしてるのかどうなのか。

それから、牛乳パックでございますけれども、例えば牛乳パックを普通の紙にするのにもか

なりのいわゆるエネルギーを必要とすると。実際に富士市で牛乳パックを再生、パルプとかちり紙にしている会社は、なかなかその製品が売れなくて困っているというような状況があるっということが本にも書いてあります。

そういうことを考えると、例えば阿見町ではごみを焼却してるわけですが、そのために、最初温度を上げるために重油を使うわけですね。その重油を使うも、阿見町では19年度でその重油のお金が323万使ってますよね。今は分別収集させる、例えば紙パックとかそういうものが炉で燃すということになれば、私は一部その燃料代を削減する、ごみが燃えやすくなるわけですから、そういうふうにすれば余計町としては逆に経費が節減できるのではないかなと、そういうことも考えるわけですね。今の重油の問題は、例えば調べてみたら、2年前は523万円使ったわけですね。去年は400万台。あ、去年じゃなくて18年。19年度については、323万と減っているわけですが、これは恐らくごみの中に燃えるごみが含まれているから重油が少なくて済んだっつう結果だと思うんですけども。

そういうことを考えれば、例えばトレーとかそういうものを燃すっていうのは熱が出るわけですね。それから牛乳パックも熱が出るわけですから、例えば牛乳パックとってみれば収集しないで、一般ごみとして燃すということになれば、阿見町自体では石油の節減になるし、それから地球全体から考えれば、リサイクルで新しくつくるよりは、1.75倍ぐらい燃料を食うわけですからそっちのほうも削減になるんじゃないかなと、そういうふうには計算上はなるわけですね。

だから、そういう点できちんとそれぞれの品物についてやっぱり見直しする必要があるんじゃないかっていうのが私の質問でございます。

で、牛乳パックについては、分別すると、収集するということになってますけども、年間どれだけ収集して、どんなふう処理されているのかお答え願いたいと思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） お答えをいたします。牛乳パックだけの資源化量しかつかまえてないんですけども、平成19年度のパックの資源化量は、2,220キログラムでございます。紙類、これは新聞とかですね、段ボールとか雑誌とかがあるんですけども、これを全部トータルしました資源化量は、今度はトンになってしまうんですけど860トンぐらいは約……。860トン資源化しております。

収集の量がですね、ちょっと細かい量が今手元にございませんで、集めた後の資源化量ということでお答えさせていただきます。

それともう1点、今再生にですね、エネルギーが使ってしまうんじゃないかという話をいただいたわけなんですけども、町長のほうから申し上げました、ペットボトルを回収して資源化

に出してるわけですが、それが燃やした場合、全部燃やしてしまった場合にCO<sub>2</sub>が7年間で1,787トン発生してしまうんだよというような御説明をしたわけです。

これが、この分は全部再生化ということで、資源化ということで、4つの業者にお願いするわけですが、そちらのほうに行っているということで、これは全部再生に使われているというような解釈の中で、燃やした場合にはこれだけのCO<sub>2</sub>が発生しますというお答えをしたわけです。

それで、細田議員のお話の中で、再生に大変エネルギーを使ってしまうというお話ですが、今の法規——容器包装リサイクル法と循環型社会形成推進基本法ですか——の中の考え方としては、再生にも確かに燃料は使いますが、そういった限られた資源をですね、燃やしてしまわないで、もう1回再生して使おうと、長い間使っていこうという考えのもとでやっておりますので、その再生には確かにエネルギーがかかりますけども、ペットボトルを全部燃やしてしまわないで、それをまた何回も使っていこうという、限られた資源を有効に使っていこうという考えの中で進めておりますので、そこら辺のことも御理解をいただければと思います。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） ちょっと論議がかみ合わないんですけども、リサイクルをやるってことで、節約するつつうことがね、ほかに追いやられてるわけですよ。今ペットボトルが、飲み物はほとんどペットボトルになってるわけですよ。以前は、例えばジュースなんかは缶にしたとかね、それから瓶であったとか、お酒も瓶であったとか、そういうふうになってたわけだけども、今はリサイクルするつつうことで、答弁の中でも五十何万トンというふうに、十何万トンが五十何万トンというふうに増えているわけですよ。

それを、私はリサイクルということで増やすよりは、逆に言えば、ヨーロッパなんかではリユースでペットボトルも日本のものより3倍ぐらい厚くして瓶と同じように再利用して使う。まあリユースですよ。そういうふうにしてるっていう話も聞きますけれども、日本なんかもそういうふうにしないと、やたらとペットボトルの消費量が、生産量が増えてしまうと。で、リサイクルするからそれが野放しになるつつうふうに現在のところはなってるんじゃないかなと私は思います。これは、阿見町単独でやっても、言ってもどうしようもないわけですが、私はそういう点ではリサイクルについて、もう一度全体のエネルギー量の消費ということで考えてみる必要があるんじゃないかなと。

あと町のごみ焼却場ですか、その経費を減らすと。今4億2,000万ぐらい、ひっくるめて経費をごみ処理にかけてるわけですよ。去年当たり入札制度の改善とかということで、かなり減額されたつつう話も聞いておりますけれども、私はそういう点では、それ以上に例えば、今提案したように油をうんと少なくすると。そのためにはリサイクルにいっぱいエネルギーを

使う牛乳パックについては燃すと。そうすれば、石油がそれぞれ使わなくて済むわけですから、そういう点での改善もあるのではないかという提案をしているわけです。

そういう点では阿見町独自としてのCO<sub>2</sub>を減らす、また経費を減らすということで、ごみ処理の問題を考える1つのきっかけにしてもらいたいということで質問をしているわけでございます。

学問的には正反対の本があるんですね。片方は危ないと言うし、片方がそれがインチキだと言うし、またそれもインチキだということで、いろいろあるわけですけども、やはり地球温暖化、実際に炭酸ガスが増えているっていうことは間違いないわけですので、全体として減らすと。あと、阿見町でできることは、家庭ですよ、個人でも減らすような方向にとると。

これは私自身の最近の経験なんですけども、ここガソリンが高くなっておりますよね。1リッター170円を超えて、今はちょっと下がって160台になりましたけども。1つの提案で、自動車に乗る場合に発進するときはアクセルをゆっくり踏むと。そういうことによってガソリンの節約になるということを新聞などで読んで、実際私も試してみたいんですけども、2カ月試してみたら、私の車1,500ccで普通11.5キロしか走らないんですけども、アクセルをゆっくり踏むことによって、驚くなかれ13キロから14キロ走るようになったんですよ。

11.5が14キロになると、約20%のエネルギーの削減になるわけですよ。そういう点でも役場が実際に20%削減になるよということは、金額的に言えば、165円のガソリンが133円になるわけですから、大いに個人的にも助かるわけですよ。結果的にCO<sub>2</sub>の削減にもなると。そういうことについては、大いに宣伝PRしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

CO<sub>2</sub>削減について、もう1度ごみ処理を初め、家庭の問題についてもPRする、考え直すということをやってもらいたいというふうに思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） お答えをいたします。議員言われるように、まず発生の段階から減らすというリデュースですね、とそれから再使用のリユース、それからリサイクルですよ。その3つ、3R運動ということで町のほうでもこれからどんどん、まず発生の段階から減らすということをちょっと、まだ取り組みがおくれていますので進めていきたいというふうに思います。

特にマイバック運動とですね、レジ袋の削減というのを、これからも力を入れて取り組んでいきたいというふうに思います。

それと、エコドライブの関係、議員のほうでおっしゃいましたけども、町のほうでも7月、8月、9月と3カ月なんですけど、ノーマイカーデーということで、1日通勤の自動車をやめよ

うと、通勤に自動車を使うのをやめようという日にちを月の第4水曜日ですか、設けて進めているところです。

さらに今後もノーマイカーデーも進めますし、そのおっしゃるようなエコドライブというようなことも職員に徹底していきたいというふうに考えています。

そういったことで、リサイクルばかりじゃなくてですね、先ほど申し上げました3Rの推進ということで、全体的にCO<sub>2</sub>の削減というのを進めていきたいというふうに、進めるために取り組んでいきたいというふうに考えております。

○18番（細田正幸君） はい、わかりました。

○議長（諏訪原実君） これで18番細田正幸君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。よろしくをお願いします。

午後 0時06分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（諏訪原実君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番浅野栄子君の質問を許します。登壇を願います。

〔7番浅野栄子君登壇〕

○7番（浅野栄子君） 皆さん、こんにちは。最後の1人でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、阿見町の農業振興対策について5点質問させていただきます。

日本の風土は、農耕に恵まれ四季が織りなす自然に、その折々の野菜や果物、穀物が生産され、食の恵みとともに歴史がつづられてきました。農耕民族といわれる日本人にとって、農業は身近で大切な生命産業です。

特に茨城県は、日本の中でも生産高が1、2位を競う農産物が数多くある農業県でもあります。その理由の第1は、温暖な気候と肥沃な土地にあります。県内でも関東平野の南部に位置する我が阿見町は、農耕にとって地形的にも、地理的にも、気候的にも、大変恵まれた条件がそろっています。その条件下では、盛んであってしかるべき農業です。ですが、現状が厳しく、むしろ深刻な問題が数多く横たわっております。

農業の振興は、町の活性化を図る大きな要素です。今こそ、しっかりと確実に真剣に取り組まねば、先はありません。町が、諸所の問題をどう取り上げ、どのように対策を立てて実行し、希望の見える農業振興を図っているのか質問させていただきます。

まず第1に、農業従事者及び農業後継者の育成とその対策についてであります。阿見町の農

業就業人口は、年々減少し、高齢化も進んでいます。平成2年には、農林省センサス調査によりますと、阿見町の農業就業人口は、総数2,627人。年齢構成は15歳から19歳、8人。20から29歳、44人。30から39歳、240人。40から49歳、367人。50から59歳、724人。60から69歳、894人。70歳以上、350人となっております。ところが10年後の平成12年には、総数1,762人。何と最初の平成2年の34%減となっております。平成17年には、総数1,098人。平成2年に比べると59%の減であります。何と平成2年と比べると平成17年の総数は59%も減になっているのです。これから10年後、それ以降どのように衰退していくのでしょうか。このままでは、農業人口は滅亡の一途をたどっていくのではないかと思います。

特に見えるのは、農業従事者の高齢化であります。高齢化に適した農産物の普及、伝達または技術を教えるなど考えられますが、町として、この状況から施策はどのようにお考えなのでしょうか。

穀物も農作物も天候に左右されます。雨がふれば仕事はできません。台風が来れば、作物の被害は大きく、収穫は少なく、収益も減少します。日照りが続けば作物はとれず、経営に困難が生じます。何より、体を張って仕事をしているのですから、消耗も大変なものです。天候に恵まれ、大収穫があったとしても、大量ということで安くなってしまうこともあり、農家の経営の困難さは、ほかの職業に比べると本当に大変だと思います。しかし、豊かに実った作物、おいしい野菜を収穫した喜びがあるからこそ、全国、世界の食料に貢献している自負と誇りが生まれ、農業を続けていく力が出るのでしょうか。それよりもまず、農業従事者は、いなくてはならない大切な大切な存在なのです。この農業従事者の生活を安定させる、もうかる農業にしなければなりません。その視点が、後継者問題にも関係が深くかかわってくるのではないかと思います。従事者、後継者対策はどうお考えかお尋ねします。

2点目。特産品の創生と米の需要拡大についてです。

町の農産物の販売拡大、そして、お米を需要拡大することは、とりもなおさず農業活性化につながる重要課題であります。各市町村でも、それぞれに特色ある産物をつくり出し、町の顔として多様な広報活動を行い、大きな効果を上げているそうです。近隣では、牛久の牛久河童西瓜、河童米。河内町では、河内米。おかずがなくても食べられると高価格での需要があるそうです。阿見町でも、18年度から阿見町農産物推奨シール「うまーいあみ」を作成し、白菜、レンコン、ハウレンソウに300枚交付し、町内の産直所、スーパーで販売を行い、19年度は、ナス、キュウリ、スイカ、落花生、トウモロコシ、ネギ、ブドウに対して1万6,000枚を張り、25年度には3万枚を交付する予定だそうです。シールの成果は、いかがなのでしょう。

シールの張られた野菜にお目にかかったことはありませんが、好評を得ているといううわさも聞きます。地元産野菜が、もっと広範囲の店で、目に触れ手にとる機会を多くすることによ

って消費拡大が図られ、農業生産拡大と販売促進になるはずですが、推奨のおいしい産物が、他市町村へも名をとどろかせ、需要拡大ができるよう、そのルートを切り開くことも同時進行と思われる。ルートを切り開き、さまざまなところへ直接出かけ、販売実演をする。目立つということは、目に触れる、茨城県知事も東京ドームで県産品を売っていたそうですが、宮崎県産が全国に出回り消費拡大が図られたのも、知事が出かけられた先々で宣伝をした影響大だと思います。我が町長さんにも、そのような機会がありましたら、ぜひ阿見町の顔として、町生産の安全・安心でおいしい、うまい品物の宣伝をしていただきたいと思います。

特産品に加え、米の需要拡大を図ることも必要です。米は農家の主力品ですから。新聞のニュースでは、8月26日付、県米消費拡大推進会議を発足させ、主食用、米粉などの加工用、飼料用として需要拡大に力を入れるとありました。

町として、特産物とお米の需要拡大対策は、どのようにお考えなのでしょうか。

3点目。遊休地解消への取り組みについてです。遊休地、実際は見放されてしまった土地ですから、耕作放棄地というほうが適当だと思います。この耕作放棄地が、年々増え続け、2005年農林業センサスの調査結果によると、当町の経営耕地面積1,077ヘクタールうち水田が571ヘクタール、畑が506ヘクタールで、耕作放棄地面積は168ヘクタールで、13.5%という状況でした。一等地が、あちらこちら雑草に覆われ、無残な姿をさらしているのですから、この問題もますます深刻化していく形相があります。

町では、この土地を利用して、トウモロコシやヒマワリなど、運用を図っているようですが、一時的なものではなく、長期的計画的な対策が必要と思われるが、この対策はどのようにお考えなのでしょうか。

4点目。茨城大学農学部や農業協同組合との連携について。当町には、農業の専門分野を誇る茨城大学農学部があります。農業に関する先端の技術、知識、技法の宝庫です。地元へ協力を惜しまないと言っている大学です。

過日の新聞に、当大学の小林久教授が、八千代町中央公民館でバイオマス資源についての講演をした様子が載っておりました。地域経済の活性化を目指すシンポジウムには、町内の商工業者、農業関係者ら120人が出席し、熱心にディスカッションしたということです。阿見町では、いかがなのでしょう。農業についてのノウハウなど、連携しているのでしょうか。

農業協同組合も、同じことが言えると思います。農家の一番強い味方です。今まで、町と農協と農家はどのような連携をとってきたのでしょうか。

阿見町の農業のかぎを握るこの2つの存在を、町はどのような対処をしているのでしょうか。関係プレーのあり方をお聞かせください。

5点目。エコ教育・生産教育について。題目は教育の場における農業のとらえ方という観

点からです。

農業の担い手となる次世代の子供たちへの農業に対する教育は、大変重要かつ意義深いものがあります。大きくなったら何になりたいかとよく聞きますが、パイロット、スポーツ選手、ケーキ屋さん、保育さんなどなど、いろいろな職業を聞きますが、農業と答える子はほとんどおりません。おいしい野菜をつくる人、果物をつくりたいという子供はおりません。子供の心の中に農業はないのです。これでは将来の農業を受け継ぐ若者の存在はありません。農業の未来はありません。

阿見町の、農耕に適した豊かな自然、恵まれた大地に目を向けさせ、次世代の農業を受け継ぐ子供たちをぜひ育ててほしいのです。それには、幼少のうちから地域に根差した学校教育の中で、エコ教育・生産教育の強力な推進が必要不可欠であると思います。

調理自習の食材選び、給食時地元野菜・果物など地産地消の話を、植物を育てる体験をさせ、かけた苦労分に当たった収穫を、その喜びを味わう満足感、そういう機会を多くする。また、早寝・早起き・朝ごはんの標語にあるお米の消費拡大、大地の観察などなど、子供たちへの農育教育はどのようなところで行われているのでしょうか。

教育課程や家庭科の教科書を見ても、全国版で地域の実態は出てきません。担任の先生が折に触れて教え育てていく、その姿勢が大いに影響あると思われまます。日ごろより地域農業へ関心が向けられるよう、言葉を投げかけていただけるよう、お願い申し上げる次第でございます。

未来の新しい農業を目指す子供が育ちますように、教育の力を信じてやみません。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇を願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 浅野議員の、阿見町の農業振興対策についての質問にお答えしますが、5点目のエコ教育・生産教育につきましては、教育長から答弁させますので、私のほうからは1点目から4点目までについてお答えいたします。

まず、1点目の農業従事者及び農業後継者の育成及びその支援対策についてであります。

当町におきましても、農家数の減少や農業従事者の高齢化により、農業の担い手不足は依然として深刻な状況であります。そういった状況の中、国は認定農業者等の農業の担い手を支援するため、昨年度から担い手に対する支援措置を大幅に拡充したところであります。

担い手に対する支援として、具体的に申しますと、規模拡大や農業用機械・施設の整備に対する補助の拡充、資金等の融資、経営安定対策事業等、優先的に受けられる事業が充実したと

ころであります。

これらを農業者に対して周知し、制度の活用を図るとともに、認定基準に近い実績をあげている農業者に対して、認定農業者への誘導を行い、今後も農業に意欲のある担い手をさらに増やしていきたいと考えております。現在、町内の認定農業者は38名で、昨年浅野議員が御質問されたときより5名の増加となっております。

認定農業者には、認定農業者連絡会という組織があり、農政関連事業の推進や地域農業の発展に寄与することを目的に、講習会や研修会の参加や、先進地視察研修等を行っており、町は事務局として活動の支援を行っております。

次に、農業後継者の育成支援であります。阿見サンクラブという農業後継者組織があります。阿見サンクラブは、農業後継者の若い力を結集し、農業青年の立場を代表して、農政活動を行い、農業の発展に寄与することを目的としており、こちらは現在16名の会員が活動を展開しております。町は、阿見サンクラブの活動に対して、助成の支援を行っており、まい・あみ・まつりやさわやかフェア等のイベントで、農産物の販売などさまざまな行事に参加し、活動しております。

また、町では新規に就農する若者が、就農しやすい環境・条件の整備を行い、安定した農業経営と豊かでゆとりのある生活基盤づくりを支援するための事業として、阿見町新規就農者支援対策事業を実施しております。この事業は、農業経営の安定に至るまでの3年を限度に、町が認定した新規就農者に対し、年間120万円から180万円の補助を行うものであります。また、農業経営に関する指導や農地・住居等のあっせん等を行うことで、将来阿見町の農業振興の中核となる人材の確保・育成の取り組みを行っております。当事業により、現在までに2名の支援を行い、そのうち1名は農業後継者で、現在は認定農業者となり生産性の高い農業経営を行っております。また、他の1名も阿見町に定住し、路地野菜を中心とした農業経営を意欲的に実践しております。

さらに、今年7月より他県から就農し、阿見町飯倉地内においてハウレンソウや加工用トマトなど路地野菜の栽培に取り組む新規就農者への支援を開始したところであり、あわせて3名の方が当事業の支援を受け、将来の町の農業振興の発展のため、リーダーとなるべく人材として日々農業経営の安定のために努力しているところであります。

ただ、これはかなりの期間かけてやってきてるんですが、実績として2名プラス1名という、これだけの対策をしてこれだけの人数を定着させるのがやっとなことですから、この後継者対策がいかに難しいかということがおわかりいただけるかと思えます。

2点目の特産品の創生と米の需要・供給拡大対策についてお答えします。

町の特産品として挙げられるものは、県の銘柄産地の指定を受けているスイカを初め、メロ

ン・レンコン・ヤーコン・サツマイモなど恵まれた気候風土から生み出されるさまざまな農産物があります。

阿見町では、阿見町農業推進対策会議の提言を受け、町の農産物を知ってもらい食べてもらう取り組みとして、阿見町推奨農産物シール事業を行っております。この点については、議員からの質問の中にも、かなり具体的な内容が入っておりますが、1部重複しますけれども、この点について触れてみたいと思います。

阿見町で生産された対象農産物に、町独自の推奨シールを張ることで、地場農産物を積極的にアピールし、農業生産拡大と販売促進を図るものであります。事業初年度である平成18年度は3品目3,800枚の交付であったものが、平成19年度は11品目について1万7,498枚の交付を行い、町内スーパーの地場野菜コーナーや産直所において販売されました。今の点について触れますと、こういう形でまだ限られた数字でありますけれども、これをさらに拡大して、議員が言われるように、阿見町で生産された野菜にはこういうものがすべて張られるような、大体そういう体制づくりをやっぴり進めていくことが必要だということで、過日の農業推進対策会議の中でも、消費者の人たちからも、ぜひそういうことを進めてほしいと、そういう意見が強く出ておりました。

また、子供たちへの取り組みとして、学校給食推進事業があります。これは、学校給食に新鮮・安全・おいしい地元の農産物を提供し、子供たちが地元の生産者の顔が見える学校給食を味わうことにより、地元の農業を知る食農教育を推進するものであります。平成18年度から取り組みを開始し、町内産の農産物であるスイカ・メロン・サツマイモ・ヤーコン・レンコン等を給食の献立に取り入れ、校内放送やチラシによる説明を行い、さらに生産者に農産物についての話や栄養士の食育指導などを行っております。

また、サツマイモの畑での掘りとり体験や、スイカ、メロンの切り分けなども子供たち自身で体験することにより、子供たちの地元の農業・農産物への関心が高くなっております。さらに、商工会がヤーコンの入ったサブレを開発し、町の名産品とする取り組みを行っております。これらの活動を通じて、将来は消費者の求める阿見町の野菜の発掘・育成・ブランド化が図っていければと考えております。また、米については、JA茨城かすみの生産部会であります稲作部会において、都内の市場やスーパーにおいて、炊き出し試食等による販売促進活動を展開しております。昨年度実績は、東京・静岡方面に109トンの阿見産米が販売されました。

3点目の、遊休農地の解消の取り組みについてであります。まず、当町の遊休農地の現状について説明いたします。

経営耕地面積は、2005年農林業センサスの結果——ちょっと古いんですが、なかなか適正な資料がないので、ちょっと古い資料になります。このセンサスの結果によりますと、耕地面積

が1,130ヘクタール。耕作放棄地面積が438ヘクタールであります。耕作放棄地率にしますと27.9%が耕作されてない農地ということになります。そのうち田と畑の内訳は、調査結果には盛り込まれていないためはっきり出ておりませんが、おおむね2割が水田、8割が畑と推測されます。水田の場合は生産調整が行われているので、やっぱり1番問題はこの畑の対応だろうと思います。

いずれにしても、これからも農業従事者の高齢化や担い手の不足により、遊休農地が増加していく傾向は続くと思わざるを得ません。このような状況の中で、町としての遊休農地に対する取り組みを説明させていただきますと、まず、具体的な小さな話になりますが、農業委員会では、平成13年度から遊休農地の有効活用事業を展開しており、今年度は鈴木地区の約0.7ヘクタールの畑で31組63人の参加による農業体験や、町内保育園児280人が参加し、ジャガイモ掘りを実施しました。

この場所では、菜の花やヒマワリといった景観作物の栽培も行っております。さらに実穀小学校付近の畑約0.3ヘクタールを借り、実穀小学校児童が農業体験授業の一環として、ジャガイモ、トウモロコシ、サツマイモ等の植えつけ及び収穫を実施しているところであります。今、学校でこういうことやっているのは実穀小だけですけれども、できれば、質問にありました子供たちに農業を体験させる、勉強させる、そういう場として、条件がある小学校区ごとにせめてこういうものができるだけつくればよいなと思って、そういうことも検討し始めております。

また、島津地区2.1ヘクタールで実施しておる、島津地区営農実践組合による南高梅の栽培があります。これは平成13年度に事業に着手し、平成17年度から本格的にもぎ取り体験や販売を行い、平成19年度は収量1,200キログラム、約55万円の売り上げがありました。今年度は2,800キログラムを収量。約125万円の売り上げがあり、順調に事業として伸びてきています。ここの土地の場合には、非常に荒れていて、まさに放棄されていた土地を、地元の人たちが組合をつくって苦勞をしてこれだけに育て上げたということで、遊休農地対策のモデル的なケースだろうと考えております。

さらに、地域農業の担い手として、JAが主体となって設立した有限会社農援あみが遊休農地対策として畑5.6ヘクタール、水田2.7ヘクタールの耕作に取り組んでおります。市民参加型の遊休農地活用事例としては、茨城大学の高原先生が中心になって活動している上条地区の「のらくくす農園」があり、現在1.5ヘクタールの農地の活用が図られているほか、1.4ヘクタールについてヤギの放牧による農地の再生に取り組んでおります。

町では、これらの活動を積極的に支援し、遊休農地の解消に努めていきたいと考えております。しかし、今御紹介した取り組みは、これ全部足しても15町歩に足りないほどの面積であり

ますので、まだまだ町全体としての遊休農地対策にはなっていない状況があります。

そこで、町としての長期的な遊休農地対策についてであります。まず、遊休農地を計画的に解消する必要があることから、農業者同士で直接農地の貸し借りをを行い、農地を集積する利用権設定促進事業を行っております。これは、今の状態ではもう耕作放棄に至らざるを得ない、もうつくりえない農家、それを引き受ける農家と、その農家同士、農業者同士で貸し借りを行って、利用権を設定して、つくれる農家が重点的に耕作をする、こういう体制づくりをする事業であります。最大5年の助成で、借り手が認定農業者の場合は10アール当たり貸し手・借り手に1万円ずつ助成するものであります。平成18年度は71件で、約23ヘクタールの利用権設定があり、昨年度は107件で、約29ヘクタールの利用権設定がありました。

これからも、同事業の拡充や、農地保有合理化法人を介して、農地を集積する農地保有合理化事業に対して支援を行うことで、担い手農家への土地利用集積を誘導を図っていきたいと考えます。

いずれにしても、これでもまだ今まで30ヘクタール足らず、実態としてある畑だけでも恐らく300ヘクタール以上はあると思いますけれども、そういうものに対する対応としては、まだまだ不十分であります。さらに今後も増加していくと思われる遊休農地について、先ほどから何回か言っております農業対策推進会議でもいろいろと議論しておりますが、この中での議論を踏まえて、遊休農地対策に関する、それを集中的に議論する分化会ってのをつくって、そこで集中的な議論をして、やはりかなりの多くの面積に対応できるような、具体的な方策というのを、突っ込んだ形で詰めていかなきゃならない。そういうことになっております。

この分化会では、従来のモデル事業、部分的な小規模なものじゃなくて、本格的な町独自の遊休農地解消対策というものを検討していく、そういう分化会になるかと思えます。

次に、4点目の地元茨城大学農学部や農業協同組合との連携についてであります。

まず、茨城大学と阿見町とは、地域連携協定を締結しており、特に農学部とは農業に関する部門について連携を密にしております。阿見町農業対策推進会議の委員として、現学部長にも参加していただき、貴重な意見や提言をいただいております。また、上長地内で取り組んでいる「うら谷津再生プロジェクト」を初め、各種イベントや農繁期の農家への学生アルバイト派遣等、さまざまな場面で相互協力を図っております。

また、地域連携の分化会の1つとして、阿見町における農産物地産地消推進に関するワークショップを開催し、その中で、エコ農業茨城についての取り組みや、町の地産地消推進について、また、地産地消推進のための学校給食活用などについて意見の交換を行っており、学校給食に関しては、阿見町をモデルに学部としてプロジェクトを立ち上げ、取り組みを開始しております。

茨城大学農学部が、阿見町の地で教育と研究をしているということは、阿見町の農業にとっても非常に貴重な財産と言えるわけであります。これからも、環境に優しく、特色ある農業の振興のために、相互協力をさらに深めていきたいと考えております。

次に、町と農協——実際は美浦と合併したので、今名称としてはJA茨城かずみ農協ということになっておりますが——との連携についてお答えします。

町と農協とは、従来から農業振興に関して協力連携して、事業を進めてきております。具体的には、水田農業構造改革対策事業や農薬の空中散布の実施を初めとして、農業用ビニールのリサイクルまで、各種農業施策の事業について人的な連携協力をとり行っております。

また、遊休農地対策では、農協の出資型生産法人である有限会社農援あみが耕作放棄地の耕作や作業委託を受けることで、地域農業の担い手として地域農業振興を進めているところであります。農協は、農家と直接話し合う機会が多く、農家の考えを理解している農家の代表でありますので、町は常に農協と協議を行ない、農家の現状に対応した施策を引き続き推進してまいります。

農協とは、そういうことで非常に密接に連携をとって、事あるごとに協議を進めておりますが、最近農協との話で言うと、肥料の高騰とか、いろいろ資材の高騰、そういうことで、農協の経営もなかなか厳しくなっている。そういう中で、農協に対して、行政としてもこの苦境を乗り切るために、適切なできる援助があればしてほしいというような要望も出ておまして、これは議会に対してもこういう要望が出ているはずであります。こういうことについても、議論しなきゃならないと、そういう状況であります。

現在の農業は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、専門者の経営改善を図る、遊休農地の対策など、さまざまな課題があります。町は、今般の厳しい農業情勢の中で、今後とも農業委員会や農協、茨城大学農学部などの関係機関と連携・協力を密にしながら、国・県の支援策などを活用し、直面している問題・課題に対して、積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解御協力をお願いしたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 続きまして、教育長大崎治美君、登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） 続きまして、5点目のエコ教育・生産教育についてお答えいたします。

地球温暖化を初め、環境問題に関する関心はますます高まりつつあり、子供たちに環境の大切さを伝えることは、非常に重要なことと考えております。

まず、エコ教育についてですが、当町の小学校においても環境を考えることが授業に取り入れられております。環境についての学習は、小学校3年生から社会科や総合学習で始まります。

また、基本的なエネルギーの水資源・電気・ガスについて学ぶと同時に、節水や節電について考える授業があります。さらに、ごみ処理場へ見学に行き、実際の設備を見ながらごみの量や処理の仕方を教えております。

リサイクルにつきましても、エコマーク・グリーンマーク等のリサイクルに関するマークの意味を学習し、実際にごみの分別を体験したりすることも実施しております。

次に、生産教育についてですが、農業に関する教育ということで回答させていただきます。先ほどの町長の答弁の一部にもありましたように、子供たちへの取り組みがありましたので、あわせてお聞きいただきたいと、かように思います。

生きることの最も基本的な要素である食と、それを支える農業について学び体験することは、とても重要なものと考えております。子供たちが、農業体験により自然を慈しみ、食べ物を育てる苦労と喜びを大切にすることを養うことは豊かな人間性を育む意味で、大きな意義があります。

小学校では、学校農園を教育の一環として位置づけ、取り組んでおります。生活科に、野菜を育てようという単元があり、野菜を育て、収穫し、とれたものを試食するという体験を通して、育てることの大変さや、収穫の喜びを体験させております。また、この学校農園では、農家の方や地域のボランティアの協力を得て、種のまき方、苗の植え方、除草、水やり、収穫の方法などについて指導いただくなど、地域の教育力を生かしながら取り組んでおります。

教室の授業では3年生から食や農業に対する学習が始まります。今年はJAバンク食農教育応援事業で、「農業の仕組みとお金の仕組み」と、これでございます、「農業の役割と環境」それから「農業の今と日本の食」と、こういう3冊の本を寄贈していただきまして、5年生全員に配布して、学習に活用しております。

また、教育委員会では、町独自の社会科の副読本の改訂作業を現在進めております。その中に、阿見町の農業を取り上げ、これを活用し、さらに食・農業についての学習を進めようとしておりますので、いろいろとご支援をいただきたいと、このように思っております。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） ただいまは、御回答ありがとうございました。

各観点につきまして、大変取り組みをしていただいております。しかし、田んぼを経営している農業従事者に聞きましたら、1反の田んぼは大体8俵のお米が取れると。その1俵のお米が、今年は大体1万2,000円だということです。ですから1反は9万6,000円となります。しかし、それをもう高齢化が進み、請け負って育苗から調製までお願いすると6万6,000円の出費があると。そうすると、それでもう3万円しか残っておりません。

そこから、水利組合という組合に2万3,000円を納めると。それからまたまたですね、今ま

で買ったコンバインの残金、それからトラクター、そういうのをはかっていくと手元には本当に残らないと、そういう状況であります。

こういう、農がもうからない。ぜひですね、高く売れるお米、これを何か付加をつけて売る対策を考えてほしいと思いますけれども、町長さんはいかがでしょう。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田君。

○町長（川田弘二君） これは、国全体のこれまでやってきた農政の結果として、今の状態があるわけで、私に何かできるかと言われても、これはできません。

そういう点で、いろいろな形で、国の長い間進めてきた農政の結果、基本的には日本国民が認めてきた政府がやってきた、その結果として今の形があるんで、基本的に高く売れる米を、方策をと言われても、私には対応しようがありませんが、それについては、やれる範囲でなんかやろうということで、みんな今苦労してるわけですから、そういうことを急にと言われても、これは、無理を承知で言っているんだろうと思いますけれども、やっぱりその辺については、農協の立場とか、いろいろ生産者の立場、いろいろあるでしょうが、やっぱりそういう点で、そういう意見を言われる以上は、十分自分としても考えていただいて御意見をいただきたい。

そう思います。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） 今、付加価値をと言ったのはですね、河内米が普通は1万2,000円だけれども、あそこは2万円でも、高いときは4万円でも売れるという、そういうね、ブランド米としても全国的に名をはせているわけですよ。そうすると、やはり阿見でもですね、うまい阿見とか桜阿見とか、そういうブランド米をつかって付加価値をつけて売ると、そういう意気込みを私はいただきましたかっと思ます。

それでは、質問させていただきます。先ほど、特産シールというのがありましたけれども、これは、私の野菜もシールをつけてほしいと、そんなふうに言う方いらっしゃると思うんですね。これは、シールを張るかどうかという基準はどのようになっているのでしょうか。それから、張った品種ごとは、何%ぐらい張っているのでしょうか。そして、張ったのと張っていない、この野菜の価格の差はどのなのでしょう。

それから、1,600枚をつけたというんですけれども、全体の野菜の何%ぐらいに、これはね、つけて売っているのでしょうか。

3番目、遊休農地放棄地ですね、これが大体先ほど利用しましたと言いましたけれども、遊休地の何%ぐらい、全体の何%ぐらいですね、ヒマワリとかそういうものをつくったか。または、その放棄地がですね、この阿見町のどの地域が多いのか、ということもお聞きしたいと思います。

それから、来年ですね、夏にアウトレットができます。こういうときこそ、阿見町の産物を需要拡大する、そういう機会だと思うんですが、アウトレットの中にはもうそういう特産物をする、やれるという、そういうことができないということでしたので、そのアウトレットの近くにですね、町としてそういう、この特産物を売るですね、特売所、そういうものをつくる計画があるかどうかお聞きいたします。

それから、県内でですね、活躍した人、例えば農業普及員ですね、そういう方が何名かいるという、いるんですけれども、そういう普及委員にですね、先ほどの農業従事者、または新しく認定農業者ですね、そういう方にお話をする、講習会をする、そういう機会が設けていただけるでしょうか。

以上4点、よろしくをお願いします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） 大変質問が細かくて、何項目もいただきましたんで、全部答えられるかどうかあれですけれども、1つずつお答えしたいと思います。

まず、阿見の推奨シールのお話で、基準というお話がございました。このシールのほうは、直接農家の方からシールを張りたいという申し込みをいただきまして、それで生産の履歴からですね、農薬はどれぐらい使っているかとか、そういったものを資料をいただきまして調査・確認する方がいまして、その調査を行って、これなら大丈夫だろうということで、シールを交付するというような仕組みになっておりますので、基準といいますと生産履歴ですね、そういったものを確認して交付するということです。

品種は、今申し上げましたとおり19年度で11品目でございまして、パーセントはちょっと把握しておりませんので……。失礼しました。20年度、今年度で13品目、シールを張る品目、こちらで対象品目決めてまして、それが13品目ということです。で、全農産物の比率は、ちょっと今把握しておりませんので、お答えできませんので、申しわけないですけども、よろしくをお願いします。

それと、シールが張ってあるものと張ってないものと価格差ということの御質問ですけども、現場でお伺いしましたところ、価格差はないと、差はないという話は承っております。ただ、張ってあるものと張ってないものと、どちらが売れるかという話では、やっぱり張ってあるほうがよく売れるという話は伺っております。全体の野菜の何%かというのも、ちょっと把握しておりませんので、お答えできません。

それと、遊休農地のほうでございまして。先ほど、町長のほうから答弁しましたとおり、農林業センサスで耕作放棄地が438ヘクタールということで、まだ町のモデル事業の取り組みが14.3ヘクタールですので、まだ10%いってませんね。2%から3%ぐらいの取り組みになると

思います。ただ、利用権設定促進事業、これはまだ遊休農地、耕作放棄地になったものではないですけども、なりそうなものということで、昨年度は30町歩近くは担い手のほうに集約をしてるということです。

あと、どの地域に多いのかということもですね、平成12年だったと思うんですけども、農業委員会のほうで……。済みません。今、資料をもらいまして、地域が書いてありますので見てみますと、やはり君原地区が一番多くて19.8%ですね。それと、舟島地区22%。その後、朝日14.8%、阿見地区が11.3%という割合になっております。

それと、アウトレット近くに特産所の計画があるかということなんですけども、町のほうでは特売所は設ける予定はございません。ただ、JAや商工会と連携して何かやっというところは、今考えておりまして、アウトレットの中にですね、物産の販売のイベント、これは定期的じゃないですけども、年に何回かはできるというの伺っていますので、そういったことで、町の農産物の推進を図っていきたくと思っています。

一番最後の、普及員っていう御質問ですけども、県の農業普及センターの職員でしたらば、いろんな会議にですね、町の会議、農協との会議とかに出席をいただいております。いろんなアドバイスやお話は伺っております。これはもう、何年も続いてやっております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 3問ですので。

○7番（浅野栄子君） 質問じゃない。

○議長（諏訪原実君） 要望でね、お願いします。

○7番（浅野栄子君） あ、要望で。

○議長（諏訪原実君） はい、浅野議員。

○7番（浅野栄子君） それでは、いろいろとありがとうございました。

やはり、農業の活性化は、阿見町の活性化であります。これからも、いろいろな面で継続的に、計画的に施行していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） これで7番浅野栄子君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（諏訪原実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

午後 1時58分散会

第 3 号

[ 9 月 11 日 ]

## 平成20年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成20年9月11日（第3日）

### ○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	久保谷	実	君
11番	吉田	憲市	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
15番	大野	孝志	君
16番	櫛田	豊	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田弘二	君		
副町	長	大崎誠	君		
教	育	長	大崎治美	君	
総	務	部	長	渡辺清一	君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	坪 田 匡 弘 君
都 市 整 備 部 長	桑 田 康 司 君
教 育 次 長	川 村 忠 男 君
消 防 長	瀬 尾 房 雄 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
児 童 福 祉 課 長	高 須 徹 君
環 境 課 長	大 野 利 明 君
建 設 課 長	浅 野 耕 一 君
学 校 教 育 課 長	黒 井 寛 君
指 導 室 長	石 井 直 人 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	山 崎 貴 之

平成20年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成20年9月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

平成20年第3回定例会

一般質問2日目（平成20年9月11日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 阿見町の脱地球温暖化戦略について	町 長 教 育 長
2. 川畑 秀慈	1. 小学校通学路の安全性確保と中学生の交通マナー教育について	町 長 教 育 長
3. 吉田 憲市	1. 当町における入札契約制度の現状について	町 長

## 午前10時00分開議

○議長（諏訪原実君） 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

### 一般質問

○議長（諏訪原実君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間、再質問の回数を2回といたしますので、御協力のほどお願いを申し上げます。

初めに、4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

#### 〔4番難波千香子君登壇〕

○4番（難波千香子君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、阿見町の脱地球温暖化戦略について一般質問させていただきます。

次世代の子供たちによりよい地球環境を引き継ぐためにも、地球温暖化防止は我々の緊急の課題であります。7月の洞爺湖で開催されました主要8か国首脳会議も、2050年までに温室効果ガス半減の長期目標で一応合意が盛り込まれました。この問題は、行政も企業も個人もすべて二酸化炭素を排出していることから、半減の目標は、すべての営みの見直しと行動が実行されなければ効果はなく、暮らしのダイエットとも言うべき、ある意味で文明の進歩に逆らう運動を展開しなければ二酸化炭素削減はできません。

阿見町にあっては、町長のリーダーシップで、全職員が脱温暖化に身近なところから細部にわたって取り組んでおられることは、大いに評価しているところであります。阿見町も今こそバイオエネルギー開発等の企業誘致などを図り、環境都市とすべく期待するものであります。さらにどうしたら持続可能な削減の生活ができるか、情報提供や施策を積極的に推進していくべきではないでしょうか。平成17年6月にも御質問いたしました、また、3月には浅野議員の環境問題にも答えておられましたが、本町における環境負荷低減運動はどのように展開されていかれるのか、以下4点お伺いいたします。

1点目。阿見町地球温暖化対策第2期の実行計画の策定作業が進んでおりますが、19年度を基準とし、1万4,577トンの温室効果ガス排出量を5年間で約9%削減するという目標であり

ますが、ハードルがかなり高い。確実に削減がなされるために早急に取り組むべき課題についてまずお伺いいたします。

2点目。壁面緑化，緑のカーテン設置の取り組みについてお伺いいたします。緑のカーテンは平成17年から環境省のエコフロー事業としても位置づけられておりますが，建物の壁面をゴーヤやヘチマ，アサガオ等のつる性の植物で覆い夏の強い日差しを遮るもので，蒸散作用により室内の温度を下げる効果があります。東京都板橋区では約50の学校や公共施設で導入し，小学校での室温温度は最大4度の差があり，また公共施設にあってはエアコンなどの電力消費量の削減に加え，職員の環境意識の向上にもつながったと伺いました。また板橋区をお手本とした牛久では，今年から主な公共施設に設置しており，昨年と比較して都市ガス利用料が3分の2，室内温度に至っては約6度下がったと伺いました。また家族でも取り組んでもらいたいとホームページで紹介するとしております。西日が当たらず涼しいし，外から見てもほんとうにさわやかな緑に覆われておりまして，私自身も感じてまいりました，緑の効果はヒートアイランド対策，景観の向上，癒し，情操教育など実に多面的であります。学校によっては取り組んでいられるところもあろうかと思いますが，庁舎や公共の施設等また小中学校の全校に取り入れてはどうかと考えますので御見解をお伺いいたします。

3点目。レジ袋削減対策についてお伺いいたします。平成18年に改正されました容器包装リサイクル法が今年4月から完全実施され，この改正内容の1つに，レジ袋を含む一定量以上の容器包装を利用する事業者は，国へのレジ袋等削減に向けた取り組みの状況報告を義務づけられました。これに伴い，各地で自治体住民企業が連携してレジ袋の減量に取り組む動きが本格化しております。御家庭の中ではレジ袋があふれている状態ではないでしょうか。日本じゅうで1年間の使用料が約300億枚とも言われており，1人当たり年間約250枚，阿見町にいたしますと約1,200万枚減量となります。原料となります石油20ミリリットルから1枚つくられますので，町内では約240キロリットル，ドラム缶約1,200本の石油が使われていることとなります。

現在，二酸化炭素排出削減に向けて，県では積極的にレジ袋有料化を推進しております。ひたちなか市では本年2月より，また常陸太田市では市内4店舗が協力店となり5月より，笠間市6月，つくば市9月と，1枚5円でレジ袋の有料化をスタートさせています。また，高萩市が10月，土浦市は来年の2月の方向で実施するというところでございます。関係者にお聞きいたしましたところ，アンケートをやった結果，62%が有料化にするべしとの結果が，実施にはずみがついた，また有料化になったことで5年間で80%のレジ袋の削減目標を1カ月で達成できたと。当町におきましても，行政と住民事業者による懇談会をまず発足させ，レジ袋有料化に踏み切るべきと考えます。積極的な取り組みがあるのかどうか進捗状況をお伺いいたします。

4点目。食用廃油回収によるBDF，バイオディーゼル燃料への転換事業についてお伺い

たします。平成19年6月に佐藤議員もご質問いたしておりますが、新エネルギー利用につきましては、大変重要な取り組みであると考えます。県では、新エネルギー政策として、平成19年にバイオディーゼル燃料普及促進研究会を設置し、普及促進をいたしております。

県内では日立市、ひたちなか市、土浦市、東海村、行方市等で取り組みが進んでおります。BDFは植物性の油を原料としたディーゼル燃料で、環境に優しい軽油の代替燃料として注目されております。長所として二酸化炭素の排出量はゼロとカウント、短所としては平成17年以降の排ガス規制対応のディーゼルエンジンには使用できないとも言われております。一般家庭でほとんど捨てられるてんぷら油などの廃油の使い道として、また阿見町の27.9%とも言われている耕作放棄地対策としても、BDF精製事業を積極的に検討してはどうでしょうか。また、年内通じて燃料の切りかえできる特定車両には、BDF使用車と明示し、公用車を走らせることは環境啓発にもつながるものと考えます。

先進事例ではありますが、日立市では平成19年から職員が、月1回学校給食センターと保育園の調理場の2カ所から回収したものを、約76万でリースしたプラントで精製し、公用車6台に使用しております。今後コミュニティセンターを拠点として月1回各家庭の廃油を回収していくとお聞きしております。メリットとして、燃料費がかからない、ふぐあいが生じることも特にないといたします。それから牛久市では農林水産省の地域バイオマス利活用交付金を受け、10月からつくば中央農業研究所とタイアップして遊休地に菜種油の菜の花を栽培して、学校給食で油を使って、その使用済みの廃油でバイオディーゼルにする計画です。

BDFプラントは初期投資が比較的少なく、製造工程上安全である、環境に寄与できる、行政のコスト低減にも役立つなどの大きなメリットがありますことから、当町も今後関係機関と連携し、活用を積極的に行っていくお考えがあるのかどうか、取り組みについても御見解をお伺いいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 難波議員の阿見町の脱地球温暖化戦略についての質問にお答えいたします。

初めに、阿見町地球温暖化対策実行計画（第2期）におきまして、確実に削減を図るために、早急に取り組むべき課題についてであります。

現在、町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、第2期阿見町地球温暖化対策実行計画を策定しているところであります。実施期間は2008年から2012年の5カ年間とし、役場庁舎、各出先機関から排出される温室効果ガスの削減に努めてまいります。第2期実行計画

策定に関しては、第1調査の課題及び反省点を踏まえた上で、現実的で実行可能な計画内容を細かく検討しているところであります。

この計画の中で、特に重要となる課題が5点ほど考えられます。

1点目は、冷暖房管理の徹底であります。本町は、夏期と冬期に電気使用量が増大することから、冷暖房の管理を適正に行うことで、削減効果を得られるものと判断しております。また、施設によっては、重油、灯油に依存していることから、これらの施設に関しても同様に管理を適正に行ってまいります。

2点目は、ごみの発生抑制であります。ごみの焼却については、主な発生源であるプラスチック類の削減がポイントになりますので、徹底したごみ分別を推進することで、リサイクル率を高めてまいります。また、ごみの削減により、霞クリーンセンターの重油使用量も削減できることから、大きな削減効果が期待できます。

3点目は、環境配慮型商品購入の推進であります。環境配慮型商品は、事業活動に伴って発生する環境負荷の低減が図れるだけでなく、温室効果ガスの削減につながるほか、環境汚染につながる物質の排出抑制にも効果があるとされております。このようなことから、当町としましても、ハイブリッド車及び低排出ガスの購入を初めとし、待機電力量の少ないコピー機やパソコン等のOA機器に切りかえを積極的に進めてまいりたいと考えます。

4点目は、職員の意識改革の徹底であります。地球温暖化問題は、一人ひとりの自主的な取り組みが必要不可欠であることから、職員研修を実施することで、現状と課題を理解し、地域においても模範的な行動がとられるよう意識の改革に努めてまいります。この点につきましては町の職員が意識を変え、率先して自分の身近でやれる具体的な対策に取り組むよう、4月初旬に地球温暖化防止対策への協力依頼の文書を全職員に配付したところであります。

5点目は、全町民へ向けた地球温暖化の取り組みとして、環境家計簿の推進があります。環境家計簿は、長期的な取り組みとして効果が得られる上、取り組み意欲のある町民及び各団体等がいつでも参加でき、かつ情報の共有が図れるといった利点があることから、今年度中のホームページ掲載に向け、現在改良版の環境家計簿を作成しているところであります。

以上、取り組み重点課題として5点ほど申し上げましたが、これらを総合的かつ積極的に事業展開することで、削減効果が確実に図られるのではないかと考えております。

いずれにしましても、現在、第2期実行計画を策定中でありますので、今後も目標達成に向けた実行可能な計画策定に向けて十分に検討を行ってまいります。

2点目の壁面緑化、緑のカーテン設置の取り組みについてであります。夏季の緑のカーテンについては、だれでも気軽に取り組むことができる地球温暖化対策の1つとして、近年、注目を集めております。緑のカーテンを設置した壁面では、設置していない壁面に比べ、最大で約

10℃もの温度低減が図られることも実証されており、冷房の使用を抑えることで地球温暖化に貢献する等の効果が期待されております。このようなことから、当町におきましても、既に事業を実施しております牛久市に聞き取り調査を行っており、役場庁舎においては来年度から事業実施ができるよう具体的な事業内容の検討を進めているところであります。また、小中学校では、5つの学校で緑のカーテン事業ほど大規模ではありませんが、壁面でアサガオやニガウリ、ヘチマ等を育てております。今後は他の学校とも協議をし、普及拡大に努めてまいります。

3点目のレジ袋削減対策についてであります。レジ袋削減対策については、平成18年6月に成立し施行されております改正容器包装リサイクル法において、レジ袋等の容器包装廃棄物を用いる小売業者は、レジ袋の有料化やマイバッグの配付など、容器包装廃棄物の発生抑制を促進する取り組みが求められているほか、容器包装を年間50トン以上用いる多量事業者には、毎年の取り組み状況について国に報告することが義務づけられました。また、地方自治体でも分別収集とリサイクルを推進し、ごみ削減にかかわる普及啓発運動を担う役割が求められております。当町でも、街頭キャンペーンや各種イベントにおいて普及啓発活動等を行ってきた結果、最近ではマイバッグを持参し、レジ袋を辞退する買い物客の姿を多く見受けるようになりました。

現在、議員の説明の中にもありましたが、現在、茨城県内においては、ひたちなか市、常陸太田市、笠間市、つくば市がレジ袋有料化事業を導入しており、レジ袋有料化事業の導入が加速しつつあります。このような状況の中、茨城県南地域の9市、3町、1村を対象とした、レジ袋削減にかかわる勉強会が平成20年7月に牛久市で開催されました。勉強会による各市町村の導入方針は異なりましたが、当町としましては、積極的に導入を検討しております牛久市、龍ヶ崎市の動向にあわせて導入していきたいと考えています。今後は、町内の店舗数の把握を初めとし、協力店舗の抽出、町民団体への協力依頼、さらには三者協定内容の整理などの作業を進めてまいります。

4点目の、食用廃油回収によるバイオディーゼル燃料への転換事業についてお答えします。バイオディーゼル燃料は、菜種やひまわり等の油糧作物、廃食料油といった油脂を原料として製造される軽油代替燃料であり、化石燃料に比べ大気中の二酸化炭素を増加させないといった特性を持っております。このようなことから、バイオディーゼル燃料は、地球温暖化防止や資源の有効利用による循環型社会形成に大きく貢献するものと期待されております。しかしながら、実際に導入するに当たっては、さまざまな検討をする必要があります。

例えば、廃油燃料化施設に係る費用負担額、回収方法及び回収拠点の設定、安定した廃油回収量及び使用量の試算等が挙げられます。また、事業の実施に当たっては、町民の協力と理解が必要不可欠であり、需要と供給のバランスのとれた資源循環サイクルが構築されなければな

りません。今後は、これらの問題点が解消できるのか、さらには、費用対効果の面で長期的な効果が得られるのか等を含めて総合的に調査検討を進めてまいります。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい。バイオのほうは長期的にまた検討されるということでありませうけれども、今すぐできるという、そういう問題ではないかと考えておりますけれども、また国のほうでも農林水産省のほうでバイオマスタウンアドバイザーという、そういう方もおりますので、ぜひ申請して、いいお知恵をいただけるのではないかと思いますので。

また、多くの課題があるわけでありませうけれども、その中で、耕作放棄地対策、今後農業委員会、また農業振興課とも、いろんな、環境課1つではとても、町全体で考えていく問題であるのではないかなと思いますので、その辺もぜひ考慮して、前向きなまた積極的な答えが出るようにぜひお願い申し上げたいと思います。

今のいろんな新しい事業をするにいたしましても、今現在、環境課ではかなり厳しいのではないかなと。私一人が思うのかもしれませんが、人力、また、財政の面、いろんなことを始めるにしてもとても大切な環境エコ対策でありますので、今後市町村では環境政策課とかそういうものがあるわけですが、今後、環境政策室なるもの、そういったこと、財政、マンパワーその辺のお考えが今後あるかどうか全体的なことですが、まず1点お聞きしたいと思います。

また緑のカーテンにおきましては、ほんとうに住民に対してもPRになるかと思っておりますので、庁舎に取り組むということですが、それとともに並行して住民にも働きかけて、また住民にも何らかの、希望者には広報に写真を載せるとか、また余裕が出ましたら、他市でも取り組んでおります希望者にはつる用のネットを配付するなり、そういった方向もぜひ、これは要望でございます、お願いしたいと思います。

また、レジ袋有料化でございますけれども、龍ヶ崎、牛久さんの両方の動きを見ながらということでありませうけれども、土浦市さんのほうでは2月1日ということをつくば市と阿見町もかなりの人が流出して買い物に行くわけでありませうけれども、そういう中であって、ぜひ同じスピードで取り組んでいただければいいのではないかなと考えるものであります。そのときに、7月に懇談会をやったということで、まずその市町村13ですね、それを教えていただきたいのと、また、環境、知り得る範囲で業者で賛成しているところ、そういうところがあり情報がありましたらお話していただきたい、そのように思います。

お願いいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） まず1点目のですね、環境政策の部署の設置の考えがあるか

どうかということでお答えいたします。

議員おっしゃられるように、今阿見町の環境の担当のほうは6名ですか、でやっております、いろんな数、範囲の広い仕事を一手にやってみて、どうしても当面ですね、住民の方からこうしてくれとか、何かハチを取ってくれとかですね、例えばへビが出ましたとか、それから廃棄物がありますとか、そういったすぐ対応しなければいけない仕事にとられておまして、こういった地球温暖化のこととかですね、ごみのリサイクル、削減とか、そういった政策部門に取りかかるものがどうしても優先的に順位が下がってしまうというようなことがございます。

ですので、牛久市さんでもISOを取得したりですね、レジ袋削減もやったり、バイオマスのほうも取り組んでおるようですけども、環境政策課という課とそれと廃棄物のほうと、部署が分かれて取り組んでおられるようですので、町のほうでもぜひともその政策を担当するものが、部署が必要だというように私の担当のほうでは認識しておりますので、私が設置するかどうかというのは答えられませんけれども、そういったものは機構のほうの担当のほうに要望して行きたいと、今までも要望していたんですけれども、引き続き要望して行きたいというふうに思っております。

それとレジ袋有料化のほうで勉強会をやったときの市町村、13市町村、どれかというお答えですけども、答えを申し上げます。まず、阿見町がありますけれども、そのほかにかすみがうら市、石岡市、土浦市、美浦村、牛久市、龍ヶ崎市、河内町、稲敷市、取手市、守谷市、つくばみらい市、利根町と、以上13市町村で勉強会をやったということでございます。

それと協力の事業者がわかればということなんですけども、今町内の、町のほうではレジ袋の有料化に向けてですね、町内の事業者を考え方を、意向調査を実施している段階でございます。町のほうの考え方もよく説明してですね、協力していただける店舗をできるだけ増やしていきたいというふうに今考えているところですので、今の現時点でこの業者というのはちょっと申し上げられませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。このレジ袋に関しまして、今、詳細がわかりましたけれども、ほかの他市では2回、3回、最低でも2回開きまして、懇談会を開いて有料化に向けているということでもあります。いろんな意向を聞いていると結果が出てこない、結論が出ないということで、ほとんどの市町村に聞きましたところ、1回目はすべての声をかけた業者が来まして、もう2回目は賛成の業者だけ事業主だけに来ていただいて、そこですべて決まるというようなお話を聞いておりますので、そこで行政の強い強い、かなり強い、ハードルが高く、そういう使命感がなければ本当に大変だということもお聞きしましたので、今後執行部のそう

いうリーダーシップを期待するものであります。

またこのレジ袋で還元されるんですね。1枚5円ということでありましてけれども、そのうち1円は市民団体、市民に何らかの形で助成補助金として還元する。そういったことも有料だけではなくて、そういったこともエコに関することもありますので、住民にもぜひアンケートをまずとっていただきまして、町としても実現化また周知徹底を図ってお願いするものであります。

また緑のカーテンのほうもぜひ楽しみに、来年予算化していただきまして、立派な緑のカーテンができ上がって、また住民にそういう周知徹底をして、また広がり、阿見町も行政がこのように取り組んでいるんだという、そういう情報発信も必要ではないかと思っておりますので、またいろんな面で機構のことまた財政のことちょっと質問、ちょっと今していただだけませんでしたがけれども、そういうことも含めて今後の課題かと思っておりますのでよろしくお申し上げます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） これで、4番難波千香子君の質問を終わります。

次に、3番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔3番川畑秀慈君登壇〕

○3番（川畑秀慈君） おはようございます。通告に従い、質問いたします。

私は小学校の通学路の安全性の確保と中学生の交通マナーの教育について質問いたします。

今、私たちは2008年、21世紀を生きております。子供のころ、21世紀は科学が発達し、ある意味では夢のような時代であるかのように思われていました。しかし現実には、文明は大きく発展いたしました。が、少子高齢化が大きく進み、多種多様な悲惨な事件が頻発し、未来に対して多くの問題が明らかになってきた世紀になりました。

たしか、今年の1月の初めの日経新聞に大証、東証に上場している外国の多くの企業が撤退しているというような記事が出ておりました。その理由は何か。それは日本が情報の発信基地になっていないからだ、このようにコメントとしてありました。この情報の発信基地とは何か。それは現在抱えている問題、そして将来起こり得る問題に関して、前向きな建設的な創造的なビジョン、計画がなく、時代そして世界をリードしていくものがないからである、私はそのように感じました。まさに今求められているのは、今までこうだったからといって時代の変化に対応できていないシステムの老朽化、これを変革し、未来に向けて創造的な価値観の大きな変革をしていくときであると思っております。要するにこれからは、今までどうだったというのではなくてどうしていったらいいのか、これからどうすべきなのかという考え方が大事になってまいります。次から次へと新しい問題に対処し、一つ一つ手を打ち解決していく、問題を先送りせず迅速にスピード感を持ち、適切に対応していくことが大事になってまいります。

さて、日本の都市計画は、経済優先の論理で大人の利益優先によってつくられてきました。そのため犠牲になるのは子供たちであります。子供たちが犯罪に遭うのは、犯罪に遭うような空間をつくってきた都市計画の責任であると、ある著名な人は言うております。過去の区画整理事業、宅地開発、総合住宅等によってつくられている公園にしても、南側ではなく、表面の余り人目につきにくい場所であったり、デッドゾーンというようなそういう場所であったり、利権調整や経済的論理が優先されて子供の成長等の視点は隅に追いやられてきました。道路においてもそうであります。

今阿見町は大きく発展し、変わろうとしております。本郷地区の開発、アウトレットモールの着工、予科練平和記念館等、それに伴い新しい道路の整備が計画され、また実施され、大きく変化をしてみています。それに伴い小学校の子供たちが通う通学路の環境も大きく変化してまいりました。これは他県の例であります。2006年9月25日に埼玉県川口市の住宅街を歩いていた保育園児の列にライトバンが突っ込み、結果4人が亡くなり、他に重軽傷者十数人も出た痛ましい事故の記憶はまだ鮮明に残っております。また、昨年2007年7月の4日の朝さいたま市で集団登校中の小学2年生の男児が車にはねられて死亡。この事件は車が入ってはいけない時間帯のスクールゾーンで起こりました。そしてまた、忘れもしない今年の3月には、隣の荒川沖で悲惨な事件が発生し、全国的にも予想もつかないような多くの事件が後を絶ちません。

この未来を担う大事な子供たちを取り巻く環境は、とてもよい方向に、安心、安全な方向に向かっているとは思えません。今年4月28日阿見町中央公民館前で、中学生と年輩のご婦人が自転車での接触事故を起こしました。ご婦人は全治1カ月というけがを負われました。特に高齢者との自転車事故は死に至ることもあり、ニュースでも報道されております。

そこで、質問させていただきます。

1. 小学校の通学路の危険箇所の確認状況とその危険箇所の改善の実施計画はあるのか。
2. その計画があるとすれば計画実施責任者はだれになるのか。その進捗状況はどうか。
3. 学校内での事故等発生した場合、その責任者はだれになるのか。
4. 登下校時また放課後クラブ、児童館等への移動する場合の安全確保の責任者はいるのか。いるとすればだれになるのか。
5. 中学校での交通マナーに対する対策、教育は怎么样了のか。
6. 交通マナー教育がなされているとすると、その教育の責任者はだれになるのか。

以上6点について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 川畑議員の小学校通学路の安全性確保と中学生交通マナー教育についてお答えいたします。

教育委員会所管の3点目から6点目までにつきましては、教育長から答弁させますので、私のほうからは1点目の学校の通学路の危険箇所の確認状況と、2点目のその危険箇所改善の実施計画についてお答えいたします。

通学路は国、県、町が管理する既設の道路のうち、子供たちが通学に使用するためのもので、先生、保護者と児童が通学の現場を確認し、より安全に通学できるような経路を選び、学校ごとに指定した道路であります。今日、いつどこで児童が交通事故に遭うか予想がつかない状況であり、通学路の児童生徒の安全対策については、保護者はもちろんのこと、先生方の一番神経を使うところであり、万全を期さなければならないと考えております。

このようなことから、児童生徒の安全を図るため、通学路の危険箇所の把握は大変重要なことであります。そのため、通学路である町道の管理者としましては、建設課、学校、竜ヶ崎土木事務所、牛久警察署、交通安全母の会が合同で通学路安全点検を実施し、危険箇所の現地確認に努めております。

一方、学校におきましては、通学路の現地調査を実施した上で、PTAや交通安全協会等との連携のもとに、危険箇所等を示した安全マップを毎年作成しております。この安全マップは保護者に周知することはもちろんのこと、学校の交通安全教室における実施指導に利用するなど、通学路の安全指導に活用しているところであります。

危険箇所の改善につきましては、通学路安全点検で確認した箇所や、各小中学校からの通報及び行政区長からの安全施設設置要望等をもとに、簡単に修繕が可能な箇所は即日対応し、修繕費用が多額となる箇所については町道整備計画に組み入れて、年次計画において修繕整備を進めているところであります。また、茨城県や警察での対応が必要となる箇所については、それぞれに整備、改善要望をしております。さらに、建設課では、毎週道路パトロールを実施しており、危険箇所の早期発見に努め、補修や危険表示、通行どめ等の早期対応を実施しております。

今後とも、児童生徒が安心安全に過ごせるまちづくりを進めておりますので、御理解、御協力のほどよろしく申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 続きまして、教育長大崎治美君登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） おはようございます。

3点目の学校での事故の責任者ですが、学校教育法第37条第4項で、校長は校務をつかさどり、所属職員を監督すると規定されております。校長はすべての校務の管理者であるため、学

校内での事故発生の場合の責任者は、当然のことながら校長となります。

4点目の登下校時また放課後クラブに移動する場合の安全確保の責任者はいるのかというご質問ですが、登校時には保護者が自宅近くの交差点等に立ち、児童生徒の安全を見守り、下校時には担任等が途中まで児童を送っております。さらに朝夕とも地域のボランティアの方々の協力を得ながら、児童生徒の安全を見守っております。責任者は保護者であり、学校であり、地域全体であり、社会全体でありますので、特定の責任者は定められません。今まで日本の通念上、社会通念上は安全と水はただというようなことが言われてきましたが、現在では自分の健康は自分で守ると、それと同じように自分の子供は自分で守るとそういう方向に向かっております。

5点目の、中学校の交通マナーに対する対策ですが、中学校では、1年生のとき交通安全教室を開催し、自転車の乗り方、ヘルメットやたすきの着用等を指導し、交通安全に関するビデオを見せ、交通安全に対する注意を喚起しております。また、交通マナーが乱れてきたときには、全校集会、学年集会、始業式、終業式などで指導し、注意を促しております。さらに、生徒会の安全委員会や教師による自転車点検、登下校時の交通安全指導、朝と帰りのホームルームの指導と個別指導など状況に応じながら交通ルールを守るように指導しております。

6点目については、交通マナーに対する教育は、全職員が指導者となっております、校長の責任のもとで計画、実施されておりますので、責任者は学校長となります。

以上、お答えいたしました。児童生徒の安全確保に対しましては教育委員会としても十分に取り組んでまいります。今後も何とぞよろしく御支援いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 今の答弁で、ちょっと町長のほうからいただいた答弁のほうで、2点目の通学路の危険状況の実施計画があったんですが、計画のこの実施する責任者についての答弁がちょっとなかったもので、それをちょっとお願いしたいと思います。

それとですね、今教育長のほうから話がありました、登下校時移動する場合、学校も、父兄の方も、保護者も、社会全体ということがありましたが、最終的に自己責任というようなことがちょっと出ましたが、確かに、周りでしっかりと安全に関しては注意をしていかなければいけないという部分はあるんですが、児童に関して自己責任ということに、もしなっておりますと、先ほど、私が前段のところで、2006年の園児の交通事故の話が1点あって、結果4人亡くなって十数人の重軽傷者が出た。そしてまた2007年にはさいたま市でスクールゾーンの中で車が入ってはいけないところでの、これは交通事故でありまして、そうなりますと、それをすべて自己責任というような、各人の責任においてということになってまいりますと、ち

よっとこれは聞いておられる方、私自身も納得できない部分があるかと思います。要はそういう事件、事故が起きないためにいかにして手を尽くして、またいろんな計画を立てて、事前に発生しないようにすべきかということが大事になってくるんじゃないかと思います。

私、今回は責任の所在をまずはっきりしていきたいといったところでちょっと質問させていただきました。議会においても初めての質問でもありますし、わからないことがいっぱいございます。しかし民間ではすべての物事がだれの責任においてということとはもう明確になっております。で、やはり今相撲協会が非常に賑わせている事件がありますが、大麻問題でございすけども、事件が起きてその責任をとるということは、理事長親方がやめるということとはちょっと私は違うんじゃないかと思うんです。この場合、やはり責任をとる責任者というのはいくらも起きないように、事前にやはりきちんと対策を立てて手を打っていくということが責任者のあり方である、このように私としては認識をしております、その上でちょっと質問をさせていただきました。

まずもう一度ちょっと再質問させていただきますが、まずは先ほど②の危険箇所の計画の実施責任者、まずおられるかどうか、おられるのであればだれか、これをちょっと町長のほうに1点はっきりさせていただきたい。で、もう1点が、例えば横断歩道またガードレールまた街灯等の取り付け、どうしても危険なんだということでも現場から上がってきたとしますね。そうしましたらそれは現場の育成会とかまた父兄の方から上がってきたら、それはどういうふうなルートでどういうふうにアプローチをしてどういうふうに各部署にやっていくのか、簡単なアプローチの仕方、また問題解決の仕方等があればちょっとお答えいただきたいと思います。

それともう1点が、ちょっと今年の春から問題になっております実穀小学校と筑見団地の通学路の問題がちょっとありましたが、その問題解決のための具体的な計画はあるのかなのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

もう1点、先ほどの中学校の交通マナーに関してございましたけども、この4月の28日、このような事故がありました、その件に関して具体的な対策をとられたかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 川畑秀慈君ね、今の実穀とね、筑見の、関連はあるんですけども質問のあれに入っていないので、その辺のところは。

○3番（川畑秀慈君） わかりました。じゃあそれは後で個別にお伺いしたいと思います。

実施計画の責任者と今の交通マナーに関して、それと横断歩道とかガードレールとかその辺のところのアプローチの仕方をちょっとお尋ねしたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 今の危険箇所等の改修とかそういうことは基本的には道路管理上の問題ですから、当然、道路管理者が責任者ということになります。道路といってもちょっと触れたように、国道あり、県道あり、町道あり、実際、通学路の中には町道が多いと思いますけれども、町道の場合は道路管理者である、責任者というとやっぱり町長ということになるでしょう。実際には私がこのところを全部というわけにはいきませんから、町長のかわりに、例えば部長とか、道路建設課長に責任を持ってもらおうと、そういう形になります。ただ、確認しておきたいことは、事故が起こったらすべて管理者の責任者、責任であると。埼玉県の実例等が出ましたが、運転者が非常に不法な形での運転をして事故が起きた、それまで道路管理者の責任であるという、その辺については考え方、基本的な道路管理をきちんとやるということについては道路管理者が責任を持ってやるんだとそういうことです。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） ただいまの危険箇所の問題についてのアプローチということでございますが、通学路の街灯、それからガードレール、それから横断歩道等、そういったお話ということでございますけれども、それぞれ担当するところ、例えば横断歩道ですと当然これは警察のほうになります。道路管理者が勝手に引くものではございません。また街灯等につきましても防犯灯それから街路灯いろいろとございます。そういったこともあります、まず危険だということでお話をということであれば、道路管理者のほうに、建設課のほうになりますけれども、そちらに来ていただければ、そういった警察のことについても関係ないというわけじゃないですから、警察のほうに町からもお話もできますし、また警察のどういうところに行っていただくというような、そういうお話も当然できますので、まずは道路の危険箇所については建設課のほうに来ていただければよろしいかと思えます。

○3番（川畑秀慈君） 自転車事故は御存じでしょうか。中央公民館の前の自転車事故は御存じでしょうか。接触事故。

○議長（諏訪原実君） 教育次長川村忠男君。

○教育次長（川村忠男君） ではお答えいたします。

今、初めてお聞きしました。そういった情報はうちのほうには、教育委員会のほうには届いておりません。で、いずれにしても後で、後ほどそれ確認したいと思えます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。町長のほうからは、道路責任者で、最終的には町道に関しては町長がというような話がございまして、またアプローチの仕方に関しては

建設課のほうへ、道路管理をしているところのほうへ行ってくれということ。

で、それはわかったんですが、ある意味で非常に多岐にわたって、また今の中学生の交通マナーの点に関して質問したのは、その事故、事件を知っておられるかどうかと思って、通知書のほうでは、先日の町内の中学生が自転車で御婦人と接触ということでちょっと記入させて細かいことは書かなかったんですが、要は、1点はこの事故が起きたとき、民間の会社でもそうなんですが、危機管理といいますか、やっぱりそういうことは共有していくことが再発防止につながる。

私もサラリーマン時代半導体の装置見てまして、当初、日本の機械整備の仕方というのは事後処理だったんですね。壊れてから直す。で、その後、予防保全という言葉が入ってまいりまして、壊れる前にそこに手を打って直していく。要は壊れてからどうするということではなくて、やはりそういうことが想定しあり得る前に常に先に先に手を打っていく。やはりそういう1つの物の考え方からしますと、やはりほどの危険箇所ということ、また、町長のほうからも運転手に最終的には責任はあるという、確かにそのとおりであります。都市づくりまちづくりでいろんな知恵を出していきますと、やはりそこに車が入ってこれない工夫も当然できますし、車がスピードを出せないような施策も今度是可以する、またそういうところでやっているところもあるという、やはりこれから大事なのはそういう知恵をいかに集約して出していくかということが大事だと思うんです。ですから、私、この初めの文面で言ったのは、やはり日本という国が魅力がなくなってきた、で、日本という国自体の魅力がないのはやはりそういうビジョンであるとか計画であるとか、そういういろんな部分での建設的な、創造的な情報の発信基地になっていないからで、やはり町にしても都市にしても魅力のある町、都市というのはそういういろんな意味での情報を発信していくところであると思うんです。で、あるならばやはり阿見町といたしましても、そういういい意味での情報の発信ができるような、やはり先手先手を打って、やはり無事故で安全な町をつくっていくことが大事になってくるのではないかとこう思いまして質問させていただきました。

で、1点、これはちょっとあれなんです、今、再質問させていただいた中で、横断歩道、ガードレール、街灯、これはどこに行けばいいんだというお話をしまして、回答がありましたが、やはり総合的に見て、そういう危険箇所、ただ単に横断歩道をつければじゃあ安全になるのか、また街灯をつければただ単に安全になるのかというだけの問題では、今度は、実際はないと思うんですね。そうしますと、やはりそういうものを統括する新しいシステム、やっぱり新しい、やっぱり組織体、部署をつくっていくことを検討していったほうがいいんじゃないかと思うんです。

かなり前ですがつくば万博がございました。あのときに中央広場でソニーのジャンボトロン

というのがあったのを御存じでしょうかね。私もよく行きましたが、あのジャンボトロンはどうやってつくられたか。特別な組織、プロジェクトチームをつくってつくったわけじゃないんです。あれはソニーの各部署から人を寄せまして……。

○議長（諏訪原実君） 質問の途中ですけれども、質問は簡潔にお願いを申し上げます。

○3番（川畑秀慈君） わかりました。で、ちょっとその組織づくりということでちょっとヒントでお話ししているんですが、この、毎日30分、各部署からいろんな人が来て、で、30分の会議をやるんです。で、そこでいろんな問題が持ち上がる。持ち上がったところでそれを持ち帰って、次の会議をやる時にそこで一つ一つ問題を解決して、次のまたテーマを決めて、また散っていくと。ですから、ふだんはほかの仕事をやっている、その時間だけ集まって、それをまた散ってやっていく。やっぱりそういうことも1つの幅広い物の見方で、新しい安全なまちづくり、また通学路の確保ということでやっていければ、非常に発展性があり、周りに対しても多くの情報を発信できるんじゃないかと思うんですが、その点、要はこれからもさまざまな通学路の問題というのは起こると思うんですが、その点に関して窓口を明確に一本化して、やはり新しいそういう組織体、システムをつくることに対して検討していただきたいんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 交通安全に関してということで、そういう問題提起があったんですが、そういう課題は交通問題についてはありますし、いろんな形での緊急に対応しなければならない課題、いろいろ関係する部署がある課題っていうのはあるわけで、交通安全については比較的關係のところ、警察とか県とかそういう形で安全協会とか集まって対応協議するような場は比較的多いわけですね。そういうこと総合的に考えると、そういうシステムをつくるということは具体的には何かの部署をつくるということ、そういうことになるわけで、そういう点で今まである形をより効率的な形に対応できるような、そういう形で運用するということはいいいでしょうけども、その辺の具体的な形についてこれからやっぱり現在の交通状況等踏まえて検討する必要はあるだろうと思います。今日のところはその辺にしときます。

○議長（諏訪原実君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 最後、質問ではございません、最後、お願いでございまして、ぜひ今の新しい、やっぱりそういうことが迅速にできるようなものをつくり上げて、やはりあのお金をかけて、どうかけてということではなくて、やはり知恵を出していかに迅速に対応できるかというような柔軟性を持ってできるような、ぜひシステムをつくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） これで3番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、11番——まだ呼ばねえからだめだよ——，11番，吉田憲市君の質問を許します。登壇願います。

〔11番吉田憲市君登壇〕

○11番（吉田憲市君） 皆さんこんにちは。それでは、私は事前に通告をしておきました次の1点について質問をさせていただきます。

質問事項でございます。当町における入札・契約制度の現状についてであります。

平成15年3月、阿見町入札・契約制度改善検討委員会発行の「阿見町の入札・契約制度のさらなる改善について」での今後の課題とまとめにおいて、競争性よりも地元業者優先、常に当制度が町民の利益を生み、より一層の透明性、公平性、公正性、経済性、地域性のあるものとなるよう改善していく所存であると記載されております。今後、国交省に、その後、国交省においても入札資格審査制度の内容変更を初め数々の改正変更等がなされております。当町におきましても上記の趣旨を踏まえ、さらなる改善がなされていることと思っておりますが、具体的に今日までいかなる改善取り組みがなされてきたのか、またその結果、成果についてもお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 吉田議員の質問についてお答えします。

まず、平成15年4月以降取り組んできた入札・契約制度の改善事項についてであります。

その1つ目は、一般競争入札対象枠の拡大で、入札・契約事務の透明性や競争性を高めるため、平成15年3月までは、土木工事が3億円以上、建築工事が5億円以上でありましたが、平成15年4月から土木工事を1億円以上、建築工事を3億円以上としました。その後、国において公共工事の入札及び契約の適正化を図るための適正化指針の改正、公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行、さらには知事の関与による官製談合等に端を発して、全国知事会が公共調達改革に関する指針を取りまとめるなどの背景の中、全国的に入札・契約制度の見直しに取り組んできた経緯があります。そうした中、当町におきましても、当該制度の見直しを行い、平成20年4月からは、工種を土木工事、建築工事だけでなく、すべての建設工事とし、金額も4,000万円以上と枠の拡大を図ったところであります。

2つ目として、低入札価格調査制度対象枠の拡大であります。この制度は、最低入札価格が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると考えられる額、調査基準価格といいます

が、これ以下であった場合には、その価格で適正な履行ができるかどうか調査し、その結果問題がなければその入札者が落札者となりますが、問題があった場合は落札できないというもので、いわゆるダンピングを防止する制度であります。この対象となる契約は、平成15年3月までは1億円以上の工事または製造の請負でありましたが、平成15年4月からは5,000万以上の工事または製造の請負に対象を拡大しております。

3つ目として、最低制限価格制度対象枠の拡大であります。この制度も低入札価格調査制度と同様にダンピング防止のための制度であります。低入札価格調査制度では、調査基準価格以下の場合調査を行うのに対し、最低制限価格制度の場合は、最低制限価格を下回った場合は失格とするものであります。この対象となる契約について、平成15年3月までは、3億円以上の土木工事と5億円以上の建築工事でありましたが、平成15年4月からは1億円以上の土木工事と3億円以上の建築工事に対象枠を拡大しております。さらに平成20年4月からは、4,000万円以上の建築工事に対象枠を拡大しております。なお、低入札価格調査制度を活用するか、最低制限価格制度を活用するかは、契約の内容等を勘案し、競争入札参加資格審査会において決定することとしております。

4つ目として、予定価格の事前公表であります。予定価格につきましては、平成14年度までは、事後公表であったのに対し、平成15年度の施行を経て、平成16年4月から事前公表を実施しているところであります。

5つ目として、談合等に対する違約金条項の追加であります。これは談合や不正行為があった場合、10%ないし15%の違約金を町に支払うというもので、建設工事請負契約及び建設コンサルタント業務委託契約の際、平成19年度から請負約款にそれぞれ規定したものであります。

以上が、平成15年度以降取り組んできた改善事項であります。

次に、その成果であります。一般競争入札枠の拡大につきましては、今年4月から拡大した4,000万円から1億円未満の価格帯の平成20年4月から8月までの一般競争入札と、平成19年度の指名競争入札の落札率を比較してみますと、一般競争7件の平均が90.4%、指名競争14件の平均が97.9%で7.5%下がっており、指名競争から一般競争入札に切りかえたことにより、競争性が高まったと判断しているところであります。

次に、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び談合等に対する違約金条項の追加についてであります。これまで低入札価格調査、最低制限価格、両制度による失格者が出ていないこと、また、違約金条項が適用になった案件がないことから、これらの制度がダンピングや談合の防止策としてそれなりに機能しているものと考えております。

次に、事前公表についてであります。事前公表は、職員から予定価格が事前に漏れる等の不正が防止できるというメリットがあることから、事前公表制を導入したところであります。

公平・公正な入札・契約事務の執行に役立っていると考えております。

以上、これまでの取り組みと成果につきまして説明しましたが、さらなる改善等を進めながら公平性、公正性、透明性、競争性を確保し、今後の入札・契約事務を執行してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） どうも懇切丁寧な説明をありがとうございました。

入札制度というのは非常にですね、見る角度によってですね、非常に難しく解釈もできるし、またよくも解釈もできるしということではありますが、平成6年以前は、一般競争入札方式は愛知県の岡崎市ほか数カ所のみでの採用であり、ほとんどが指名競争入札方式がとられていたわけでありすけれども、平成5年前後に指名競争入札をめぐる不祥事が続発し、公共事業、公共工事入札制度の全面的な見直しが求められ、中央建設業審議会から建議がなされ、平成6年の1月に公共工事の入札・契約手続改善に関する行動計画の策定がされ、当時は大規模公共工事のみについて一般競争入札を実施されていたわけですが、現在は小規模工事においてもですね、一般競争入札制度方式がですね、行われていると。これが指名競争入札の方式からですね、一般競争入札方式への移行の経緯だと私は思っております。

そして、阿見町でも、平成15年度3月契約制度改善検討委員会から「入札・契約制度のさらなる改善について」という小冊子が発行されました。古い方は皆さん持っていると思うんですが、地元中小企業保護と競争性確保の両立、常に阿見町の入札・契約制度はより町民の利益を生み、より一層の透明性、公正性、公平性、経済性、地域性のあるものとなるよう取り組む所存でありますということが記載されております。その後、国交省において改善、改革がなされております。平成16年度では入札・契約適正化の徹底として、公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品購入とは異なり、価格だけでなく技術や品質を含めた評価の下で健全なる競争が行われるようにすることが重要な課題であると、そういうもとですべての工事を国土交通省では電子入札の実施ということを取り組んでおります。

2番目として、民間技術力の一層の活用を図るため総合評価落札方式を全発注金額の2割以上で決定をしております。

第3として工事実績を重視した競争入札を本格的に導入を行っております。さらに平成17年度においては、国交省直轄の鋼橋上部工事の、橋の工事ですね、発注に関して入札談合事件が発生をしたと。省内においてこの対策として入札談合再発防止対策検討委員会を設置しております。

競争性の向上のため入札方式の改善、一般競争入札の拡大、対象工事を予定価格の7億3,000万円から予定価格の2億円以上までと拡大したわけでありす。総合評価方式の拡大と

充実、指名業者の事後公表の推進等、そして入札・契約の過程に対する監視の強化、これは入札・契約をした後のですね、監視をしていくということでございます。それから工事費内訳の点検、入札結果の事後的統計的分析の実施、次に大規模組織的な談合等に対するペナルティーの強化、これは指名停止とかですね、今回のですね、行政改革大綱の中にもありましたけれども、違約金制度ですね、それに対する違約金制度の条例化の強化、こういうものを既に国交省のほうではしております。

第4番目に、受注企業における法令遵守の徹底と具体的な措置を講じております。また公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、入札・契約適正化法の一層の徹底を図るため、地方公共団体を含めすべての公共工事発注者に対して、同法適正化指針に基づき必要な措置を講じるよう国土交通省のほうで要請をしております。18年度にありましては、公共工事の品質確保の促進を図り、公共工事の品質確保に努めておると。入札・契約の適正化、公共工事入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を改正し、総合評価方式の拡大を努めております。それと事務処理の増大の抑制を図るため、入札ボンド制度も取り入れております。入札ボンド制度というのは、皆さん、執行部の方御存じなんで、省略いたしますけれども、東北近畿地方整備局の発注工事について先行的に導入したということでございます。

それで次にダンピング受注への対策として、ダンピング受注による悪影響である公共工事の品質の確保に支障を及ぼし、また下請のしわ寄せ、要するに契約金ですね、そのしわ寄せとかですね、労働条件の悪化等、これがないような形ですね、交渉できるような形でしております。それから平成18年度からは監督検査の強化、下請業者に適当な適正な支払い確認等のための立ち入り調査の強化等の対策もしております。18年12月からは低入札価格調査制度における厳格な審査等の追加的対策を実施、その排除の徹底に努めております。そしていよいよ19年度におきましては、小規模な地方公共団体等への総合評価方式の導入の推進と低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に導入し、活用し、ダンピング受注の排除を徹底するように要請をしております。

次に一般競争入札方式の拡大について一部改正がされております……。

○議長（諏訪原実君） 吉田憲市君に申し上げます。質問は完結にお願い申し上げます。

○11番（吉田憲市君） 質問の前段としてちょっと必要なものですから。平成19年3月30日付、19年度においては1億円以上の工事について、20年度においては6,000万円以上の工事について一般競争入札対象工事の拡大をしております。

そこで、これから質問です。

当町における阿見町行政改革大綱実施計画進捗状況において、19年度、平成20年3月末日現在、入札・契約制度の改善の項目が1項目であり、進捗状況は100%であり、その内容をちょ

っと確認してみましたら、8月に入札・契約制度改善検討委員会が開催されたというふうに出  
ております。平成20年度からは、一般競争入札方式対象工事予定価格を現在の、先ほどの町長  
の説明にもございましたが、土木一式工事1億円以上、建築一式工事3億円以上から、すべて  
の工事について4,000万円に拡大したと、こうなっておりますが、国交省の平成19年3月30日  
付一般競争入札方式の拡大の一部改正がございました。先ほどずっと説明した中で忘れとった  
かもわかりませんが、説明してあります。それとですね、今回のこの改正、これはですね、そ  
の関係がどのような関係があったのかをまずお聞きいたしたいと思います。

次に、一般競争入札の対象工事予定価格の拡大に対して、特に注意を払わなければならない  
点があると思います。ただ一般競争入札のですね、価格がですね、非常にそのハードルが低く  
なったからといってじゃあ喜んでばかりはいられないとこういう話でございますが、これから  
の話です。

一般競争入札のデメリット、これはよく言われますが、不良不適格業者の参入、それから過  
当競争、ダンピング受注による工事の質の低下、下請業者へのしわ寄せと。発注者としては、  
入札審査、施工管理等、事務量が増大します。当町では条件つき一般競争入札方式の採用、並  
びに低価格入札調査制度を採用しているため、さきの、1のですね、この2項目については、  
これを徹底していけばまず心配ないと思いますが、2の事務量の増大というのは、これはデメ  
リットの中であると思います。

次に中小業者として、大変、心配されるのが、阿見町は、大きい企業もあるんですが、  
大体がですね、中小業者でございます。で、一番心配されるのが入札参加資格との関係でござ  
います。そのかなめである経営状況分析並びに経営事項審査の評価項目基準が、平成19年度に  
おいて大幅に改正されたということでございます。それは平成20年度4月からもう既に適用さ  
れている。茨城県においては、平成21年6月1日以降の発注工事から適用するよと、こういう  
ことでございます。

その内容は新たに元請完成工事高の評価と及び社会性等の評価項目の改正により、大企業の  
総合評価、総合評定値P点の点数が大企業はかなり上がります、中小企業の点数はこれは大幅  
に下がるシステムになっております。ほとんどの中小企業の総合評価が100点以上下がってき  
ます。茨城県ではこの対策として、県内事業者のほとんどが中小企業である事情から格付、A  
B Cランクですね、格付のですね、基準のうち総合点数が下がることを考慮して、基準の見直  
しの検討対策を考えているとのこと。国交省を初め、各地方自治体での一般競争入札方式  
の対象工事拡大を図ってもらっても、入札参加の資格の格付のほうで経営事項審査の総合評定  
値P点が大幅に下がれば、格付によっても大企業が優位に立ち、中小企業はかなり不利となる  
ことは明白であります。

そこで阿見町入札・契約制度改善検討委員会の述べている、まさに地元中小企業者保護を考えるならば、何らかの対策を講じなければならないと考えますが、町としてはどのような考えをお持ちかお尋ねいたします。

これ、2つ目。続けてやっちゃいますから。

まずですね、私としてはですね、この対策としてね、まず私としては第1点目、茨城県と同様にですね、地元中小業者向けの格付の基準の見直しをしていってどうかなというふうに思います。第2点目、重層下請構造の、重層っていうのは重ねる層ね、重層下請構造の是正、建設業はですね、元請、一次、二次、三次とそして横へ流れたりしてね、すごいしがらみの工事のですね、形態があるんですね。ですから阿見町で発注した工事がですね、実際にはどこで工事をやっているのかわからないという状況だと思います。それを是正していくと。それで、発注者はですね、現在は発注することにおいて元請からですね、元請から下、要するに元請から下はですね、私も15年ぐらいに質問したんですが、その元請から下は、一次外注業者が二次外注に出す分についてですね、民民の契約だから、だから、行政は関与できないんだとこういうようなですね、ことをいただいておりますが、それが多分現状だと思うんですね、今のね。ですからそういう現状があるならば、小規模発注、それから専門工事の分離分割発注を通してね、例えば造園工事業とか、電気工事業と、これは専門分野ですから、それは分離分割発注をしていくと。そうすると下請構造の是正も図れるわけですよ。なおかつ元請指導として先ほど評点が変わりますという話しましたよね、元請の完成工事高によって評点が変わるんですよ。ということは、下請は点数に入らないんですよ。ということはね、中小企業は大体下請ですから、そうしますと評点がですね、P点ですが、評価がおっこっちゃうんですね。元請はほとんど大企業ですから。そうすると大企業はどんどん有利になっていっちゃう。そういうようなですね、経営事項審査制度になったんですよ。ですからそれを是正するためにはですね、やはりその元請のですね、元請下請構造の是正を図って、元請指導を強化していくと、これが地元中小業者に対するですね、行政のですね、暖かいですね、手じゃないかなと、手を差し伸べるということじゃないかなと思っております。

今回の経営状況分析並びに経営事項審査の新たな項目である、その今言った元請完成工事高への計上によってですね、技術力評価、Z点というんですが、この引き上げ、そして総合評定値P点への上昇を図って、入札参加の資格のですね、ランク格付の上昇につなげていくというようなことも図れるんじゃないかと思えます。私の考えです。と、ここで一応じゃあ今まで言った質問のですね、答えをお願いします。

答えはですね、副町長入札のトップなもんですから、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。副町長大崎誠君。

○副町長（大崎誠君） 御指名いただきましたので答弁させていただきます。

1 番目の質問については、ちょっと長かったのですが、焦点が、私の頭では絞れなかったんですけども、どういうことだったのでしょうか。

○1 1 番（吉田憲市君） それじゃあね、一番のですね、質問、ちょっと抜けちゃったところがあるんですが。

○議長（諏訪原実君） 簡潔にお願いします。

○1 1 番（吉田憲市君） 19年度ですね、3月30日付で一般競争入札の拡大の一部改正ということね、これとですね、ちょうど時を同じくして阿見町もですね、改正してるんですよ、4,000万にね。これは建設省が6,000万、これとのですね、何か例えば建設省が変わったから阿見町もやらなくちゃなんないんじゃないかとか、そういうふうな因果関係があるのかなということでございます。

それとですね、この検討委員会というのはですね、年に何回ぐらい開催されているのか、またですね、メンバーさんはですね、どうなのかなというのをですね、ちょっと知りたいものですから、それが1つ目の質問です。

○議長（諏訪原実君） 副町長大崎誠君。

○副町長（大崎誠君） それではお答えいたします。

検討委員会につきましては通常は開催しておりませんので、検討事項が発生した場合に集中的に改善検討のために協議するという形で今までやってきましたので、19年度は6回にわたってやりましたが、それ以前は14年度の改正の時点で、その間はなかったというふうに記憶しております。

それから19年の建設省のほうの公共事業の拡大の通達、そういうものがありまして、町が見直したという部分もありますけども、これは御承知のように、福島県知事とか、九州のほうの知事さんが入札工事に関しての問題を起こしたということで、それらを受けて、国土交通省のほうもこのような通達を出し、阿見町も県内の取り組み等も懸案しまして、やはりこの時期に見直すべきだということで、19年度に改善のための検討をしてきたと、そういう経過でございます。

○1 1 番（吉田憲市君） メンバー構成はどうなんでしょうか。

○副町長（大崎誠君） メンバーは後で事務局のほうから。それから業者の格付の見直しですね、これは町内業者の健全育成のために見直しが必要ではないかと、そういう御意見かと思っておりますけども、今回の検討の中では土木建築1億3億を一律4,000万以上ということで一般入札の枠の拡大を図ったということですが、ABCランクの業者の格付については見直しておりません。これについてはいろいろ御指摘ありましたけども、一般競争入札枠の拡大と言いまして

も、県内の各市町村も同じような取り扱いをしておりますけども、条件つきということで町内の業者を優先的に入札に参加できるような、そういう条件を付してやっております。阿見町の場合には、町内だけでなく、今度の改正では竜ヶ崎土木事務所管内ということで枠も広げましたんで、そういう意味では少しランクの低い業者の参入が懸念されるかなということはあるかもしれませんが、現在までの施工後の状況を見てますと、幸いに町内の業者が落札しているということで、その点については今後推移を見守っていく必要があるのかなというように今感じております。

それから元請業者の強化ということでもありますけれども、確かに大手ゼネコンとかそういうところが来て、すべて一般競争入札で発注落札してしまうということになると、大変町内の業者の参入という意味で制限されると思いますが、現在までの町内業者の参入状況を見ますと、建設工事土木工事関係ではほぼ100%近い落札状況でありますので、その辺については町内の業者が元請に大部分がなっているということで、さらに下請の適正なあり方についての検討研究の余地があるかと思っておりますけれども、現状で見ますとそう大きな弊害は出ていないのかなというような理解をしております。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） じゃあ入札・契約制度の改善検討委員ですけれども、副町長、それから総務部長、民生部長、都市整備部長、生活産業部長、教育次長、それから水道課長、都市計画課長、区画整理課長、農業振興課長、建設課長、下水道課長、企画財政課長、以上13名が委員となっております。

○議長（諏訪原実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） まだ質問大丈夫ですかね。

○議長（諏訪原実君） はい。

○11番（吉田憲市君） 検討委員会の皆さんの中にですね、やはり外部のですね、方がいないということがちょっと気になったんですが、今後ですね、やはりこれは、建設業者さんはですね、仕事をもらうのは職員さんじゃなくて外部の方ですから、非常に問題点になっているとかですね、そういう点が一番よくわかっているのは行政のですね、職員さんじゃなくて外部の人だというふうに思うんでね、その辺ですね、これからですね、この検討委員会のメンバーとして入れていっていただきたいというふうに思います。

それとですね、先ほどの質問の中で私の、私だったらこうやりますよと言ったんですが、町としてのですね、考え方、要するに中小のですね、これですか、この契約制度改善検討委員会が出しているこれですね、このやつで見ますと、中小地元業者保護ということをですね、打ち

出しているんですよね、ですからそれに対する今後のですね。こっだけ中小企業は不利な状況に今なっているわけなんですよ、要するに格付においても。それからすべてにおいて経営事項審査のですね、評点、これが問われるわけなんですよ。その評点が、今までであれば、私らから見れば中小企業に対してもね、やはり企業努力があれば上へ行ったんですよ。ところが今回の改正ではこの評点、この評点はですね、上げようがないんですよ。財政課の方はもうね、私が説明するまでもなく、私が説明すると釈迦に説法になりますけども、評点ですね、例えばその他の社会性というところですね、公認会計士が何人いますかなんて入っているんですよ。公認会計士さんなんか中小企業でいないですよ。それが入っている。それがいけば、評価が上がるんですね。あと元請の完成工事高、これ指名においてですね、その評価が今度出てきている。前は工事をですね、どれくらいやったかということで決めてたんですが、元請じゃないとカウントできなくなってきたという話ですね。あと営業年数。これはですね、大企業は営業年数多いですから、営業年数はですね、中小企業においては変えられません。ですからそういうですね、不利なことがですね、たくさんこの項目の中で出てきちゃったんです。で、こういう状況の中で、この検討委員会が地元中小業者を保護するという立場をとっているのであれば、これがですね、いかにですね、町として今後の対策、これは既にお考えのこととは思いますが、先ほど言ったのは私の考えですから、そうじゃなくて町としての取り組んでいく方向性をですね、ひとつ教えていただきたいなというふうに思います。これから考えていただくというのであれば、それで結構なんです。

とにかく中小企業業者の地元業者をですね、保護していく。ですから先ほども言ったように分離分割発注、私15年当時もですね盛んに言ってたと思いますよ。その当時もですね、要するに先ほども言いましたけども元請業者、阿見町からですね、行政からですね、発注します。そうしますと受けたほうはですね、当然に下請へ出すでしょう。出さないで自社施工するところもあるでしょうが、大半の業者さんは出すでしょう。そうすると、その下は幾らで出しているかわからないんですよ。そうすると先ほどのですね、下請に対する工事価格のしわ寄せなんていうのがあるんですよ。ですからそれをですね、国土交通省でもそういう対策室をつくってですね、踏み込んで検討しているわけですよ。ですから、その要するに元請から下請へ出した、その下は民民との関係だから行政は介入できないんだよと、当時もそういうお話がありました。しかしこれからはですね、そこら辺まで介入していてもいいんじゃないか。実際に施工するのは下請なんですから。ですから、そこら辺も介入していくというような方向性をですね、打ち出していったらいいんじゃないかなと私の考えをさっき述べたんですが、町の考えとしては何か考えがあればですね、対策あれば、述べていただきたいなという。総務部長、ひとつお願いします、詳しいようなんです。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） 議員が言われているのは平成14年7月18日にこれは報告書としてまとめたもので、当時の委員さんは今は1人もいないですけども、その中の最初まとめとして今言われたようなことが書かれています。私もこれはつい最近見たんですけども、地元中小企業保護と競争性確保の両立こそが入札制度改革の最大の課題と言えると、そういったことのまとめがありますが、これはそのときのやつで、当然その後もこれは継続して検討しなくちゃいけないことだろうとは思いますが。

で、議員が言われる格付基準のいわば言われるのは同じですね、中小企業の保護というですね、それは受注という形であれ、いわゆる元請という形であれ、下請という形であれ。で、元請に基づいては、これに関しては、つまり格付基準の見直しという部分があると。つまり経営事項審査、結果報告事項のやつですけれども、これのポイントが変わったんだよと。で、そうでもなくても前から大きい市などは自分のところでポイントをされにつけ加えるという制度はとっておりました。で、阿見町もそういうことを検討した時期がありましたが、阿見町でなかなかそこまでの、つまり業者の成績評価まできちんととらえなくちゃなりませんので、それはちょっと難があるということで実施しなかった経緯はあります。じゃあ今後どうすんだということにつながるかと思いますが、それはそれとしまして、それから先3つ目という中では中小企業者の育成とか保護ということでしょうけども、下請構造の是正、でこれは小規模発注、つまり格付の問題ですね、ABCとあるわけですが、さらに今度は分離分割発注、この3つを言っているわけですけども。

分離、工期に間に合えば当然分割、そういうことで多くの業者が参入できる形の考え方はずっとやっております、これは今も同じです。ですが、先ほどの、総合的に言いますと、格付基準の見直しなり、下請関係のやつにしたり、それはこれから請け負ってる状況等も踏まえた中でそこまでの必要性があるのかどうかということを経営的に、これ総務部長が言っちゃっていいことかどうかわかりませんが、委員長じゃなくて、総合的にやっぱりその辺を見る必要があるだろうということは思います。ですが、こうしなければならぬということにはまだつながっていかない。受注状況があるからですね。分離はさっき言ったように確実にこれは実施しています、阿見町は。ということで、その辺のところは総合的な部分として今後調査し、その中でどうするかという部分は委員長、私一応副委員長ですので、委員長と協議したいというふうに思います。

○11番（吉田憲市君） 要望。3問目ですね。

○議長（諏訪原実君） 3問でこれで終了です。

○11番（吉田憲市君） それでは3問目で終了なんでね。もっと質問したいんだけど。

要望としてね、私何が言いたいかっていうとですね、その分離分割発注及び小規模に分けてですね、発注したら、もう中小企業でもね、元請のその恩恵を受けられるよということを、まず中小企業、零細企業保護であるならばね、そういうことをしてくださいよということであります。

それとですね、いずれにしても次年度はですね、4,000万以上の工事、20年度からですか適用になるのね、4,000万のね。それはですね、この間うちの委員長の質問の中でね、もう既に9件あるんだよとこういうことですのでね。これせつかくですね、一般競争入札のですね、ハードルが低くなったとこういうことですから、一般競争入札、これ条件つき限定つきの一般競争入札を阿見はとっているわけなんですけど、限定がついてもつかなくてもですね、一般競争入札においての原則は一緒ですから、ですからその中でね、阿見の業者が損をするようなですね、地元業者が損するようですね、発注の仕方とかね、そういうのはひとつね、十二分に気をつけていただいて、できればですね、中小企業保護のために、分離分割発注、ちょっと手間がかかりますよ、これ、土木工事一式でこう出しちゃったほうがね、造園もあれば電気工事もありますから、それは簡単です出すほうは。だから発注者の責任としてね、やはり下請まで介入していくと。一度にこう出した場合はね、分離分割発注で小規模で分けた場合は元請だからわかりますからいいですから、一括で出しちゃった場合にはですね、発注者の責任としてですね、その先まで追っていくようなですね、ひとつ心構え、システムをつくれというのはなかなかできませんでしょうから、心構えでひとつですねお願いしたいなど。

こんな時代ですからね、どうしても建設業者さんがですね阿見でも何件かなくなってますよね。それに基づいてその下請やってた業者さんがですね、恐らく泣いていると思うんですよ。ところが先ほど言ったように元請から下請その下は民民の契約だから知らないよと、こういふんじゃないかとね、これは阿見町の仕事を発注したんですから、やはりその責任というのはですね、私はあるんじゃないかなと、ないかもしれないけど、あるんじゃないかなと思ってますんでね、そういう疑問がないようなですね、ひとつシステムっていうか、その心構えでですね、取り組んでいってほしいなど、そして中小企業をですね地元業者さんをですね育成する、大事にするというような気持ちを忘れないで、ひとつこれからもですね、取り組んでいってほしいというふうに要望して終わります。

○議長（諏訪原実君） これで11番吉田憲市君の質問を終わります。

---

#### 休会の件

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月12日から9月25日までを休会にしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### 散会の宣告

○議長（諏訪原実君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。大変御苦勞さまでございました。

午前11時52分散会

第 4 号

[ 9 月 26 日 ]

## 平成20年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成20年9月26日（第4日）

### ○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	久保谷	実	君
11番	吉田	憲市	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
15番	大野	孝志	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

### ○欠席議員

16番	櫛田	豊	君
-----	----	---	---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田	弘二	君		
副町	長	大崎	誠	君		
教	育	長	大崎	治美	君	
監	査	委	員	橋本	英之	君
総	務	部	長	渡辺	清一	君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	坪 田 匡 弘 君
都 市 整 備 部 長	桑 田 康 司 君
教 育 次 長	川 村 忠 男 君
消 防 長	瀬 尾 房 雄 君
消 防 次 長 兼 総 務 課 長	大 津 力 君
参 事 兼 消 防 署 長	田 仲 安 夫 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
税 務 課 長	野 口 静 男 君
町 民 課 長 兼 う ず ら 出 張 所 長	松 本 道 雄 君
都 市 計 画 課 長	菊 池 彰 君
下 水 道 課 長	古 德 真 二 君
水 道 課 長	横 田 充 新 君
建 設 課 長	浅 野 耕 一 君
予 科 練 平 和 記 念 館 整 備 推 進 室 室 長	湯 原 幸 徳 君
会 計 管 理 者 兼 課 長	宮 崎 茂 夫 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	山 崎 貴 之

## 平成20年第3回阿見町議会定例会

### 議事日程第4号

平成20年9月26日 午前10時開議

- 日程第1 議員提出議案第3号 阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定について
- 日程第2 議員提出議案第4号 阿見町議会会議規則の一部改正について
- 日程第3 議員提出議案第5号 阿見町行政改革特別委員会の設置について
- 日程第4 議案第51号 阿見町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 議案第52号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 議案第53号 阿見町税条例の一部改正について
- 議案第54号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第55号 阿見町印鑑条例の一部改正について
- 議案第56号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第57号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第58号 平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第59号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第60号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第64号 平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第65号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 平成19年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第69号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 平成19年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第71号 平成19年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 日程第8 議案第72号 20国補下1-1荒川本郷地区調整池築造工事請負契約について
- 日程第9 議案第73号 H20町単予第1号予科練平和記念館新築工事(建築工事)請負契約について
- 日程第10 議案第74号 平成20年度霞ヶ浦飛行場周辺消防施設設置助成事業水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅱ型)購入について
- 日程第11 議案第75号 戸籍電動回転保管庫購入(撤去及び搬入)について
- 日程第12 議案第76号 阿見町土地開発公社定款の一部改正について
- 日程第13 議案第77号 町道路線の廃止について
- 議案第78号 町道路線の認定について
- 日程第14 請願第1号 燃料, 肥料, 飼料, 農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願
- 請願第2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願
- 請願第3号 アウトレットモール開業に伴う交通安全対策及び防犯対策を茨城県等に求める意見書の提出を求める請願
- 請願第4号 農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する請願
- 日程第15 意見書案第2号 燃料, 肥料, 飼料, 農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書(案)
- 意見書案第3号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書(案)
- 意見書案第4号 警察官の増員及び交番新設に関する意見書(案)
- 意見書案第5号 農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する意見書(案)
- 日程第16 議会運営委員会及び常任委員会閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（諏訪原実君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

議員提出議案第3号 阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例  
の制定について

○議長（諏訪原実君） 日程第1，議員提出議案第3号，阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

13番小松沢秀幸君，登壇願います。

[小松沢秀幸君登壇]

○13番（小松沢秀幸君） どうも、おはようございます。

議員提出議案第3号，阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定について，提案理由を申し上げます。

阿見町議会は，平成17年7月から平成20年3月までの期間，定例会，臨時会及び各委員会に出席したときの費用弁償を廃止をし，さらに議会からの選出の審議委員等の委員の報酬及び費用弁償を廃止し，町の財政健全化に寄与してきたところであります。

我が国の経済情勢は今，戦後最長の景気拡大から後退局面に入り，地方自治体の財政状況も依然として厳しい状況であります。当町においても先行き不透明な税収など，財政状況は依然厳しい状況にあります。

このような状況から，現議員の任期中の定例会，臨時会及び各委員会等に出席したときの費用弁償を廃止をし，さらに議会から選出の審議委員会等の委員の報酬及び費用弁償を廃止をし，議員みずから町の財政健全に寄与したいと考え，本日ここに提案するものであります。

提出者，阿見町議会議員小松沢秀幸，賛成者，阿見町議会議員細田正幸，同じく・田豊，同じく久保谷実，同じく紙井和美，同じく千葉繁，以上であります。

各議員の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

ただいま14番倉持松雄君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

---

#### 議員提出議案第4号 阿見町議会会議規則の一部改正について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第2、議員提出議案第4号、阿見町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

13番小松沢秀幸君、登壇願います。

〔13番小松沢秀幸君登壇〕

○13番（小松沢秀幸君） 議員提出議案第4号、阿見町議会会議規則の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年6月18日法律第69号）の成立により、引用規定を改正する必要があるため提案するものであります。

提出者、阿見町議会議員小松沢秀幸、賛成者、阿見町議会議員細田正幸、同じく・田豊、同じく久保谷実、同じく紙井和美、同じく千葉繁、以上であります。

各議員の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第4号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第4号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議員提出議案第5号 阿見町行政改革特別委員会の設置について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第3、議員提出議案第5号、阿見町行政改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。13番小松沢秀幸君、登壇願います。

〔13番小松沢秀幸君登壇〕

○13番（小松沢秀幸君） 議員提出議案第5号、阿見町行政改革特別委員会の設置について、提案理由を申し上げます。

阿見町議会は、平成17年6月から平成20年3月までの期間設置された阿見町行政改革特別委員会において、行政改革について調査研究を行い、みずから議会改革を行うとともに、執行部に対して具体的な提言と協力を行い、成果を上げてきたところであります。

我が国の経済情勢は今、戦後最長の景気拡大から後退局面に入り、地方自治体の財政状況も

依然として厳しい状況であります。当町においても、先行き不透明な税収など、財政状況は依然厳しい状況にあり、さらなる効率的な行政運営を行う必要があると考え、阿見町行政改革特別委員会の設置を提案するものであります。

提出者、阿見町議会議員小松沢秀幸、賛成者、阿見町議会議員細田正幸、同じく・田豊、同じく久保谷実、同じく紙井和美、同じく千葉繁、以上であります。

各議員の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第5号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第5号は、原案どおり可決することに決しました。

この際お諮りします。

ただいま設置されました阿見町行政改革特別委員会の委員の指名及び委員長、副委員長の互選結果報告を会議規則第22条の規定により、それぞれ追加日程第1並びに追加日程第2として、ただちに日程を追加したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

阿見町行政改革特別委員会の委員の指名について

○議長（諏訪原実君） 追加日程第1，阿見町行政改革特別委員会の委員の指名についてを議題といたします。

本案につきましては，委員会条例第5条第1項の規定により指名いたします。事務局長に朗読をさせます。

○事務局長（小口勝美君） はい。それでは，朗読いたします。

阿見町行政改革特別委員会委員細田正幸議員，佐藤幸明議員，倉持松雄議員，天田富司男議員，久保谷実議員，紙井和美議員，浅野栄子議員，柴原成一議員，難波千香子議員。以上のとおりでございます。

○議長（諏訪原実君） お諮りいたします。

ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

阿見町行政改革特別委員会の委員は，第2委員会室において，委員長，副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は午前10時30分からといたします。よろしく申し上げます。

午前10時11分休憩

---

午前10時29分再開

○議長（諏訪原実君） それでは，休憩前に引き続き会議を開きます。

---

阿見町行政改革特別委員会

○議長（諏訪原実君） 追加日程第2，阿見町行政改革特別委員会の委員長，副委員長の互選結果の報告を行います。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（小口勝美君） はい。それでは，朗読いたします。

阿見町行政改革特別委員会委員長細田正幸議員，副委員長浅野栄子議員。以上のとおりでございます。

○議長（諏訪原実君） これで阿見町行政改革特別委員会の委員長，副委員長の互選結果の報

告を終わります。

- 
- 議案第 5 1 号 阿見町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
  - 議案第 5 2 号 財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例の一部改正について
  - 議案第 5 3 号 阿見町税条例の一部改正について
  - 議案第 5 4 号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
  - 議案第 5 5 号 阿見町印鑑条例の一部改正について
  - 議案第 5 6 号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
  - 議案第 5 7 号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第 4，議案第 51 号，阿見町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について，議案第 52 号，財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例の一部改正について，議案第 53 号，阿見町税条例の一部改正について，議案第 54 号，阿見町手数料徴収条例の一部改正について，議案第 55 号，阿見町印鑑条例の一部改正について，議案第 56 号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，議案第 57 号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，以上 7 件を一括議題といたします。

本案については、去る 9 月 9 日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） 御報告申し上げます。

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第 77 条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は 9 月 12 日午前 10 時に開会し、午前 11 時 45 分まで審議を行いました。出席委員は 6 名、議案説明のため執行部より川田町長初め関係職員 16 名、議会事務局より 2 名の出席をいただきました。

まず最初に議案第 51 号，阿見町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

質疑を許しましたところ、公益法人等と公益的法人等というのがどこが違うのか、そして公益法人等と公益的法人等の範囲とはどういう範囲なのか、このことを説明をお願いします。今回公益的法人ということで、「的」が入ったわけですけれども、これはこの条例の上位法であります公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、この法律の改正によるものです。

なぜ、そういうふうに「的」が入ったかということですが、公益法人制度の改正、改革が国のレベルで行われました。関連3法の改正が行われております。その公益法人といった場合、関連3法の中で社団法人ですとか、財団法人ですとか、いわゆる総理大臣とか知事が認定した団体、そういったものが公益法人ということになります。

その公務員の派遣に関する法律の中で、派遣の対象としている公益的法人が羅列されております。その政令によって派遣できる団体が列記されております。その部分を公益的法人というような解釈でございます。

どちらの枠が大きいか、パイはどちらが大きいかというと、公益法人のほうが枠が広く、公益的法人というのは、いわゆる限定的な法人です。その限定されている法人名がこの上位法のほうに政令の中で列記されております。こちらに資料提供してないので、列記された資料を提出させていただきたいと思います。

以上、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。議案第51号、阿見町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第52号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

質疑を許しましたところ、この改正の内容について詳細に説明をしていただきたいと、その問いに対し、今回の準用規定の追加ですけれども、町の財産を交換、譲与、無償貸し付けする場合の条例です。これまでだと普通財産に限られておりました。

普通財産というのは特に行政目的じゃない、例えば埴保育所の跡地、島津児童館の跡地といったような更地で所有している財産がありますけれども、そういったものが普通財産で、道路とか公園とか学校、公民館といったような、行政目的をもって所有している財産は行政財産です。

今回、この条文の追加によりまして、行政財産であっても貸し付けしたりすることができるということになるものであります。

例えば、町として考えられるものは、保育所関係です。曙保育所用地、これは民間のほうに貸し付けをするようなことが当面考えられます。この際に、行政財産ということで貸し付けす

ることができるということです。

普通財産と行政財産という違いがあるかといったときに、普通財産だと、簡単に言うと、保育所以外の使い方というのものができるわけです。行政財産として貸し付けをすれば、保育所目的の行政財産という位置づけでありますので、保育所以外の要件にしか使えないこととなります。

以上、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第52号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第53号、阿見町税条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、今回ふるさと納税ということで国のほうで創設されたものでありますけれど、ふるさと納税というものの概要と阿見町の取り組み方、そしてまた現在までの実績を説明お願いいたします。

お答えいたします。ふるさと納税の概要ですが、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすことができるよう、都道府県、市町村に対する寄附金関係が、抜本的に改正されたというふうなわけでございます。

改正の内容につきましては、都道府県、市町村に対する寄附金のうち、5,000円を超える部分につきましては、個人町県民税所得割額の1割を上限としまして、所得税と合わせて全額控除されるということになります。所得控除方式から税額控除方式に改正されたというふうなことでございます。

町県民税の寄附金控除の対象になる寄附金につきましては、限度額につきましては、その年の総所得の30%が限度になります。町県民税における税額控除につきましては、基本控除額と特例控除額で算出するというふうなことになります。

基本控除額につきましては、寄附金額から5,000円を差し引きまして、残りに対して10%を掛ける。10%の内訳につきましては、町民税が6%、県民税が4%という算出です。

特例控除額につきましては、こちらはふるさと納税のほうで対応しますけれども、寄附金額から5,000円を差し引きまして、その残りに対しまして90%から所得税の額を引いた率で算定するというふうなことになります。

ふるさと納税寄附金につきましては、どこの県や市町村に対する寄附金も控除の対象になり、平成20年1月1日以降に行われた寄附金から控除制度が適用され、翌年度分の町県民税から寄附金控除が控除されるというふうになったわけでございます。

また納税の仕組みですが、ふるさと納税の総務省の指導としましては、法令等で規制するものではないが、という前置きの中で、寄附を受ける地方公共団体につきましては、寄附の使い道を明らかにしまして、それがどのような成果につながるのかというような、そういった説明

が求められます。

具体的には、基礎を明確にした基金の設置ですとか、それから政策メニューを提示することによりまして、寄附をしようとする納税者に対しまして、あらかじめ基礎を示しまして、数も事業の実績報告をホームページ等で公表することにより、寄附の使途を事後的に明らかにするというような、そういった指導でございます。

実際に実施している市町村におきましては、寄附条例を制定いたしまして、地区のテーマ等を公表し、寄附者に選択をさせていくというのが実情でございます。

阿見町の考え方でございますが、他の市町村と違ったところがございます。それは、既に予科練平和記念館の整備の寄附というのが存在しておりまして、これにつきまして、ふるさと納税とは少し外れるかと思いますが、税法上では全く同じでございます。阿見町は、ふるさと納税を受け入れているということになっております。

それで、対象となります本年1月から5月末までの集計では、寄附者が562名、約1,000万近くの実績があるということで、県内では寄附金額につきましては2番目に多い額になります。

以上、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第53号、阿見町税条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（藤井孝幸君） 命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条により御報告申し上げます。

当委員会は9月の16日午前10時から開会をいたしまして、午後1時25分までの間、慎重審議を行いました。議長にも御出席をいただきまして、出席委員は6名で、議案説明のために執行部より川田町長初め関係職員19名の出席がありました。また、議会事務局から局長以下2名の出席をいただきました。そして、午前中に1名の傍聴者がありました。

では、まず初めに、議案第54号、阿見町手数料徴収条例の一部改正についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なく、議案第54号、阿見町手数料徴収条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第55号、阿見町印鑑条例の一部改正についての審査の経過と結果でございます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なく、議案第55号、阿見町印鑑条例の一部改正について、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願いを申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 次に、産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、命により、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は9月17日午前10時に開会し、午後3時37分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議長にも参加いただき、議案説明のため執行部より川田町長初め関係職員14名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに議案第56号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第56号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第57号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第57号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第51号から議案第57号までの7件についての委員長報告は、原案可決であります。本案7件は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。よって議案第51号から議案第57号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

- 
- 議案第58号 平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号）  
議案第59号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第60号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第61号 平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）  
議案第62号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第63号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第5、議案第58号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第59号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第60号、平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第61号、平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第62号、平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第63号、平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上6件を一括議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） 続きまして、議案第58号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち総務常任委員会所管事項について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第58号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

御報告申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（藤井孝幸君） 議案第58号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、民生教育常任委員会所管事項についての審査の経過と結果について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、次のような質問がありました。教育費のうち、最初の本会議で説明がありましたが、阿見小学校、阿見中学校の耐震審査をするという説明があり、今度は補修

するための詳細な金額を出す聞いていますが、そういうことなのか。それに、財源については国の補助があると思いますが、その補助の見通しは幾らになるのか、あわせてお答え願いますという御質問がありました。

これに対して、まず委託の内容ですが、今回は設計でなく調査ということになります。調査は建物の現在の状態が元の設計図どおりにできているかを確認をいたします。差異があれば――差異というのは異なることですね――があれば、調査をしてもとの設計図を訂正いたしまして、第1次調査ということで、建物に現在使われている部材の劣化の度合い、コンクリートの強度、鉄筋の状態など、第1次調査、第2次調査を現場で行います。

それらのデータをもとに再度構造計算を行い、その建物の弱いところを洗い出します。それによって、大きな地震が来たときに崩れるであろうところを洗い出し、これを報告するという形になります。今回はそれまでで、これをもとにして来年度設計、工事費の算定ということになると思います。

次に、国費はどれぐらいかという質問ですが、現在21年、22年、23年は国費の割り増しがあります。これも、今回の調査で変わりますが、今回の調査で程度が悪いというか、I s値、つまり弱さの状態が0.3以下になると、阿見小、阿見中で国費見込みが約2億1,000万でございまして、これに対応する起債、借金ができる枠が1億2,000万で、財の持ち出しが7,300万。これは、あくまでも当初の改築でなく、耐震補強の部分だけ算定をしていますとの答えでございました。

次の質問で、今回の調査で3,100万円ぐらいになるとは思いますが、これに対する補助はどうなんですかの問いに対して、予定しているのは補助金でなく交付金になりまして、先行投資分、診断とか設計とか、これに対する後づけで、阿見小、阿見中は2010年度工事したときにあわせていただけるということになります。全体工事費、かかった金額の3分の2で見えております。単年度ごとの割り切りでなく、事業が完了した年度に交付金をいただけるという形になります。

このような答えでございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決。議案第58号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、民生教育常任委員会所管について、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げますとともに、委員長報告を終わります。

失礼しました。

では続きまして、議案第59号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査の経過と結果について報告いたします。

質疑を許しましたところ、次の質問がありました。

後期高齢者支援金等の規定額に438万3,000円の補正がなされていますが、この根拠について説明をお願いいたしますの問いに対しまして、後期高齢者支援金の増額の補正は、20年度におきまして、納付額が決定されまして、438万3,000円の不足となりました。増額の内容は、1人当たりの負担見込み額、国の支持額が、当初1人当たり3万7,911円で積算していましたが、今回の決定額が3万8,217円となり、事務費を含めると450万5,000円が不足したわけでございますとの答えでございました。

質疑を終結しまして、討論に入り、1名の反対論がありまして討論を終結し、採決いたしました。議案第59号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、賛成多数により、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第61号、平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算の審査経過と結果を報告いたします。議案第61号でございます。

質疑を許し、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第61号、平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第63号、平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査経過と結果を報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りまして、討論を終結し、討論なし。採決に入りまして、議案第63号、平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 次に、産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、議案第58号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち産業建設常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、アウトレットモール内阿見町コーナー設置業務について、この設計の概要とスケジュール、建設費用についての質疑がありました。

概要は、アウトレットモール内の中央あたりにフードコートという飲食コーナーがあり、その一角に今回のインフォメーションコーナーを設置します。大きさは19.21平方メートル、5.81坪の予定です。営業時間は、アウトレットと同じく午前10時から午後8時までの10時間。その中で職員を1人常駐させ、阿見町の観光の紹介に携わってもらいます。今のところ臨時職

員と考えています。

阿見町の観光や特産品の展示を予定していますが、ただし、このコーナーでは、物販はできないことになっていますので御了承願います。

スケジュールについては、設計が10月から来年の5月末日の予定です。実際の工事に入るのは、来年4月か5月を予定しており、アウトレットのオープンに合わせて開所する予定です。

また、建設費用は、設計が140万円計上、内装工事と一切を合わせまして800万円ほどの予定です。設置場所については、ほかの専門店と同じく、賃借料としまして年間200万円ほど予定していますとの答弁でした。

次に、荒川本郷地区都市再生機構負担金の内容についての質問に対し、御存じのとおり、公団が区画整理をやるということで進んでいたのが中止になり、今、都市計画道路を中心としたまちづくりを図ろうということで、3本の都市計画道路をつくっています。

これは、まちづくり交付金という補助金を受け行っておりますが、その裏負担分について、公団の持っている土地が、道路ができることにより地価が上昇するというような機構の中で計算式をつくりました。その上昇分と道路築造の負担金ということで入れていただいています。補助は今年5年目で一応終わりとなっておりますとの答弁でした。

次に、ごみ減量化対策事業について、将来どのようにステーション方式の1本化をしていくのかとの質問に対し、現在資源ごみは高騰や急落と安定せず、そのときに行政区で事業そのものをやめてしまうということもあり得ますので、その受け皿としても、今後ステーション方式を続けていきたいと、さらなる町民意識の高揚と周知徹底をしていきますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第58号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち産業建設常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第60号、平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第60号、平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第62号、平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第62号、平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第58号から議案第63号までの6件についての委員長報告は、原案可決であります。本案6件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第58号から議案第63号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第64号 平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第6、議案第64号、平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） 御報告申し上げます。議案第64号、平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

255ページ、消防費についてお尋ねします。現在の職員数、また、この前全協でも説明いただきましたが、茨城県で作製している広域消防の内容についても一度お願いいたします。もう1点は、市街地が荒川沖等のほうに伸びておりますが、阿見町として分署をつくる考えがあるのかどうか、3点ほどお願いいたします。

お答えいたします。消防職員の数ですが、現在63名です。消防の広域化ということですが、全国的な話でございます。消防庁のほうの考えがありまして、自治体消防を統合しまして、最低でも人口30万というふうなわけでありまして、体制の強化を図りなさいというふうなねらいで、

各都道府県で今回計画をしております。

茨城の場合は、茨城県の推進計画というのが今年の3月にでき上がりました、茨城県を県南、県央、県西、県北、鹿行、5ブロックに分けて推進しなさいという計画書が来ております。阿見町は、その中で県南ブロック、約104万人規模、対象市町村は13、消防本部は8つ、そのような広域区画を進めてくださいというふうになっております。

現時点では、問題点の洗い出しに入ってるという今の状況です。説明の時点では、まだその5ブロックに分けまして、5ブロックが全部が会議を開いていない、そのような状態でした。どちらかという、早目に動き出しているのはこの県南ブロックかという状況です。一応推進計画は24年度を目標に進んでおります。

分署の件ですが、推進計画の推移を見なければなりませんので、ここ数年の中でつくるという考えは今のところございません。

次に84ページ、庁舎維持管理費の増に対して、この原因を。114ページの徴収事務費について、19年度の徴収率を踏まえて内容をお尋ねいたします。もう1点は、租税債権管理機構への依頼件数、その成果また回収額、この3点をお願いいたします。

1点目ですが、庁舎維持管理費の中で、電気、水道（上水道・下水道）の料金の増の件ですが、この増の大きな理由としては、役場庁舎の開庁時間が5時15分から5時半に延びたということです。もう1点は日曜日開庁することになったこと、この辺の影響が出ていると考えております。

徴収事務の内容ですが、平成19年度、徴収率全体で90.1%、比較しますと1.2ポイント上がったということです。現年度を見ますと、残念ながら0.2ポイント下がっております。繰り越し滞納分については19.8%増ということで、3.7%大幅に増になりました。県内では、44市町村のうち町税全体では成績としては24番目、なかなか低迷して伸びきれないという形になっております。

滞納繰り越し分については、収納率全国平均を上回っております。現在、町税、国保税をあわせて滞納者の総数でございますが、今約5,800人、町内で4,200人、町外においては1,602人になっております。過去5年間の推移を見てみますと、この人数になって大きな変動はございません。その中で、金額の大きい滞納者を見ますと、100万以上の滞納者が110人、50万以上の滞納者、これは500人、これを合わせて900人いるわけでございます。

平成19年度に滞納処分を執行して、一定の整理をしたものについて、100万以上では110人、それから50万以上では40人、合計で150人整理をしております。その整理率は16.7%。まだ手のつかない状況であります。19年度についての滞納処分延べ223件、延滞金を含めて約1億1,000万ほど収納いたしました。

2点目ですが、債権管理機構についてどのような状況なのか。平成19年度阿見町においては枠が20件ありまして、20件移管しまして、移管金額が3,200万。合計徴収金額については1,800万。負担金もありまして、費用対効果については、19年度だけを見れば1,500万円の効果が上がったということになります。

以上、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（藤井孝幸君） では、議案第64号、平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、そのうち民生教育常任委員会所管事項の審査経過と結果を報告いたします。

質疑を許しましたところ、以下のような質問がございました。

敬老会事業で、平成16年度1,449万7,339円でしたが、今年度は1,015万4,667円と16年度に比べて大変減額をされています。高齢者も多くなっているというのに、その減額の内容と各地区への支援金はどうなっているのでしょうかの質問があり、その問いに対しまして、16年度に比べ、対象年齢も2年に1度見直しております。表彰に関し、対象者を絞り込みまして16年度に比べ削減されています。

支出項目ですが、75歳以上の対象者全員に1人1,000円の商品券を、また表彰者の皆さまには1万円の商品券を支給しています。また、小学校単位での実施と行政区別でも実施しておりますので、経費が削減されたものと思えますとのお答えでございました。

次いで質問ですが、あすなる会の補助金が41万8,000円とありますが、あすなる会の経営状況はどのようになっているのかという問いに対しまして、平成19年度の歳入は2,247万6,666円、支出は2,235万2,471円ということで、若干の黒字という決算報告となっていますということのお答えでございました。

次の質問ですが、町単位老人クラブの19年度の組織率と補助金の関係はどうなっているのでしょうか。この問いに対しまして、これまでは、クラブ数が減少傾向でしたが、19年度は27単位クラブ1,201名の会員が存在しています。20年度には若干の見直しを行いまして、区長会等にPRを行いましたところ、レイクサイドタウンのほうから新規の申し込みがありました。その他2つのクラブの結成の動きがございましたとの答えでした。

次の質問で、単位クラブ結成人員、補助金対象人員数を30名から20名に下げて、その結果は

どうなったのかという問いに対しまして、現在のクラブ数は会員30名から49名までのクラブは21クラブ。会員は50名以上のクラブは6クラブ。20から29名のクラブはゼロですとの答えでした。

老人クラブ結成とかですね、その関連は多くの質問、やりとりがございましたが、その質問の要旨はですね、補助金が減額され、例えば30名以上のクラブは、19年度は5万7,600円の補助金をもらっていたのに、20年度になって4万8,000円に減額されました。補助を減額し、クラブを活発にしてくれというのは本末転倒ではないかと、これでは老人クラブの育成にはならないのではないのでしょうかという質問がございました。

2番目の質問にですね、20名に人員を見直しても、小さな地区では20名を確保することが難しい、20名でもハードルが高いと思う。35世帯とか20世帯しかない地区は、クラブなんか結成できないのではないかと。人員数をその地区に合うようにもっと減らすべきだと思いますが、いかがですか。それに補助金は人員に見合った額にする、例えば30人以上は最低5万7,000円、6,000円として、あとは1人に対して何百円を交付するとすれば、入ってくださいと誘いやすいと思うのですが、この点はいかがですかと。

3番目の大きな質問ですけども、これからますます高齢化が進む中、お年寄りを大事にすることは、町がきちんと会が運営できるように手当も厚くすることがお年寄りに対する援助だと思います。これからも減らしていくのかどうか。老人クラブ結成を推進しますということと減らすということは矛盾していると思いますが、この点はどうなんですかという質問がございました。

これに対し、老人クラブ数は減少してきた。その原因は会長になり手がいない。事務的整理が煩雑であって対応できないとの意見が多かった。この点、町は事務的なことについては面倒を見るというか、協力して老人会の会長、役員が骨が折れないような形で運営できるように進めています。

また、お金がたっぷりあったほうがいいでしょうけれども、基本的にはできるだけ全地区にできるように、従来は30名以上としていましたが、今の時点では20名以上29名までのクラブはありませんが、30名以上を20名以上にして、今具体的な動きも出ています。

お金を増やせばクラブ結成がスムーズに促進されるというよりは、運営のあり方、そういうことを具体的に協議する。そういうことで、行財政改革ということもあって、そういう流れの中で整理したということです。お金を減らされたからやめたというところはないわけで、この点は御理解を願いますという答えです。

また、いま1つの答えで、今回人員の見直しは、これまでずーっとやってきたことを見直したわけですから、まず20名以上のランクをつくる。小集落もあるでしょうが、66集落全体を考

えて、小集落はほとんど例外的なものなので、今回は20名以上をつくり50名以上もつくったと。だから、これが固定されたものではありませんので、実際運用してみて、いろんな地区からどういう意見が出てくるか確認しながら、やはり現実的、弾力的に対応しなければならないと思いますという答えです。

また、この金額の面ですが、ある程度の人数、運営そのものの人数によってかかる費用も変わってくる点があるわけですから、当然あり方としては1人当たり幾らという考え方は入ってこざるを得ないと思うんです。従来のように、30人以上5万幾らかというような固定をするわけにはいかないと思いますので、さらに検討するという必要かと思いますがというような答えでございました。

次の質問で、教育費のうち学校施設整備事業小中学校の工事請負費2,043万円と1,231万円の内訳を大きな項目2点ぐらい上げていただきたいという問いに対しまして、まず小学校で、阿見小学校ほか5校のプール循環ろ過装置の改修で352万円、吉原小、実穀小の外壁の補修で360万7,000円。中学校で一番大きなものは、朝日中のボイラーの改修で294万円。続きまして阿見中の武道場の屋根の補修で224万7,000円でしたとの回答でございます。

次の質問です。障害者の施設あすなろの件ですが、やはり障害を持った方が一生懸命働いている。一般の人と違って仕事は大変だと思います。普通の人と同じように生活するだけの収入を得ることは必要ではないでしょうか。17年度から補助金が132万6,039円、18年度が91万円、19年度41万8,000円とずーっと下がってきています。町の障害者福祉協議会及び敬和会の補助金はほとんど毎年同じなのに、あすなろの補助金だけが毎年下げられております。

自立支援法で、県からの支援が受けられなくなったら、もっとこの障害者を支援してやらねばいけないのではないのでしょうかと思います。あすなろの補助金はどのように使われているのかという質問でございます。

これに対し、補助の中身は社会保険料の事業主負担分3分の2というものがありまして、それと送迎車両の維持補修費、それから燃料代、車検代を全額補助しています。年々減額しているところなんです、これは社会保険料で返済が18年度に一度完遂しておりますので、その分補助が減っております。あすなろ会で支払った保険料の領収書をもって補助を行っておりますとの答えでございます。

次の質問で、難病患者福祉手当支給事業で、18年度は391万8,000円、19年度も同じ額、その対象者の人数と支給額を。また、難病とはどんな病名をいうのでしょうかの2つの質問がございました。

支給人員は19年度は126名、支給額は月々3,000円です。これは茨城県から発行される一般特定疾患医療受給者証というのがあり、申請の段階でその写しを添付して申請いたしております。

難病の種類ですが、45種類の対象疾患がありまして、膠原病、パーキンソン病。阿見町で多いのは、潰瘍性大腸炎とパーキンソン病、それから全身性エリテマトーデスという疾患でございますとの答えでございました。

これに対して、月々3,000円で難病の方が生活が可能なのでしょうか。もう少し支給額を上げていただく方法を検討していきたいという要望もございました。

次の質問です。放課後児童クラブの指導員の人数と有資格者数、経験年数との賃金の関係はどうなっているのでしょうかの問いに対しまして、指導員の人数は38名雇用しております。1日あたり28名常時つけるよう予算づけをしています。有資格者ですが、小学校の教諭、幼稚園教諭、保育士などの資格を持った方で、その他無資格の方が10名おられます。

経験年数につきましては、雇用関係は基本的には1年間の契約でございまして、その後継続で再雇用となっている方もいます。38名の中で、3年から4年の方がほとんどを占めていますということでした。

また時給の有資格者、無資格者の金額ですが、有資格者は920円、無資格者は750円で設定しています。この賃金の違いは、町の非常勤の給与表に従っております。また、近隣市町村の時給等の様子を伺いながら判断しているところです。今、だんだん最低賃金のほうも上がってきているので、こういう状況の中で時間帯の不規則な雇用、時給面もあり、人員の確保が難しくなっているのが現状です。

20年、21年にかけて賃金の見直しも検討する必要があると考え、21年度の予算編成に向けてただいま検討を重ねているところでございますとの答えでございます。

次の質問です。教育費のうち各小中学校の管理費需用費ですが、電気代が結構多いんです。地球温暖化のことを考えれば、電気代を今までの使用量から10%削減すれば、その努力の10%分を学校運営費として支給することになれば、先生方も節約の励みになるし、地球温暖化にも貢献できると思うのですがいかがですか。

こういう問いに対しまして、事務担当者会議というものがあって、しょっちゅう紙の使い方、暖房の使い方、電気代の節約など話し合っています。節約は当然のこととっていますが、10%の削減で、それを別のところに回すということは検討の1つに入れていきたいとは考えておりますけれども、今のところどうしようかということはございませんとの答えでした。

また別の答えで、地球温暖化対策は一般論ではなく具体的な形で対応する、やれることからやるということが大事だと思っています。電気代節約で御褒美としてやるということは、その方法論については検討の余地はあると思います。職員に対し温暖化対策の勧めということで、文書を配りましたがその内容が具体化していない。可能な方法を明確な形で具体化していく。その提案については十分検討して、必要があろうと判断しますというような答えでございまし

た。

次に、学校給食センターの件です。給食センター運営費、維持管理費が出ていますが、運営費自体2億1,890万ということですが、給食センター自体耐用年数がぎりぎりとなって新しく建てかえ、民間委託みたいな話を聞きますが、食の安全、地産地消で農家の所得も保証するという考え方から、町が責任を持って給食センターを運営するというのが大事だと思いますが、この考え方はいかがですかの問いに対しまして、給食センターは昨年度PFIの事業化検討で、給食センターについては可能性があるということで、PFIのメリットがあるか、可能性があるかを探っております。

どのような形でセンターを運営するかというのは、大事な前提条件になります。私どもが考えていますのは調理部門、建設部門は民間にお任せしますが、食材の調達、献立、衛生管理などの部門は直営で行うという形で事業化の検討を進めています。民間にお任せするのは、つくって配送する作業で、基本的なところは町がやるということで考えていますとの答えでございました。

質疑を終結し、討論に入りましたところ、1名の反対討論がありました。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成多数により、原案どおり認定をいたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 次に、産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、議案第64号、平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち産業建設常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、道路パトロール委託料87万4,650円について、パトロールの人員、就業時間、どのようなことを見回っているのか、町道の側溝のふたかけはどの問いに対し、週1回シルバー人材センターの委託により、3人でパトロールし、道路の補修箇所等簡易な部分においてはその時点で補修を行っております。

側溝のふたかけについては、すべてとなると大変な費用もかかりますので、維持管理という形の中で整備を進め、今回事故がありました。今後ふたかけされていない部分の調査も行ってまいりたいと思いますとの答弁でありました。

中郷の土地区画整理事業についての組合の助成金について質問があり、中郷土地区画整理の助成金については、平成13年9月定例議会で説明を行い、7億6,000万円ということで了解を

得ております。これは年度分割でいただいております、平成14年に1億、15年に1億、16年から19年まで毎年5,000万、トータルで4億いただいております。残り3億6,000万ということで、資金計画は後助成金が3億6,000万、保留地処分金が1億800万、計4億6,800万が収入になります。支出は換地諸費、事務所費で7,750万、その他下水道受託者分担金5,050万、借入金の返済3億4,000万と、ここでトータルゼロと考えていますとの答弁でした。

次に、耐震診断委託料64万円の内容について質問があり、平成19年度は20カ所20件、歳入4万円については、申込者負担金で1件当たり2,000円、町が業者へ支払っている金額は、その2000円を含み、3万2,000円で64万円ですとの答弁でありました。

26万4,250円の弁護士委託料についての質問があり、これは町営住宅費の滞納者の明け渡し訴訟1件分の弁護士費用ですとのことでした。

次に、企業立地奨励金について、現在操業中の企業と新たに決まった契約済み企業、合わせて何社ぐらいになるのか、あと残りの区画はどのくらいかとの問いに対し、立地が決まっているのは16件、2区画購入があるため14社、操業企業は12社、残りが7区画であります。企業立地率が54.6%、残り45%が未分譲地です。

次に、貸付金1,300万、自治金融制度預託金、県信用保証損失補償預託金の内容について質問があり、現在町内5行6支店の金融機関があり、そこに200万か250万ほど、それぞれの社に預託し、信用保証協会から中小企業が借りやすくしております。損失補償預託金は、倒産など事故があった場合に備えて用意しており、これは県信用保証協会が80%保証料を払い、借りているものの残り分を保証協会と町で出すという形になっております。ただ、毎年事故は発生しており、回収できないという事例はありますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち産業建設常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、議案第64号、平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論をいたします。

19年度決算で気のついたことは、まず道路新設改良費。結果として7,000万円支出しておりますが、これは住民要望があった道路改良について年々支出している金額ですが、非常に金額

が少ない。これでは、住民要望に追いつかないのではないかというふうに思います。私は、これらの身近な道路改修の住民要望については第一に考え、支出する必要があるのではないかというふうに思います。

また福祉関係で、後期高齢者医療事務費負担金1,000万が支出されておりますが、私どもはこの後期高齢者医療制度はお年寄りを差別するものだということで反対をしております。したがって、この支出については認めることができません。

また、お年寄りの健康維持、老人クラブの補助金を考えますと、155万5,000円ですね、支出されておりますが、66行政区から見れば結成率が、そのうち27クラブで1,200名しかいないということは、やはり問題であろうというふうに思います。

で、内容を調べますと、今まで30名以上1つの単位老人クラブで5万7,600円支出していましたが、これが20年度からは30名を、人数少なくすると。で、20名から結成の補助を認めて1クラブ3万円、そして30名以上は4万8,000円、50名6万円というふうに考えているということの説明ありましたが、これでは私は老人クラブの育成にはならないというふうに思います。

そうすると、20年度は大部分の老人クラブは逆に5万7,600円から4万8,000円になって、9,600円の減額になるわけです。私は、そうではなしに、きちんとお金も手当をして人数も減らして結成を促進すると。そのことがお年寄りの生きがいにも通じますし、また健康維持、医療費の削減にも通じていくのではないかというふうに思います。

それから、パート賃金について、放課後児童クラブの指導員とか給食センター、保育所、税務徴収員とか、かなりの臨時職員がいるわけでございますけれども、これについても現在の状況から見て、時給が低すぎるのではないかというふうに思います。今、全国的には時給1,000円という話がありますので、それにやはり限りなく近づける必要があるのではないかというふうに思います。

以上、4点について気のついたところですが、不十分だというふうに思いますので、この決算については反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号についての委員長報告は、原案認定であります。本案は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議ありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（諏訪原実君） 起立多数であります。

よって議案第64号は、原案どおり認定することに決しました。

---

議案第65号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成19年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成19年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成19年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第7、議案第65号、平成19年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号、平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号、平成19年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号、平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号、平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号、平成19年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号、平成19年度阿見町水道事業会計決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇を願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（藤井孝幸君） では、議案第65号、平成19年度阿見町国民健康

保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果を報告いたします。

質疑を許しましたところ、次の質問がございました。

実質収支に関する調書のところですが、歳出が17年、18年、19年度と多くなっております。2年前から当町もジェネリック医薬品の利用をするよう運動をしてきましたが、その効果は上がっているのでしょうか。また、ジェネリック医薬品利用の広報はどのようにしているのでしょうかの問いがございました。

この問いに対しまして、今の時点では、レセプトの電子化がなされていませんので、実際に医薬品がどれだけ、どのようなものが使われているのか、その内容についてはまだ把握できていません。本年4月から国の見直しがありまして、ジェネリック医薬品の使用不可と判断したときに医師が署名するようになりましたので、近年、将来にはジェネリック医薬品が多数使用されるようになるであろうと考えています。

また、広報の件ですが、平成19年の11月に町内の医療機関46カ所にお問い合わせを送りましたが、今後毎年お願いの文書を送付したいと考えています。一般町民には、20年9月の阿見広報に1ページを割いて広報いたしました。今後とも広報活動に力を入れ、ジェネリック医薬品がますます進むようにと考えていますという答えでございました。

質疑を終結し、討論に入りましたところ、1名の反対論がございました。討論を終結し、採決に入り、賛成多数により、議案第65号、平成19年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定をいたしました。

続きまして、議案第67号、平成19年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果を報告をいたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第67号、平成19年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成をし、原案どおり認定をいたしました。

続きまして、議案第70号、阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査経過と結果を報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし、討論を許し、討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第70号、平成19年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定をいたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げますとともに、委員長報告を終わります。

済みません。続きまして、議案第70号。大変失礼しました。議案第70号、阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査経過と結果を報告いたします。

質疑を許し、質疑なし、討論を許し、討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第70号、阿見町特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定をいたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。大変失礼しました。

○議長（諏訪原実君） 次に、産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、議案第66号、平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、上下水道1本化についての効果と使用料の収入歩合について質問があり、1本化の効果については、収入割合が0.3%と、わずかながらですが上昇しています。使用料の歩合については、平成18年度、現年度96.11%、過年度18.2%、平成19年度、現年度96.64%、過年度14.45%で、0.5ポイント上昇していますとありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第66号、平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第68号、平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。質疑を許しましたところ、本郷第一土地区画整理事業費の広告料405万6,171円、業務委託料のうち保留地販売委託料436万4,000円の内容についての質問があり、まず広告料は常陽リビング掲載、折り込みチラシ、ポスティング、看板、ポスター掲示等です。保留地販売委託料は共同販売委託料といい、ハウスメーカーとの共同分譲で、住宅生産振興財団に323万支払い、ウェブ作成が113万ですとありました。

また、岡崎地区はどのようになっているのかとの問いに対し、岡崎は事業が一応収束し、保留地については町の土地で一般財源となっています。売り出しはしていますが、不動産業者とは提携していません。区画整理全体の販売戦略があり、岡崎と中郷の保留地が競合する状況です。しかし、中郷は組合ですので早く収束させるため、中郷優先の状況ですとありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

次に、議案第69号、平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第69号、平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳

出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第71号、平成19年度阿見町水道事業会計決算認定について申し上げます。質疑を許しましたところ、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金を合計すると7億2,919万4,216円です。これは、今後資産運用できる性質のものかどうかとの質問がありました。

それに対し、法定積立金ということで毎年度利益が生じた場合、前年からの繰越欠損金をまず埋めるようにとあります。減債積立金については、起債の償還以外に使用できないとあるように、起債がまだ9億7,000万ほどありますので、基本的にこの額まで積み立てるようになっています。それから、利益積立金については、欠損金の補てん以外には使用してはいけないことになっていますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第71号、平成19年度阿見町水道事業会計決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、議案第65号、平成19年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。

国保会計は現在48億円ありますが、一般会計からの国保会計への繰り出し分は規定どおりで3億9,000万円になっております。これは、国保会計の歳入の割合から、予算割合から見れば8.1%に過ぎません。で、現在国保加入世帯は全世帯1万……。失礼しました。1万7,800世帯ですね、の49%に拡大をしております。

これは、すべての町民が退職してからも国保会計に関係してくることを考えれば、国保税の負担軽減のために、あと1億円ぐらい一般会計から支出してもよいのではないかというふうに思います。そうすれば、1世帯1万円以上の負担軽減にすることができるというふうに思います。

また、国保の被保険者の交付の問題で、医療費を窓口で全額支払わなければならない、医者にかかれない資格証明書交付世帯が214件あります。これは、町民の命を守るということを最優先に考えれば、この資格証明発行は停止すべきだというふうに思います。

また、短期被保険証発行世帯が966世帯ありますけれども、これらのことを考えれば、かなり国保税の負担が大変だということは数字的にも見られます。そういう点で、もっともっと国

保税の軽減のために考慮する必要があるというふうに思いますので、19年度の国保会計について反対をいたします。以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第65号から議案第71号までの7件についての委員長報告は、原案認定であります。本案7件は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、順次採決いたします。これより、順次採決いたします。

初めに、議案第65号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第65号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（諏訪原実君） 起立多数であります。

よって議案第65号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第66号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第66号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第66号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第67号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第67号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第67号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第68号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第68号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第68号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第69号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第69号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第69号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第70号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第70号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第70号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第71号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第71号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第71号は、原案どおり認定することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後1時からといたします。よろしくお願ひします。

午後 0時00分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（諏訪原実君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第72号 20国補下1-1 荒川本郷地区調整池築造工事請負契約について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第8、議案第72号、20国補下1－1荒川本郷地区調整池築造工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、議案第72号、20国補下1－1荒川本郷地区調整池築造工事請負契約について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、施工箇所とあるが、朝日中学校の南側は第2期工事ではなかったのか、これは全部入っての金額なのかとの問いに対し、地図の中でVの字の形になっている西側が第1工区です。その中の北側が19年度施工分。そこに町道があり、その南側道路は調整池工事の中で付けかえをしています。その周辺が20年度施工分ですとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第72号、20国補下1－1荒川本郷地区調整池築造工事請負契約については、全委員が賛成をし、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第72号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第72号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第73号 H20町単予第1号予科練平和記念館新築工事（建築工事）請負契約  
について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第9、議案第73号、H20町単予第1号予科練平和記念館新築工事（建築工事）請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） 御報告申し上げます。議案第73号、H20町単予第1号予科練平和記念館新築工事（建築工事）請負契約について、質疑を許しましたところ質疑なし。討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第73号、H20町単予第1号予科練平和記念館新築工事（建築工事）請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

はい、18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、議案第73号、H20町単予第1号予科練平和記念館新築工事について反対討論をいたします。

予科練平和記念館は、総額13億ということで進行中でございます。しかし、町民の間からは、そんなにお金をかけて今つくる必要があるのかという声は結構上がっております。また、私は予科練の歴史資産を平和のために役立てる展示内容となるのかも、今のところ疑問に思っております。予科練を賛美する施設、また戦争を肯定するような施設にしてはならないというふうに思います。この予科練平和記念館の内容についてもより慎重に検討を重ねる必要があるのではないかというふうに思います。

以上の観点から反対したいというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） ほかに討論はありませんか。

はい、14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 私は、賛成討論をいたします。

過去の歴史を皆さんが忘れてしまう。私でさえも戦後生まれでございますので、昔のことを聞かれても説明するほどのことはわかりません。でありますから、昔のことを知っている人がお話が聞けるうちに1日も早くつくったほうがよろしいと、このように思いまして賛成をいた

します。以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第73号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（諏訪原実君） 起立多数であります。

よって議案第73号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第74号 平成20年度霞ヶ浦飛行場周辺消防施設設置助成事業水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）購入について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第10、議案第74号、平成20年度霞ヶ浦飛行場周辺消防施設設置助成事業水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）購入についてを議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） 続きまして、議案第74号、平成20年度霞ヶ浦飛行場周辺消防施設設置助成事業水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）購入についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、当町の消防水利の充足率が低い地域とありますが、どういう地域なのか。そして契約金額が3,729万210円、この金額の内訳をお願いいたします。あと、8,000リットルを消火栓で放水したときの所要時間は何分ぐらいになるのか、この3点をお願いします。

消防水利の充足率の低い地域ということで、今現在充足率の低い地域というのは、地図上で、

整備計画で出している中では、準市街地の2、市街地の2、三区地域の40%台、下本郷地域の33%台。50%以下を低い地域としてとらえております。

3,729万210円の金額の内訳ですが、本体価格が3,520万、消費税が176万、諸費用が33万210円。諸費用の中には重量税等が含まれております。それで合計で3,729万210円となっております。

消火栓で放水した場合、この8,000リットルを放水する所要時間ということですが、約放水時間は16分ほどです。

以上、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第74号、平成20年度霞ヶ浦飛行場周辺消防施設設置助成事業水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）購入については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第74号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第74号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第75号 戸籍電動回転保管庫購入（撤去及び搬入）について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第11、議案第75号、戸籍電動回転保管庫購入（撤去及び搬入）についてを議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇を願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（藤井孝幸君） では、報告します。議案第75号、戸籍電動回転保管庫購入（撤去及び搬入）についての審査経過と結果を報告いたします。

質疑を許し、質疑なし。討論を許し、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第75号、戸籍電動回転保管庫購入（撤去及び搬入）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第75号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第75号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第76号 阿見町土地開発公社定款の一部改正について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第12、議案第76号、阿見町土地開発公社定款の一部改正についてを議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、議案第76号、阿見町土地開発公社定款の一部改正について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第76号、阿見町土地開発公社定款の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第76号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第76号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第77号 町道路線の廃止について

議案第78号 町道路線の認定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第13、議案第77号、町道路線の廃止について、議案第78号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、議案第77号、町道路線の廃止について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第77号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第78号、町道路線の認定について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第78号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いた

しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第77号から議案第78号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第77号から議案第78号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

---

請願第1号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願

請願第2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願

請願第3号 アウトレットモール開業に伴う交通安全対策及び防犯対策を茨城県等に求める意見書の提出を求める請願

請願第4号 農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する請願

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第14、請願第1号、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願、請願第2号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願、請願第3号、アウトレットモール開業に伴う交通安全対策及び防犯対策を茨城県等に求める意見書の提出を求める請願、請願第4号、農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する請願、以上4件を一括議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） 先ほどの報告に引き続きまして、請願第1号、

燃料，肥料，飼料，農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願について御報告申し上げます。

紹介議員の出席を求め，趣旨説明をいただきまして，質疑に入りました。請願事項の2番目について，原油や穀物への投機を規制するということは，投資も含めて規制することなのかとお尋ねしましたところ，今原油が2倍近く上がっていますが，その原因が先物取引で上がるだろうということで原油へ資金が集中したことによります。そのため資材が上がり，石油の値上がり，それから家畜のえさにする穀物が値上がりしているわけです。したがって，この2つに限って，国際的資金の投機を規制してもらいたいという意味です。その他一般の投資とか株式投資とかの商取引を規制することではありません。この2つの原因をいわゆる正常な商取引でなく，投機資金で値上がる分において，国際的に規制するという意味です。

以上，質疑を終結し，紹介議員に退席をいただきまして，討論に入り，討論なし。討論を終結し，請願第1号，燃料，肥料，飼料，農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願については，全委員が賛成し，原案どおり採択されました。

続きまして，請願第2号，ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について，御報告申し上げます。

紹介議員の出席を求め，趣旨説明をいただきまして，質疑に入り，質疑なし。質疑を終結し，紹介議員に退席をしていただきまして，討論に入り，討論なし。討論を終結し，請願第2号，ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願については，全委員が賛成し，原案どおり採択されました。

続きまして，請願第3号，アウトレットモール開業に伴う交通安全対策及び防犯対策を茨城県等に求める意見書の提出を求める請願について，御報告申し上げます。

紹介議員の出席を求め，趣旨説明をいただきまして，質疑に入り，質疑なし。質疑を終結し，紹介議員に退席をしていただきまして，討論に入り，討論なし。討論を終結し，請願第3号，アウトレットモール開業に伴う交通安全対策及び防犯対策を茨城県等に求める意見書の提出を求める請願については，全委員が賛成し，原案どおり採択されました。

続きまして，請願第4号，農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する請願について，御報告申し上げます。

紹介議員の出席を求め，趣旨説明をいただきまして，質疑に入りました。国や茨城県内の動きはどうなっているのかお尋ねしたところ，農薬については12月1日から13%とか20%，ビニールについては10月から15%アップ，段ボールについては10月から20%アップということが決定しています。そのような中，JAではいち早くこのような請願をしたということです。県ではJA茨城から話があり，JAかすみでも請願を行っています。

以上、質疑を終結しまして、紹介議員に退席をしていただきまして、討論に入り、討論なし。討論を終結し、請願第4号、農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択されました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

請願第1号から請願第4号までの4件についての委員長報告は、採択であります。本案4件は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号から請願第4号までの4件は、委員長報告どおり採択することに決しました。

---

意見書案第2号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書（案）

意見書案第3号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書（案）

意見書案第4号 警察官の増員及び交番新設に関する意見書（案）

意見書案第5号 農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する意見書（案）

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第15、意見書案第2号、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書（案）、意見書案第3号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書（案）、意見書案第4号、警察官の増員及び交番新設に関する意見書（案）、意見書案第5号、農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する意見書（案）、以上4件を一括議題とします。

本案に対する趣旨説明を求めます。5番紙井和美君、登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） 意見書案第2号から意見書案第5号までを提出するに当たり、経過に

ついて簡単に御説明申し上げます。

この意見書案第2号から意見書案第5号までの4件については、去る9月17日に開かれた産業建設常任委員会において審議した結果、4件すべて全会一致で採択となり、本日ここに提案するものです。

まず初めに、意見書案第2号、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書（案）について御説明申し上げます。

提出者、阿見町議会議員紙井和美、賛成者、阿見町議会議員柴原成一、同じく小松沢秀幸、同じく倉持松雄、同じく千葉繁、同じく久保谷充。

提案理由は、意見書の案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書（案）

燃料、肥料、飼料、ビニール類、段ボールなどあらゆる農業資材の価格が短期間に高騰し、農業経営の重大な打撃をもたらしています。しかも、こうした生産コストの上昇分は農家の出荷価格に反映されないため、農業経営にストレートにのしかかる状況になっています。

国際的に穀物価格が高騰し、安定的な輸入が危ぶまれているもとで、国内産の増産による食糧自給率の向上が待たないとなつています。このような事態を放置するならば、国民生活に重大な影響をもたらすことは明らかであり、政府としての万全な対策が急務となっています。

先般、政府が漁業者に対する燃料高騰対策として打ち出した緊急対策は、漁業者の要求からすれば不十分なものですが、直接補てんを含んでいることは重要と考えます。農家の苦境を緩和するための対策が急がれています。

よって、次の事項の実現を求めます。

1. 政府において、石油、肥料、飼料、農業資材の高騰分の補償を含む対策を実施すること。
2. 原油や穀物への投機を規制すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

茨城県稲敷郡阿見町議会議員長諏訪原実

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣であります。

続きまして、意見書案第3号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書（案）について御説明申し上げます。

提出者、阿見町議会議員紙井和美、賛成者、阿見町議会議員柴原成一、同じく小松沢秀幸、同じく倉持松雄、同じく千葉繁、同じく久保谷充。

提案理由は、意見書の案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

## ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書（案）

この間、トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や資料価格等が値上がりして、国民生活に重大な影響をもたらしています。

米や穀物の価格高騰は全世界に深刻な影響を及ぼし、6月には緊急の食料サミットが開催され、7月の洞爺湖G8でも環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになりました。食料価格の高騰の原因は、複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

こうした中で、国民の需要のないミニマムアクセス米が年間77万トンも輸入されていますが、今年4月には価格高騰の影響で初めて不落札になるという事態になっています。これ以上、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担し、途上国の食料を直接奪うことにならざるを得ません。国内では生産過剰が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大、強化されていることからしても、ミニマムアクセス米の輸入は許されるものではありません。

政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の義務であるかのように言いますが、本来、輸入は義務ではなく「輸入の機会の提供」に過ぎません。（99年11月の政府答弁）

国際的に米や穀物の需要が逼迫し、先般、決裂したWTO交渉は、今後数年間交渉が宙に浮くことや、ラウンドそのものの崩壊すら取りざたされています。今、求められているのは、従来の枠組みにとらわれることのない危機的事態への対応です。よって、次の事項の実現を求めます。

### 1. ミニマムアクセス米の輸入を停止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

茨城県稲敷郡阿見町議会議員 諏訪原実

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣であります。

続きまして、意見書案第4号、警察官の増員及び交番新設に関する意見書（案）について御説明申し上げます。

提出者、阿見町議会議員紙井和美、賛成者、阿見町議会議員柴原成一、同じく小松沢秀幸、同じく倉持松雄、同じく千葉繁、同じく久保谷充。

提案理由は、意見書の案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

警察官の増員及び交番新設に関する意見書（案）

日ごろより、活力あるいばらきづくり、住みよいいばらきづくり、人が輝くいばらきづくり

実現のために御尽力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、昨今の犯罪状況を見ると、犯罪の増加、悪質化、凶悪化の傾向が見られ、特に、人口が増加傾向にある県南地域においては、犯罪の発生件数が増加しており、治安情勢は悪化しております。

このような中、阿見町におきましては、平成19年3月に、町内に2カ所のインターチェンジが整備された首都圏中央連絡自動車道が開通し、また、平成21年初夏には阿見吉原東土地区画整理事業地内に大型アウトレットモールが開店予定となるなど、地域を取り巻く状況は大きく変化しております。

特に、大型アウトレットモールについては、年間300万人から400万人程度の来場者が見込まれており、将来、多くの商業施設が周辺に整備される可能性もあるなど、町への経済発展及び地域振興への波及効果が期待される反面、周辺地域においては、急激な人口の流入による治安の悪化や交通事故の増加が懸念されるなど、周辺住民の間には治安上の不安が高まっています。

しかしながら、現在の阿見地区交番は、こうした開発等に伴う急激な人口の流入を見込んだ人員配置にはなっていない状況が見受けられます。このような状況を考慮すると、阿見町吉原地区とその周辺の犯罪や交通事故の抑止対策として、警察施設は必要不可欠であると考えております。

つきましては、地域住民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現のため、阿見地区交番の警察官の大幅な増員と阿見吉原東土地区画整理事業区域内への交番の新設を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

茨城県稲敷郡阿見町議会議員長諏訪原実

意見書の提出先は、茨城県知事、茨城県警察本部長であります。

続きまして、意見書案第5号、農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する意見書（案）について御説明申し上げます。

提出者、阿見町議会議員紙井和美、賛成者、阿見町議会議員柴原成一、同じく小松沢秀幸、同じく倉持松雄、同じく千葉繁、同じく久保谷充。

提案理由は、意見書の案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する意見書（案）

世界的な穀物需給は構造的な逼迫に急転したことから、穀物価格は史上最高水準まで高騰しており、我が国の食料の安定供給に支障が生じています。また、原料・肥料・飼料など生産資材価格も史上最高水準まで高騰しており、生産者の経営は危機的状況となっています。

このような状況の中、生産者とJAグループは、生産性の向上に徹底して取り組んでいるも

の、原価の生産資材価格の高騰は、我々の努力のみでは到底解決できないほど困難な状況になっており、緊急に万全な対策を措置する必要があります。よって、以下の事項が確保される対応を強く要望します。

#### 1. 肥料高騰対策

肥料流通の合理化を進めるとともに、土壌分析に基づく低成分肥料の活用や施肥効率の向上等の取り組みを支援する対策を講じること。

#### 2. 生産コストに着目した経営安定対策等の確立

(1) 原油・肥料・飼料高騰による生産コストの上昇分については、販売価格に適切に転嫁するサーチャージ制度などの仕組みを確立すること。

(2) 原油・肥料・飼料高騰による急激なコスト上昇に直接対応する、品目ごとの生産コストの増大に着目した経営安定対策を早急に確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

茨城県稲敷郡阿見町議会議長諏訪原実

意見書の提出先は、農林水産大臣、茨城県知事であります。

以上、御説明申し上げましたが、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 意見書の案の2号なんですけど、2番でね、原油や穀物への投機を規制すること、これはですね、普通であれば世界的なことで、とても日本でどうのこうのというあれじゃないんでね、やっぱりこれは抜いたのがいいんじゃないですかね。やっぱりオイルダラーだ何だって、もう世界でこれは投機だ何だっていうことで、世界をどういう形でまとめるということはできようがないことなんでね。やっぱりほかのことはね、政府とか県とかいろいろできる状況ですけど、何かこれちょっと、意見書にはちょっとそぐわないような気がします。

この2番というのは、原油や穀物への投機を規制する。これはみんな穀物とか原油は商品相場でね、動いているわけだから、これを規制するという、これはおれは抜いたのがかえって町の議会の意見書としてはいいんじゃないかなと。ほかでは、もしかするとこれも入れてるかわかんないけど、これはちょっと抜くべきじゃないかなという気はします。私の意見。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

はい、18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 皆さん御存じのように、ガソリンの値上げ、穀物の値上げについては、ガソリンについては明らかに投機資金が流入して値上がる。で、今はまた投機筋が下がるつつうことで提示して一部下がってるわけですね。そのように実際の需給とは関係なく、ガソリンについては上がってるわけですね。で、そのことが輸送費や原材料の値上がりになって、要するに農業資材の高騰につながってるわけです。

当然、これは世界的にどこの国でも問題になって、やはり今規制がないので規制すべきだつつう声が上がってるわけですね。で、やっぱり被害を受ける立場の人らが声を上げて規制すべきだというふうにしなければ規制の方向へも行かないので、やはりこれは入れとかないと意味がないというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） はい、12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 本当に意見書、いいものが出てるんですけど、やはりある程度必要に物事ができること。確かにもう今、政府でも県でも肥料とか飼料の価格高騰に対しての補助金等、そういう施策は打ってきていると思います。政府も打つと思います。そういう中で、本当にできるようなことを。確かに原油や穀物への投機を規制するっていうことをここで書いてですね、それを国でも何でも持ってって、どうなのかなと。なかなか自由経済の中で、すぐこういうものの規制をね、できるというそういう状況にはないと思いますね。やっぱり品物の、そういうものの自由競争の中で、こういうものをどんどん規制できるというような、やっぱり今の社会じゃないんじゃないかなという、そういうことを思うと、やはりこの2番を入れるのが本当に阿見町の議会としていいのかどうかという、そういうものがやっぱり問われるのかなと、おれは気はしたんですよ。

○議長（諏訪原実君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号から意見書案第5号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第2号から意見書案第5号までの4件については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認めます。

よって意見書案第2号にから意見書案第5号までの4件は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除を願います。

---

議会運営委員会及び常任委員会並びに行政改革特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程16、議会運営委員会及び常任委員会並びに行政改革特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに行政改革特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで本定例会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 平成20年第3回定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、本定例会に提案しました案件につきまして、熱心な御審議の上、全議案ともに議決をいただき、また一般質問や各常任委員会の審議を通じて、さまざまな御意見をいただきましてありがとうございました。

今定例会は平成19年度の決算認定が主要な案件でありましたが、監査委員さんには連日にわたる監査に加え、さまざまな角度からの的確な御指導をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年度も上半期を終え、下半期に入ろうとしておりますが、これまで議員各位並

びに町民の皆さん方の御支援と御協力によりまして、各種事業とも順調に進んでおります。特に、予科練平和記念館の建設については、これまで順調に進んでおり、建築工事請負契約について本定例会で議決をいただきましたので、直ちに本契約を締結し、平成22年2月の開館に向けて事業を進めてまいりたいと考えます。

現在、我が国の経済は、原油高や欧米国経済の減速などにより、戦後最長を続けて来たの景気が途切れ、後退局面に入ったのに加え、食料品や家電、自動車などの相次ぐ値上げ、さらには米証券大手の経営破たんの影響も懸念されるなど、景気が一層悪化する可能性も出てきております。

また、福田内閣の退陣により、今度内閣の交代がありましたけれども、近々選挙があると、こういう影響がどういう形が出るか、こういうこともいろいろ心配要因になっているわけであります。

そのため、地方経済は、今後も依然として不透明な状況が続き、地方財政においても相変わらず厳しい状況が予測されるところであります。

このような中、平成21年度の予算編成作業に加え、阿見町第5次総合計画後期基本計画を策定中で、町の将来にとりまして、非常な重要な時期を迎えております。依然として厳しい財政状況であります。町民生活の向上発展のため、県央道の波及効果などを最大限に生かして着実な事業執行に努力してまいりますので、議員各位にはさらなる御指導、御協力をお願い申し上げます。

今年は、梅雨明けの後、非常に暑い日が続いたものの、お盆過ぎにはいろいろ天候不順が続きまして、地域によっては大きな被害が出るなど不安定な天気となりました。しかし、9月に入り天候もまずは安定しまして、最近では大分朝夕涼しくなっております。

本日は彼岸明けでありまして、季節の変わり目でもあります。どうか議員各位には健康には十分留意され、ますますの御活躍を御祈念申し上げます、閉会に当たりましてのあいさつといたします。どうもありがとうございました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（諏訪原実君） それでは、議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上も御自愛御健勝を祈念いたします。

これを持ちまして、平成20年第3回阿見町議会定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午後 1時52分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諏訪原 実

署 名 員 藤 井 孝 幸

署 名 員 千 葉 繁

## 参 考 资 料

平成20年第3回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第51号 議案第52号 議案第53号 議案第58号 議案第64号 議案第73号 議案第74号</p>	<p>阿見町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について 財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例の一部改正について 阿見町税条例の一部改正について 平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 総務常任委員会所管事項 平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 総務常任委員会所管事項 H20町単予第1号予科練平和記念館新築工事(建築工事)請負契約について 平成20年度霞ヶ浦飛行場周辺消防施設設置助成事業水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）購入について</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第54号 議案第55号 議案第58号 議案第59号 議案第61号 議案第63号 議案第64号 議案第65号 議案第67号 議案第70号</p>	<p>阿見町手数料徴収条例の一部改正について 阿見町印鑑条例の一部改正について 平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号） 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） 平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 民生教育常任委員会所管事項 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成19年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について 平成19年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について</p>

	議案第75号	いて 戸籍電動回転保管庫購入（撤去及び搬入）について
産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第56号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第57号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第58号	平成20年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第60号	平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第62号	平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第64号	平成19年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第66号	平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第68号	平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第69号	平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第71号	平成19年度阿見町水道事業会計決算認定について
	議案第72号	20国補下1-1 荒川本郷地区調整池築造工事請負契約について
	議案第76号	阿見町土地開発公社定款の一部改正について
	議案第77号	町道路線の廃止について
	議案第78号	町道路線の認定について
	請願第1号	燃料，肥料，飼料，農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願
請願第2号	ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願	
請願第3号	アウトレットモール開業に伴う交通安全対策及び防犯対策を茨城県等に求める意見書の提出を求める請願	

	請願第4号	農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する 請願
--	-------	----------------------------------

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

平成20年6月～平成20年9月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	8月21日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問一問一答制について</li> <li>・その他</li> </ul>
	9月2日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回定例会会期日程について</li> <li>・その他</li> </ul>
民生教育 常任委員会	7月9日	阿見第一小学校 阿見第二小学校 阿見中学校	視察 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校概要</li> <li>・校内視察</li> </ul>
産業建設 常任委員会	8月7日	笠間市	視察研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・笠間クラインガルテンについて</li> <li>・生き生き菜園「はなかさ」について</li> </ul>
議会だより 編集委員会	7月14日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第116号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
	7月28日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第116号の校正について</li> <li>・その他</li> </ul>
全員協議会	7月25日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員報酬について</li> <li>・費用弁償について</li> <li>・あて職の報酬及び費用弁償について</li> <li>・行政改革特別委員会について</li> <li>・その他</li> </ul>

<p>全 員 協 議 会</p>	<p>9月1日</p>	<p>全員協議会室</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事案件について（政治倫理条例審査会委員）</li> <li>・ 人事案件について（教育委員会委員）</li> <li>・ 阿見町曙保育所・青宿保育所移管先法人について</li> <li>・ 学校耐震化について</li> <li>・ 阿見町第5次総合計画後期基本計画策定の進捗状況について</li> <li>・ 行政改革大綱実施計画進捗状況について</li> <li>・ 消防広域化について</li> <li>・ アウトレットモール立地に係る住民説明について</li> <li>・ 環境基本条例の制定スケジュールについて</li> <li>・ 地方自治法改正に伴う例規類の改正について</li> <li>・ 費用弁償等の廃止について</li> <li>・ 行政改革特別委員会について</li> <li>・ その他</li> </ul>
------------------	-------------	---------------	--

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
土浦石岡地方社会教育センター 一部事務組合	8月27日 ～28日	視察研修 ・新潟県新潟市立石山地区公民館 ・新潟県小千谷地区復興現地視察		浅野栄子 難波千香子
龍ヶ崎地方衛生組合	8月26日	汚泥再生処理センター建設工事に係る損害賠償請求について	損害賠償請求額 349,654,200 円	大野孝志

# 請 願 文 書 表

平成20年第3回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提 住 出 所 者 氏 名	紹 氏 介 議 員 名	議 決 結 果
1	平成 20 年 9 月 1 日	<p>1. 件 名 燃料，肥料，飼料，農業資材等の価格高騰に対する緊急 対策を求める請願</p> <p>2. 主 旨 燃料，肥料，飼料，ビニール類，ダンボールなどあらゆる 農業資材の価格が短期間に高騰し，農家経営に重大な打 撃をもたらしています。しかも，こうした生産コストの上 昇分は農家の出荷価格に反映されないため，農家経営にス トレートにのしかかる状況になっています。</p> <p>国際的に穀物価格が高騰し，安定的な輸入が危ぶまれて いるもとで，国内産の増産による食料自給率の向上が待っ たなしとなっているいま，このような事態を放置するなら， 国民生活に重大な影響をもたらすことは明らかであり，政 府としての万全な対策が急務となっています。</p> <p>先般，政府が漁業者に対する燃料高騰対策として打ち出 した緊急対策は，漁民の要求からすれば不十分なものです が，直接補てんを含んでいることは重要と考えます。農家 の苦境を緩和するための対策が急がれています。</p> <p>よって，次の事項を実現する意見書を政府関係機関に提 出することを請願します。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. 政府において，石油，肥料，飼料，農業資材の高騰分の補 償を含む対策を実施すること。</p> <p>2. 原油や穀物への投機を規制すること。</p>	茨 県 城 南 取 農 手 民 市 組 新 合 川 代 2 表 9 岡 7 野 忠	細 田 正 幸  吉 田 憲 市	

# 請 願 文 書 表

平成20年第3回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 出所 者氏 者名	紹氏 介議 員名	議決 結果
2	平成 20年 9月 1日	<p>1. 件 名 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願</p> <p>2. 主 旨 この間、トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上がりして国民生活に重大な影響をもたらしています。</p> <p>米や穀物の価格高騰は、全世界に深刻な影響を及ぼし、6月には緊急の「食料サミット」が開催され、7月の「洞爺湖G8」でも、環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになりました。</p> <p>食糧価格の高騰の原因は、複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。</p> <p>こうしたなかで、国民に需要のないミニマムアクセス米が年間、77万トンも輸入されていますが、今年4月には価格高騰の影響で初めて不落札になるという事態になっています。</p> <p>これ以上、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担し、途上国の食糧を直接奪うことにならざるをえません。国内では「生産過剰」が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大・強化されていることからしてもミニマムアクセス米の輸入は許されるものではありません。</p> <p>政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の「義務」であるかのようにいいますが、本来、輸入は義務ではなく「輸入の機会の提供」にすぎません(99年11月の政府答弁)。</p> <p>国際的に米や穀物の需給がひっ迫し、先般、決裂したWTO交渉は、今後数年間交渉が宙に浮くことや、ラウンドそのものの崩壊すら取り沙汰されています。今、求められているのは、従来の枠組みにとらわれることのない危機的事態への対応です。よって、次の事項を実現する意見書を政府関係機関に提出することを請願します。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. ミニマムアクセス米の輸入を停止すること。</p>	<p>茨城県農 民組合 代表 岡野 忠</p>	<p>細田 正幸  吉田 憲市</p>	

# 請 願 文 書 表

平成20年第3回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 所出 者氏 者名	紹氏 介議 員名	議決 結果
3	平成 20 年 9 月 1 日	<p>1. 件 名 アウトレットモール開業に伴う交通安全対策及び防犯対策を茨城県等に求める意見書の提出を求める請願</p> <p>2. 主 旨 本行政区の推進につきましては、日頃から格別の御指導、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、本行政区では、現在、阿見町等が進めている「まちづくり」の重要プロジェクトである「圏央道」や「阿見吉原東土地地区画整理事業」に対し、地域としても積極的に事業に協力しているところです。</p> <p>とりわけ、阿見吉原東土地地区画整理事業につきましては、阿見町の新しい南の玄関口となることが期待されるばかりでなく、そこに立地が決定した大型商業施設の「あみプレミアムアウトレット」は、茨城県の観光マップを大きく塗り替えるほどの集客効果が期待されているところであり、地域の振興を図るうえでも非常に重要な施設であると理解しております。</p> <p>しかし、こうした発展が行政区にとっても喜ばしいことである反面、静かな集落環境の悪化や大量の人等の流入による交通渋滞並びに治安上の不安が高まっていることも事実であります。</p> <p>つきましては、従来の静かな集落環境が維持できるために地域住民のための交通安全対策及び防犯対策に対して十分な措置を講じることを、ここに強く要望いたします。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. 茨城県及び茨城県警察本部に対し、「警察官の増員及び交番新設に関する意見書」の提出を求めます。</p>	阿見町 吉原 3003 2 推進 協議 会 会 長 青 山 均	下 吉 原 ま ち づ く り 推 進 協 議 会 会 長 青 山 均  佐 藤 幸 明  川 畑 秀 慈	

# 請 願 文 書 表

平成20年第3回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 所出 者氏 者名	紹氏 介議 員名	議決 結果
4	平成 20 年 9 月 1 日	<p>1. 件 名 農畜産物生産コスト上昇に対する経営安定の確立に関する請願</p> <p>2. 主 旨 日頃より、管内の農業振興につきましては、格別なるご理解とご高配を賜りまして厚く御礼申し上げます。 当JAは、行政と一体となって農畜産物の生産振興をはじめ、品質の向上、安全性の確保などに総力をあげて取り組んでいるところです。 しかし、世界的な食料需給の逼迫により、食料価格は高騰し、さらに原油・肥料・飼料など生産資材価格は史上最高水準まで高騰するなかで、生産者の経営は危機的状況となっています。 また、原油・肥料・飼料高騰対策については、我々の努力のみでは到底解決できないほど困難な状況となっています。 つきましては、JA管内農業と農業経営の維持・安定のため、省エネや低コスト生産に向けた支援対策の充実・強化、生産コストに着目した経営安定対策の確立等につきまして、下記事項の実現にむけて、県および国の関係省庁に対し意見書を提出していただきますようお願いいたします。</p> <p>(請願事項) 下記のことについて、意見書を提出願いたい。</p> <p>1. 生産コストに着目した緊急対策の確保 原油・肥料・飼料高騰による生産コスト上昇分に対する価格転嫁対策並びに、品目毎の生産コストの増大に着目した経営安定対策を講じること。</p> <p>2. 低コスト生産に向けた支援対策の充実強化 施設園芸農家の生産コスト増大に対応するため、燃料使用量を削減するヒートポンプや多重カーテン、多段式サーモ装置、循環扇等など省エネルギー設備の導入支援を行うこと。</p>	茨城 県稲 敷郡 美浦 村郷 中2 66 13 代表 理事 事長 橋本 秀夫	久保 谷 実  浅野 栄子	